

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信

特集=世界史のなかの社会主义

芦田文夫・田口雅弘・堀林巧・田中宏  
入門講座・効用価値説と労働価値説 大西広

63

1990年  
6月

1981年5月20日  
第4種郵便物認可  
I S S N 0385-065X



# 好評！基礎経済科学研究所の出版物

経済学基礎理論研究所編

## 現代日本経済入門

汐文社・1972年・絶版

池上惇編著

## 現代世界恐慌と資本輸出

青木書店・1973年

池上惇・坂井昭夫・林堅太郎編著

## 現代日本資本主義の政治経済機構

労働経済社・1975年

基礎経済科学研究所・坂井昭夫編

## 日本の経済危機

労働経済社・1976年

基礎経済科学研究所編

## 資本論・帝国主義論年表

基礎経済科学研究所・1977年・絶版

向井喜典・池上惇・成瀬龍夫編

## 現代福祉経済論

青木書店・1977年

重森暁編

## 地域のなかの公務労働

大月書店・1981年

島恭彦監修

## 講座・現代経済学 全6巻

青木書店・1978年～1982年

基礎経済科学研究所編

## 人間発達の経済学

青木書店・1982年

森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編

## 入門・現代の経済社会

昭和堂・1985年

森岡孝二編

## 勤労者の日本経済論

法律文化社・1986年

基礎経済科学研究所編

## 労働時間の経済学

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

## 講座・構造転換 全4巻

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

## ゆとり社会の創造

昭和堂・1989年

基礎経済科学研究所編

## 現代の技術と産業の経済学

青木書店・1990年近刊

基礎経済科学研究所編

## 講座・今日の世界経済 全5巻

青木書店・1991年刊行予定

基礎経済科学研究所編

## 資本論・帝国主義論対照「経済学総合年表」

青木書店・刊行予定

# 経済科学通信

第63号 (1990年6月)



研究者群像●十名直喜さんに聞く	2
特集●世界史のなかの社会主義	
特集によせて	編集局 9
世界史のなかの現存社会主義	芦田 文夫 10
「伝統的」システムの崩壊	
——ポーランド政治・経済改革の歴史的位置と課題	田口 雅弘 19
東欧変動と社会主義の古典的原理	
——ハンガリー改革を素材として	堀林 巧 25
東欧社会主義の改革の理論的諸問題	田中 宏 33
85年以降のソ連・東欧の主な動き	編集局 18
入門講座●効用価値説と労働価値説	大西 広 38
古典を読む●山田盛太郎著『日本資本主義分析』	岡田 知弘 41
現代の焦点●コメ市場開放問題とガット交渉	松原 豊彦 45
歴史の探求●IMF・世銀の創設	小林 世治 49
論文●アメリカでみた民衆参加の研究運動	藤岡 悅 54
研究ノート●重森暁著『現代地方自治の財政理論』によせて	内山 昭 64
書評●岡田知弘著『日本資本主義と農村開発』	遠藤 宏一 65
田口富久治編著『ケインズ主義的福祉国家』	成瀬 龍夫 67
モニター書評●基礎研編『ゆとり社会の創造』を読んで	布村 伸一 70
基礎研だより●1989年度春季合宿研究交流集会の報告	井内 尚樹 71
第12回研究大会のご案内	72
読者の声●	32
編集後記●	編集局 73

表紙の絵 つづら (新日本プロセス)

## 十名直喜さんに聞く

——“働きつつ学ぶ” 鉄鋼産業研究の歩みと抱負——

このインタビューは、さる4月7日、十名さんに基礎研の事務所に御足労いただき、梅原英治（『経済科学通信』編集局員）と西田達昭（同）が行なったものです。



**編集局** 本日はお忙しい中をありがとうございます。当企画は、“働きつつ学ぶ” 経済学研究を20年近く続けてこられた十名さんから、この20年間の歩み、その学び心と生きざまについてフランクに語っていただこうというものです。

ちょうど先日（3月17日）の春季合宿研究交流集会で、「HOW to “働きつつ学ぶ”」シンポジウムを行い、十名さんから言わば「自分史」とでもいすべき貴重な体験談（「“働きつつ学び研究する” 人生に幸あれ——我が20年の軌跡と展望——」）を報告していただきました。労働者研究者などから確かな反響と手応えがあったようです。そこで、『通信』をつうじて体験談を広く紹介してみては、という声が上がり、急遽、本日の企画の運びとなったわけです。

まず最初に、“働きつつ学び研究する”思想と哲学について、十名さんのお考えをお聞かせください。

### “働きつつ学ぶ” 思想と哲学

**十名** 「生涯学習」をめぐる国民的欲求は、先進国を中心にはじめてない高まりと多様化を迎えています。これは、社会の構造や科学・技術などの急速な変化を見極め、それに的確かつスムーズに対応しようという国民の生存権的欲求でもあると思います。また、先進国における高学歴化や労働内容の多様化、あるいは社会的陳腐化の早まりなどが、それに拍車をか

けています。

最近の話題の書、MITの“Made in America”には、生産・経営現場での日本型「働きつつ学ぶ」運動が注目され、詳細にとりあげられています。すなわち、日本型生産システムにおけるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）、継続的な教育計画や教育投資、QCなどにみられる集団的な学習・研究活動等が、あげられています。これらは、まさに労働者の「働きつつ学ぶ」欲求が巨大資本のイニシアチブのもとに取り込まれていることを示しているといえましょう。

日本人の旺盛な学習エネルギーは、江戸時代の寺子屋教育の普及の高さ、茶道・華道や絵画、あるいは弓道・剣道など「型」をその基礎においた日本の伝統的文化を習う「お稽古事」などにも、如何なく示されています。今日においては、各種のセミナーやカルチャー・センターの活況など、その国民的エネルギーは「生涯学習」へ、さらには創造型活動へと多様化し発展してきています。文学作品等の多数の応募にみられる書き手の奔出などは、その好例といえましょう。大学院制度の改革による社会人への門戸開放なども、勤労者の知的欲求の高度化に応えようとする側面をもつものといえます。筑波大学における夜間大学院の開設には、数十倍の競争率であったことが新聞でも報道されました。

基礎経済科学研究所の運動は、すでに20年前に、こうした現代の社会的ニーズを察知し、労

働者が学習・教育を受けるだけでなく、高度な専門性をふまえて自らが研究活動の担い手になることを、その基本理念として打ち出しました。そして、「働きつつ学び研究する」主体の創出と連帶を掲げて実践するという、先駆的な活動経験を積み重ねてきたわけです。その結果、多くの労働者研究者を産み出しています。大学の研究者と労働者の共同研究や研究ネットワークも地道ながらも種々作り出されてきています。

現代の高度化し、多様化した産業・技術・労働にあっては、一握りの大学などの研究者だけでは、もはや全面的かつ創造的に研究し尽くすことは困難になっています。労働者が、社会科学の理論や法則を深く把握して、自らが働く産業や技術・労働などの諸問題に正面からアプローチしていくことが不可欠になっています。そして、その成果を大学の研究者や他の産業の労働者研究者との研究会や各種ネットワークにはかって、さらに深め、より科学的な研究へと高めていく、他の研究者もその情報を自らの研究の肥やしにしていく、という研究スタイルが必要になっていると思います。

### 鉄鋼現場から経済学研究への契機

**編集局** さて、十名さん御自身の“働きつつ学ぶ”研究活動の生きざま・歩みへと、焦点を移したいと思います。

鉄鋼メーカーに勤務された後、経済学研究に入られた動機は何でしたか。また、基礎研運動に参加された契機についてお聞かせください。

**十名** 社会に出てから経済学の勉強をもう一度やりたくなったのは、大学時代とりわけ3・4回生時代のゼミナール生活の影響が大きかったと思います。1967年に京都大学の経済学部に入つて1971年に卒業しましたが、この4年間は大学紛争の真っ只中にありました。3回生の頃などは、ほとんど休講であったと記憶しています。そうした中にあっても、ゼミナール（池上惇教授指導）はキッチリ開かれ、そこがゼミ生の溜り場の一つとなって、経済問題や大学自治をめぐる活発な討議、学生学会で発表するための共同研究などが印象深い体験として残っています。経済学について、集団で討議したり研究するこ

との楽しさの一端に触れることができたように思います。

いざ、社会にててみると、それまでの自らの不勉強と自主的な学習・研究の大切さを痛感することになりました。（株）神戸製鋼所に入って、加古川製鉄所の製銑部門に配属されましたが、配属直後の6ヶ月間の現場実習の体験は強烈でした。高炉や転炉という大型装置の威容と千数百度の溶銑・溶鋼の出湯作業時の迫力・あるいはストリップミルの高速度の圧延処理などを眼の前にして、現代技術や現場労働というものを経済学として学び直す必要性を身に沁みて感じました。半年間の実習を終えると、製銑部門で原料需給管理の業務に携わるようになりました。輸入・国内原燃料の荷揚げから焼結工場・ペレット工場・コークス炉での原料の事前処理、そして、それらの原料を高炉で溶銑とスラグに分離し、さらに製鋼工程で溶鋼にするまでの一連の工程における多種多様な大量の原料の需給を管理する仕事です。大学を出立ての事務系の若者にとってはハードではありますが、製造部門の雰囲気や技術者・現場労働者のニーズを肌で知るには格好の職場でもありました。

私の経済学研究もこうした職場の息吹に触発され啓発されるところが大きかったといえます。実習期間中は全ての体験が刺激的で、比較的に時間もとれたこともあって、初めて『資本論』を全巻読破しました。会社の独身寮に入っていたこと也有って、文庫版にブックカバーして読んでいました。自分の業務に就くようになっても、日々の仕事だけでは満たされぬもの、いわば学び心の乾きと葛藤を切実に感じるようになりました。そうこうするうちに、就職して2年過ぎた頃の1973年春に、大学院にいた先輩の鍛治邦雄・関西大学教授の紹介で、森岡孝二・関西大学教授（当時、大阪外大講師）を中心を開かれていた大阪の基礎理論研究会に参加することになったわけです。

### 処女論文(大工業論)執筆の動機と経緯

**編集局** 基礎理論研究会に参加されて半年後に、処女論文「大工業理論への一考察」を『経済科学通信』に発表されていますが、テーマの選定

や執筆に至る経緯などについて、お聞かせください。

十名 処女論文は、新銳製鉄所での種々の体験に触発され、これを自分として社会科学的につかみたいという問題意識から出てきました。そして、芝田進午氏の科学技術論へのアプローチとが交錯して生まれたわけです。学生時代には、ベトナム侵略戦争反対闘争や大学紛争などの革新的雰囲気もあって、芝田進午氏の科学技術革命論や科学的労働論がよく読まれており、私も一読して強い印象をうけていました。私にとっても、懐れの理論家の一人でした。しかし、実際に生産現場での実体験を通して芝田理論を読み返してみると、強く惹かれながらも、現実はズレているのではないかという疑問が湧いてきて、これに思い切って挑戦してみようと試みたわけです。

基礎理論研究会での活発な論議が、私の研究意欲に火をつけてくれました。それまでは一人で悶々として抱えていた種々のわだかまりや疑問をぶつけて議論することができるようになつたからです。研究会に参加して2～3カ月後には論文執筆にかかり、2～3カ月で一気に仕上げました。論文作成過程では研究会でも論議してもらい、原稿をゼミの恩師の池上教授にもみてもらったことを憶えています。基礎研活動に参加直後の、「働きつつ学び研究する」情熱と感動は、『経済科学通信』第7号に無署名で寄稿した小論「働きつつ学び研究することの意義と展望」の中にも書きました。

### 鉄鋼資源論から技術論、労働論へ

編集局 その後、研究の関心やテーマがどのように展開して行ったかについて、仕事との関連や職場環境の変化などをふまえつつ、お話ししていただけませんか。

十名 技術部門の中で鉄鋼原燃料にかかわる仕事に就いたために、鉄鋼資源問題を技術論をも視野に入れて研究したいという意欲が、処女論文を書いた直後に強く出てきました。当時、折しも第1次石油危機の渦中にあり、しかもそれに連動してかつてない規模での原料炭危機を招いていました。第2作目の実証分析「資源危機

における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向」は、この危機の本質解明に挑んだわけです。その後の私の鉄鋼資源論は、この論文を出発点にしており、その後の研究方向に強い影響を及ぼしました。この2つの論文は、文章表現やまとめ方など未熟であったにもかかわらず思わぬ反響を呼びました。芝田批判の論文は、中村静治氏（当時、横浜国大教授）の『技術論論争史』でもとりあげていただき、また『通信』誌上でも読者や所員の方から批評をいただきました。原料炭論文も、故市川弘勝氏（当時、東洋大学教授）に詳細に取り上げてもらつたし、『通信』誌上で林堅太郎氏（所員）の書評をいただきました。

その後、資源論から技術・産業論へと関心を拡げて行きました（「技術論論争」島恭彦監修『講座・現代経済学』第V巻、青木書店、1981年）。これは、基礎理論研究会が基礎経済科学研究所に発展し、広く労働者に門戸を開けて分野別に学科を持つようになったため、私も「技術・産業論学科」で研究会を継続的に持ち、そこで議論するようになったことに少なくない影響を受けたわけです。同研究会には、林堅太郎・立命館大学教授（当時、講師）、吉田文和・北海道大学助教授（当時、大学院生）、青水司・大阪経済大学助教授（当時、大学院生）、等の多くのメンバーがいました。また、職場での労働体験も踏まえて労働論へも関心を拡げていきました。当研究所の15周年記念懸賞論文で佳作をいただいた拙論「現代日本の鉄鋼労働者像」は、ちょうど、そのはしりであったわけです。

当研究所の外の研究者との共同研究にも参加してきましたが、その内、共著になったものに次の二つのプロジェクトがありました。一つは、置塩信雄・大阪経済大学教授（当時、神戸大学教授）、石田和夫・関西学院大学教授グループとの、文部省の科研費による鉄鋼産業研究（1978～80年）でした（置塩・石田編『日本の鉄鋼業』有斐閣、1981年）。『通信』掲載の原料炭論文が機縁になり、お誘いを受けたわけです。もう一つは、鉄鋼協会・科学技術史委員会での製鉄技術史研究でした（『原燃料からみた我が国製鉄技術の歴史』日本鉄鋼協会、1984年）。これも、『現代技術評論』（1976年8月）掲載の

資源論の論文がプロジェクト・リーダーの館充・千葉大学教授（当時、東大教授）の目にとまり、彼の推薦を受けてのことでの黒岩俊郎・専修大学教授の主査の原燃料チームに参加しました。当時（1979～83年頃）は、2～3カ月に一度の割で研究会がもたれ、会社の出張として東京に出ていくのが、楽しみであり、息抜きの一つとなっていました。私にとっては、いずれも勉強になる新しい興味深い体験でした。

### 心身の不調と研究の停滞

**編集局** 研究業績をみていくと、論文を年1本強のペースで発表されていますが、1985年～87年ごろに約3年間のブランクがみられます。この間の事情はどうだったのでしょうか。

**十名** これは、30代前半の頃（1980～85年頃）の心身の不調によるもので、そのツケが数年後になってきました。心身の落ち込みは、企業内での処遇をめぐる精神的な葛藤、悩みが引き金になったようです。大学を出立ての事務系の若者は、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の一環として、通常、2～3年のローテーションで異なる業務に就き、視野と体験を広げていく仕組みになっています。しかしながら、5年を過ぎても10年を過ぎても私のローテーションは無く、結局、入社以来の20年近くを同一の技術部門で過ごしたことになります。おそらく、事務系の大卒で私のような処遇は、社内でも聞いたことがなく、初めての例ではなかったかと察しています。研究活動等の私自身の播いた種の結果であると割り切って、日々の業務に打ち込みながらも、自分だけ一人取り残されているのではないかという焦りがつのり、苦悩に苛まれていったわけです。

こうした苦悩は、研究面にも深い影を落とすようになり、研究面での停滞と焦りへと連鎖波及して行きました。苦悩と焦りが蒿じた結果、心身の変調をきました。肩凝りや疲労感、吃音恐怖などの症状に悩まされるようになり、論文はおろか書くこと 자체が苦痛となって、次第にかつての自信や抱負まで蝕まれていったわけです。ただし、心身のどん底にあっても、会社の仕事には全力投入しました。また、この間、

遅々としているものの、年一本以上の論文を作成し続けようとしたしました。

30代の前半から中盤にかけては、こうした心身の変調からいかに脱出し、自らを取り戻していくかという課題との泥まみれの格闘が続きました。生き方や研究の仕方、心身の健康に関する文献や資料を渉猟し、脱出の糸口を探索したわけです。神経症に関する故・森田正馬氏の理論から深く学び、テーマ日誌をつけるようになりました。手軽に日誌をつけるという習慣が、日誌を通して自己と対話するという方向を引き出し、自己の再発見の場としていくことに次第につながっていったわけです。書くことの面白さ・ダイナミズムを日毎に再発見し、種々のテーマに関わる着想を書き留めるようになって、よどみをようやく断ち切っていく契機をつかみえたと思います。また、ジョギングや徒歩通勤などの励行が、心身の回復を促していました。

こうして、生活に学び、挫折から学びるとという姿勢と実践が研究意欲や心身の回復を促していました。しかしながら、心身の回復やライフスタイルの再構築に費やしたエネルギーは過大であったようで、研究へのエネルギー投入との間にはアンバランスな状態が進んでいました。30代の後半になると、研究のテンポが低下するにつれて大学の研究者や専門家等との交流も少くなり、研究源泉の先細り傾向が出てきました。研究テーマの狭小化と意欲の空回り傾向が出てきたわけです。しかも、企業内での昇進の遅れが目立つようになってきました。こうして、仕事と研究という両面での困難性の新たな強まりは、私自身の価値観、ライフスタイルのもう一段の脱皮を必要ならしめたといえます。

説明が長くなりましたが、1985～87年の間の論文のブランクの背景には、このような紆余曲折のドラマがあったわけです。

### 京大大学院への社会人入学

**編集局** 1987年に京都大学の大学院に（社会人）入学されていますが、どういうきっかけでしたか。なぜ大学院に入られたのか、基礎研とのかわりや“働きながら学ぶ”人生観などとの葛

藤がなかったのかどうか、その機微についても、お聞かせいただけないでしょうか。

**十名** 1987年3月末に、信頼できる先輩から突然、速達の手紙が送られてきました。京都大学大学院経済学研究科に社会人・留学生コースの制度が新規にでき、2週間後に選抜試験があるので是非受けてみては、との文面でした。企業に籍をおいて仕事をしながらでも可能な制度らしい、との判断もこめられていました。

ちょうど、その2週間程前の新聞でも報道記事があり、私も目に留めていましたが、腰をあげるには至りませんでした。この10数年間、「働きつつ学ぶ」研究スタイルを身につけているものだから、在野精神や負けじ魂が旺盛で、「大学など何するものぞ、在野でも立派に研究の花を咲かせてみせる」との自負心が、大学院という既成の制度に適応してゆくことにブレーキをかけていたからです。しかも、専門科目や外国語の試験を、準備もないまま、いまさら受けれることに躊躇もありました。しかしながら、妻をはじめ何人かの先輩や友人に相談すると次第に狭隘な「自負心」が打ち破られてしまい、説得されて急遽、受験に踏み切りました。入ってから、噂に聞くところでは社会人入学ではトップだったとのことで、「10数年間の研究の蓄積は、突然の入試にも効力を発揮したんだな」と、つくづく思いました。

ここに、「働きつつ学ぶ」在野研究スタイルから、会社での仕事と大学院での研究という新たな「二足の草鞋」に履き変えての再スタートを切ることになったわけです。

まず、この「二足の草鞋」を会社に認めてもらうことが不可欠でした。合格後の1週間は、私にとって、10年間に一度位の緊張した中に身を置くことになりました。上司や人事部門などに、合格したことや仕事と両立させていきたいこと、もし可能であれば1~2年の国内留学をさせてほしい旨を申し出たわけです。この「二足の草鞋」が、会社にとっても決してマイナスにはならないこと、現代社会の多様化した高度なニーズに応えていく新しいサラリーマン像の一つでもあり、創造的な仕事にも欠かせないこと、私もそうした課題に応えていくつもりであることを、慎重かつまともに訴えていました。

その結果、国内留学は認められなかったものの、仕事との両立を前提にして有給休暇や休日を活用してやっていくことは構わないとの「お墨付き」を得ることができたのです。「頑張れよ」との激励を多くの上司や仲間から受けることができました。

## 研究スタイルの再構築

**編集局** 大学院での研究生活について、率直な御感想をお聞かせください。

**十名** いま、大学院での3年間を振りかえってみると、私自身の研究スタイルの再構築に決定的な一石を投じたように思います。

3年前に、天下晴れての「二足の草鞋」生活が不安と期待のなかでスタートしたことを、いまでも鮮やかに憶えています。この頃から、会社での仕事も多忙さを増し、月に1日か2日の有給休暇の取得もままならない状況にありましたが、職場での一定の理解と大学の配慮が難局を乗り切る支えになりました。何人かの先生方には会社の休日にあたる土曜日にセットしていただきたこともあり、少なくない先生方の御援助を受けることができました。

大学院修士課程の2年間がたちまちのうちに過ぎていきました。とくに社会人が中心に集まる現代産業研究会（池上教授指導）での自由闊達かつ希有壮大な議論が、私の問題意識や狭隘なこだわりを解きほぐし、あの20代の研究情熱と意欲を目覚めさせていきました。

この研究会を核にして、種々の研究ネットワークにも積極的に関わるようになり、各種研究会への参加に伴う研究報告や論文作成に嬉しい悲鳴をあげる状況がでてきたわけです。修士課程の2年目には、NEC懸賞論文に入賞し（「新ルネッサンス待望」『論文集 新しい時代の人間と科学技術——その共生を希う25の提言』日本電気株式会社、1988年），産業学会で日本の経営論の研究成果を発表しました（「第2次大戦後における日本鉄鋼業の技術開発体制」『産業学会研究年報』第4号、1989年3月）。そして、秋口から年末にかけて修士論文（「第二次大戦後における日本鉄鋼業の技術開発体制」）の作成に取り組みました。短期間ではありません

たが、現代産業研究会等で何度も報告し、議論を重ねました。この10数年間の研究過程においても、これだけの検討と議論を重ねての論文作成の経験はなかったと思います。これまで、鉄鋼産業を直接、間接の素材にしながら、資源論や技術論、労働論等を個別に展開してきましたが、必ずしも、それらが系統的には結びつかず、全体を貫く基本視点や理論的フレームワークが明確には定まっていませんでした。この修士論文を契機にして、これまでの私の研究の歩みに一本の骨組みを入れることを可能にしたように思います。

1989年1月の中旬に、指導教授との相談で博士課程に進むことを決めました。急遽、2月初めの編入試験（難関は、ドイツ語と英語）の準備に入り、3週間の奮闘の結果、首尾よく合格することができました。こうして、「二足の草鞋」生活は新たな次元で継続されることになりました。会社の中でも、これまでの頑張りが次第に認知されつつあり、仕事にもプラスに作用することが理解されはじめているように感じます。私自身もかつての自身と明るさを取り戻し、より広い視野と洞察力に基づくゆとりを背景に仕事ができるようになってきました。

### 鉄鋼産業研究の集大成に向けて

**編集局** それでは、十名さんの今後の研究展望およびロマンについて、語っていただけないでしょうか。

**十名** 博士課程において、やるべき課題は幾何級数的に拡がりつつあります。まず、何よりも、処女著作として『鉄鋼産業論』を2~3年以内にまとめあげることです。また、これと並行して1~2年以内の刊行をメドにした数冊の共著のプロジェクトも進めており、このうち、すでに、90年11月までに4本の論文を提出することになっています。

「働きつつ学ぶ」経済学研究の意義を、広く社会に訴えていくだけの研究成果を目指して、私は「20代の情熱」と「40代の英知と経験」を両輪に、家族や恩師、多くの研究先輩、会社の上司や仲間たちに深く感謝しつつ、奮闘していきたいと考えています。「父（84才）の米寿、

母（73才）の喜寿、恩師（57才）の還暦には、専門書の刊行と経済学博士の取得でもって、お祝いしたい！」これが私の切なる願いであり、当面の目標でもあります。

### “働きつつ学ぶ”活動の秘訣と展望

**編集局** 最後に、労働者研究者の方々や基礎研運動へのアドバイスをお聞かせください。

**十名** 民間大企業の中で、私自身、なんとか20年近く曲がりなりにも研究を続けてこれたのは、ひとえに多くの方々のさまざまなバックアップがあったからだと思っています。とりわけ、当研究所の研究ネットワークの下にあって、その恩恵にあづかれたことが有り難く、困難期をなんとか支え、それを乗り切る力の一つになりました。

大企業の中では、仕事も大変ですが、競争や人間関係も全人格的なものが要求されます。このため、心身のエネルギーの大半が費やされるなど、研究を続けていくには多くの障害があることは事実です。しかしながら、人間的な発達欲求、向上欲求が多面的に刺激されるし、膨大な生きた現場情報の渦の中にあり、それを五感を通して体験したり入手できるという、何物にも替えがたい強みがあります。この強みが明瞭な問題意識や視点と結びつくと、限られた時間と文献というハンディを乗り越えるユニークで奥の深い研究が可能になると信じています。まさに、こうした確信とわずかずつではあっても日々の地道な積み上げが、研究ネットワークと結びついて、確かな成果をもたらすといえましょう。

労働の中、職場のなか、産業のなかにこそ、汲み尽くせぬ研究の源泉があると思います。「遅咲きの大輪」とは、まさに「働きつつ学ぶ」研究者の人達の生き様としてふさわしい言葉ではないでしょうか。研究を「楽しむ」というゆとりと、我々の研究活動を支えてくれる周囲の人達への「感謝の気持ち」が、研究の持続的なエネルギーを生み出し、かつ「良循環」を可能ならしめると確信しています。

一方、こうした当研究所の研究活動は、多数の大学研究者や院生の方々の協力・ボランティ

ア参加にあずかるところが大きかったと思います。しかし、彼らもまた、「働きつつ学ぶ」人達の研究エネルギーや多様な臨場感あふれる現場報告等に刺激され、長い目でみると研究力量の拡がりと長寿命化に役立つものと思います。人生はまさに80年時代です。人的ネットワークが社会科学の研究分野において最大の資産の一つでもあることを鑑みれば、こうした交流が研

究の早期枯渇化や老成化を防止し、息の長い研究寿命と研究の大成につながるのではないでしょうか。

この両者の「良循環」、相乗効果というものを、よりダイナミックにつくりだし、当研究所を日本的一大研究センターへと飛躍させていくことが構想できる段階にさしかかっていると思います。

## 十名直喜氏の略歴と研究業績

### ●略歴

1948年 5月13日	兵庫県加西市に生まれる
1967年 4月	京都大学経済学部入学
1971年 3月	同上 卒業
4月	(株)神戸製鋼所入社（加古川製鉄所に配属）
1973年 3月	基礎経済科学研究所（当時は基礎理論研究会）入所（入会）
1987年 4月	京都大学大学院経済学研究科修士課程入学
1989年 3月	同上 修了
1989年 4月	京都大学大学院経済学研究科博士課程入学

### ●研究業績（『経済科学通信』掲載論文のみ）

- 「大工業理論への一考察(上)」第7号, 1973年11月  
「大工業理論への一考察(下)」第8・9号, 1974年 4月  
「資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(上)」第11号, 1975年 2月  
「資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(中)」第12号, 1975年 6月  
「資源危機における日本鉄鋼業の原料炭問題と今後の動向(下)」第14号, 1976年 1月  
「大工業論の理解をめぐって」第20号, 1977年2月  
「技術・産業論の現代的課題と理論的諸問題」第21号, 1978年 2月  
「エコロジー経済学の大工業論および資源論批判」第26号, 1979年11月  
「『技術の経済学』の現代的視角」第30号, 1981年 1月  
「日本鉄鋼業の資源・エネルギー戦略(上)」第32号, 1981年 9月  
「日本鉄鋼業の資源・エネルギー戦略(下)」第34号, 1982年 3月  
「日本資本主義の『合理化』再編成と大企業労働者の主体形成」第42号, 1984年 6月  
「現代日本の鉄鋼労働者像」(15周年記念懸賞論文) 第44号, 1984年12月  
「日米鉄鋼業における『合理化』・多角化の動向」第55号, 1988年 3月  
「日本型高密度労働システムへの一視角」第62号, 1990年 3月

## 特集「世界史のなかの社会主義」によせて

昨年から今年にかけて社会主義国で生じた諸事件・諸変革は、私たちの目を見張らせるものであった。

昨年春、私たちは中国における民主化運動の高揚を明るいニュースとして受け取った。しかし、6月4日の天安門事件によって事態は暗転し、民主主義と自由を求める人々の願いは抑圧され続けている。

同じ6月4日、ポーランドでは上下両院選挙が行なわれ、「連帶」が完勝した。そして9月初めには、社会主義国で初めての非共産党政権が誕生している。ポーランドで表面化した、「革命」と呼ぶにふさわしい政治的・経済的大変革への動きは、従来から改革を進めていたハンガリーをはじめ、東ドイツ、チェコスロバキア、ブルガリア、そして流血の惨事を伴ってルーマニアでも生じ、アルバニアを除く全東欧社会主義諸国を短期間のうちに巻き込んだ。

他方、ソ連では、1985年に誕生したゴルバチョフ政権の下で「ペレストロイカ」路線が展開されており、民族問題の表面化等を生み出しながら、さまざまな社会・経済変革が試みられている。

こうしたソ連・東欧における変革をどのように理解し、把握するかという問題は、現代に生きる私たちの関心事であるとともに、今日の経済学の最も重要な課題の一つである。それは、私たちの歴史認識に関わる問題であり、資本主義の批判・克服をめざす私たちの経済理論の構築にとって不可欠の課題である。

本特集はこうした状況のもとで編まれている。そして、寄せられた4編の論文を通じ、ソ連・東欧における変革の内容と、その理論的・世界史的含意が分析されている。

芦田論文では、現存する社会主義国が全体としてとらえられ、その激動が、資本主義と社会主義の相互関係の世界史的な発展段階の中で位置づけられている。

田口論文は、ポーランドの改革に焦点をあて、

その歴史的位置ならびに、現実に進行する「伝統的」システムの崩壊が理論的に意味するところを分析している。

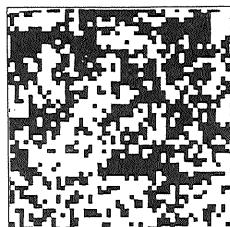
堀林論文は、ハンガリーにおける改革を検討し、すでに20年以上の歴史をもつ経済改革との連続性、経済改革と政治改革の関連、その理論的含意等を考察している。

最後に、田中論文は、再びソ連・東欧の変革を全体としてとらえ、「二つの世界市場論」の再検討、社会構成体の移行過程等の検討の上で、改革についての理論的展望を試みている。

本特集が読者の皆さんのが現状についての科学的認識と、未来を切り拓く実践に対して寄与できれば幸いである。

(松野)





●特集——世界史のなかの社会主義

## 世界史のなかの現存社会主義

芦田文夫

現存社会主義のこの激動を、資本主義と社会主義の相互関係の世界史的な発展段階のなかで、どのように位置づけることができるのであろうか。情報化、国際化とグローバリゼーションのもとで、これまでの現存社会主義の後進性をとりかこんでいたアウタルキー的な外壁がくずれたり、社会主義的所有関係・生産関係の機能の実質的な展開、経済と社会、文明化の実質的な発展度が問われなければならなくなるような世界史の新しい段階のもつ意味を、現存社会主義における一方での国家と経済・社会とのかかわり、他方での人間発達の過程、に焦点をあてて考えてみたい。

### I. 「1930年代型」社会主義の制約

まず、世界史の資本主義と社会主義の具体的・歴史的な対抗関係のなかで、社会主義が後進的地域に一国的・局地的に成立したことが、どのような特徴を刻印することになったか、ということである。

革命前からひきついだ経済的・文化的水準の後進性と、国内では農民が圧倒的多数をしめ、国際的には帝国主義諸国による包囲をうけるというきびしい階級配置のもとで、一国で社会主義建設をどのようにすめていくか、そのための最短期間での近代的な技術水準と産業構造の達成、工業力と国防力の強化が至上課題とされた。1930年代の「工業化」「集団化」期以来たもたれてきたソ連における蓄積方法の特徴は、なによりも蓄積を最大限に重視する国民所得の再分配ということであった。そして、その蓄積フォンドのほとんどすべてが各生産単位（国有企业あるいは集団農場）の手から国家のもとに集中されていく。そのかわり、それぞれの生産単位が必要とする生産手段は、外からすべて國

家がこれをまかなっていく。このような国家による強力な媒介が、ソ連社会主義の生産力——生産諸関係——上部構造の全体にきわめて大きな特徴を刻印していった。

生産力的側面——生産の社会化水準の特徴についてみると、産業構造の次元においては、それが軍需産業の基盤ともなりうる「在来型重工業」（石炭、電力、鉄鋼、重機械など）への圧倒的な傾斜のもとにおこなわれ、農業、軽工業部門のたちおくれがはなはだしいものであった。企業の次元においては、旧来のおくれた多数の中小の企業のうえにそびえたつ、小数の巨大な「万能型（百貨店型）企業」を国家が上から創設していったことである。この生産の全サイクルを備えた巨大企業は、従来の社会的分業・協業（および地域的分業・協業）の自生的基盤から隔絶したものであったために、ある部門、ある地域の多様な需要にこたえる専門化されない多品目の生産物を生産する企業とならざるをえず（「製品別専門化」水準の劣位）、また、それぞれの企業内部で必要な資材、部品、準備品の調達や修理などを自足的にまかなわざるをえない、というかたちになっていた（「部品別専門化」・「技術工程専門化」水準の劣位）。つまり、企業や個人の自律性の発展の基礎となっていく分業＝「専門化」水準がきわめて低いこと、また、協業＝社会的連関は上から国家によって媒介されるところが大きいこと、が特徴としてあげられよう。

蓄積フォンドのほとんどを国家のもとに集中し、逆に投資は上から国家が戦略的課題にそって全面的におこなっていくという蓄積方法は、国家を頂点とする極度に中央集権的な計画と管理の経済的メカニズムをうみだしていった。國家の計画化機能の特徴は、当時のそのための中心的な用具である「個別物材バランス」方式に

なによりもよく表されており、国民経済にとつて最も重要な生産物ひとつひとつについて、個別に現物でその生産と消費のバランス表をつくり、戦略的課題にそって国家が直接に配分をおこなっていた。企業に対する管理機能の特徴は、生産単位の活動の全側面にわたって、個別に詳細に国家が上から指令として直接的に規定していく、というところにあった。したがって、その結果として企業が生産した生産物はすべて国家が責任をもって引き取ってくれる。個人の消費の面については、全般的な商品不足、売手市場のもとで、国家の卸売・小売商業機関から住民へという上からの一方的な流通ルートがかたちづくられていた。また、個人の労働力の面についても、「労働手帳」などによってその選択と流動に大きな制限がかされていたのである。

つまり、国家が個々の企業や個人の個々の側面に直接のりだして計画や管理をおこない、上から社会的な統合化をうぢたてる、これにたいして企業や個人の自主性の展開は大きな制約をうける、ということが特徴としてあげられるのである。これに、スターリンによる個人崇拜・個人独裁が加わり、民主主義的政治制度と市民的自由における大きな制約をもつ上部構造がそびえたっていたのであった。

このような国家の位置づけと対極にたつ、人間発達の過程における特徴についてはどうであろうか。近年のペレストロイカのなかでの「人間的要因」論で、ほぼ共通して論じられようとしているところからまとめてみよう。

それによると、これまでの特徴は、「労働資源」という概念にもっともよく表現されていたように、人間はなによりも生産の機能と発展の条件とみなされ、その他の客観的な生産諸要因と同一視されて、管理の客体としてしかとらえられてこなかったところにあった。それは、社会そのものの一定の発展段階に照応した認識であって、そのもとでは社会の基本的な目的が経済と生産力の増大におかれ、人間の生活・労働条件の保障がこの目的を達成するための手段であるとされていた。しかし、いまや、社会の発展は、生産や管理の主体としての人間の“獲得”，人間の固有の目的設定や動機づけや利害の認識をつうじてのみ達成しうる、とする考え方への

変革を必要とするようになった。

この生産や管理の主体としての人間の位置づけは、発展における経済的目的と社会的目的との相互関係にかんする伝統的な考え方の変革とつながるものである。以前には、生活必需品にたいする人びとの欲求が第一位であり、人間発達にかかわる社会的課題は経済的課題を達成するための手段とみなされていた。その社会的課題の内容も、なによりもまず労働資源の再生産の正常な条件を保障し、労働支払いの改善、消費物資の供給改善、住宅や保育・教育施設の建設、社会・生活インフラストラクチャの発展によって住民の消費需要を充足することである、とする相対的に狭い理解がうまれていた。新しいより広範なアプローチでは、発展的な創造的活動、確実な社会的・政治的情報、政治的および経済的民主主義、社会的尊敬、興味深い交際、緊張した精神生活への欲求などが全面的にでてくる。社会生活の主体としての人間の能力の完全な発揮や創造的活性化のための社会的条件をつくりあげていく課題である。

このように、人間が主体として位置づけられず、欲求充足の低い次元での満足にとどめおかれる。しかも、それがたんに当時の社会の発展段階によって必然化されたというより、その後の実践と理論の展開のなかでより高い次元への志向性そのものがだいに逼塞させられていくようになったところに、「1930年代型」社会主義のなによりの特徴があるように思われる所以である。

## II. “実質的な” 社会化と 社会主義的所有

労働者や国民が生産手段の所有や管理における「真の主人公」の関係や意識を回復していくこと、1930年代以来の国家による上からの全一的な「所有」＝「経営」＝「労働」のシステムのもとでうみだされてきた人間疎外を克服していくこと、これがペレストロイカの出発点であった。

うえにみた新しい「人間的要因」論は、社会主義における労働主体・人間主体の位置づけの回復をめざすものであり、それは社会主義的所有論の根幹にかかわるものであった。社会主義

的所有とは、なによりも労働する主体が生産手段を自己の手にとりもどすこと、そのことによって労働生産物のみならず労働そのものもまたその主体によみがえり、人間疎外が克服されて「真の主人公」がつくりあげられていくこと、であるからである。生きた労働が死んだ労働（資本）の価値を維持し増殖するためのたんなる手段としてではなく、「人間による人間のための人間的本質の現実的獲得」（マルクス『経・哲手稿』）がめざされるようになることである。

人間の主体としての位置づけは、社会的課題の蘇生をもたらし、労働主体・人間主体の発達の中身が深くほりさげられてくるようになる。近年の「利害論」の展開のなかでも、一つには、欲求そのものの社会自体から生まれるたえず拡大し豊かになっていく欲求への発展において、二つには、労働・生産における人間的諸力のより自由な全面的な発達において、そして、三つには、それらを総括的に、目的の意識的実現、意識的な制御の実現、自由の実現において、その内容が整理されていこうとする。

しかしながら、この「人間的要因」の重視、その利害をつうじての管理ということの具体的な内容が、社会的公正原則のより完全な実現＝「各人からは能力におうじて、各人には労働におうじて」という原則の一貫した実施ということにもとめられていくのが現段階の特徴である。社会的公正という概念は、それぞれの歴史的発展段階におうじて固有の内容をもつものであるが、社会主义の条件のもとでは、それはなによりも「各人からは能力におうじて、各人には労働におうじて」という公式、個人や集団の労働の結果におうじた分配ということに表現されていく。そこではまだ人間そのものの完成が社会の基本的な課題とはなっておらず、人間は資源ではないにしてもやはりなんらかの外的過程の要因とみなされている、という社会の発展段階の制限性が反映されている、とされるのである。

「各人からは能力におうじて、各人には労働におうじて」の原則にても、社会の各成員が能力におうじて働くためには、最低つきの3つの条件が必要であろう。第1は、居住場所、教育を受ける条件、親の社会経済的状態など、労働能力を形成する可能性が平等的でなければな

らないことである。しかし、このためには社会の達成された発展水準はまだ十分なものではない。第2は、労働場所や役職を得る機会が平等的であって、各人の労働能力だけに依存するということでなければならない。しかし、そのためにはまだ時期尚早であって、労働場所の質的構造は本質的に異なっている。第3は、全ての労働者に自分の能力の最大限を發揮して働く実際の可能性を保証することである。しかし、労働活動のこのような平等的な物質的・経済的・社会的条件をつくりだすことは、重要であるが並々ならぬ複雑な課題であり、社会主义の完成の一般的な過程において徐々にのみ解決しうるものである。つまり、労働能力の形成の諸条件、労働の場所や機会を得る諸条件、労働活動の諸条件における実質的な不平等の存在ということをその暗黙の前提としておいており、他方では、欲求の社会的発展や欲求の充足における実質的な不平等を結果するということを暗黙のうちに容認するものであったのである。

いま、この利害をつうじての管理ということが、その核心をなすものとして、企業集団や労働者個人の活動の最終的成果におうじて利潤や賃金、所得を分配していくということにもとめられ、ここに「物質的刺激」「商品生産・価値法則」「市場メカニズム」が利用されようとするのである。利潤や賃金、所得といった分配の経済的実現形態、経済的範疇をつうじて、所有——企業の経営・管理——労働の相互関係、つまりは社会主义的所有の構造と機能があらためて具体的に問われてくるようになる。

ところで、活動の最終的成果におうじた分配が、企業集団や労働者個人の自主性と効率性を軸にして徹底されられていこうとするとき、賃金や利潤、所得の分配がますます直接的なかたちで活動の最終的成果の総括的指標＝利潤に収斂していくようになり、こんどはその利潤をうみだすもとになる資本とのかかわりがでてこざるをえなくなる。つまり、市場化が「生産物の市場化」にとどまらないで「資本の市場化」さらには「労働の市場化」にまで及んでいかざるをえない、ということになっていく。現存社会主义体制のもとで、当面の焦点は「資本の市場化」におかれしており、「労働の市場化」へはその方

向性がうちだされているもののまだ本格的にはふみだされていない、といってよいであろう。

この動向は、これまで国家=「社会的所有」のもとに一枚岩的に覆われていた集団の「経営」と個人の「労働」の機能を自立化させ、それぞれの自主性、自由と民主主義の拡大につながっていくものであった。生産の実質的な社会化の発展に照応した労働様式と経営管理構造のさまざまな現代的な形態の導入を促すものでもあった。また、生産手段（資本）の徹底した効率的利用は、現代的な科学技術と生産力の適用、企業の生産経営構造のイノベーションの課題にこたえるものであった。

ところが、市場化が生産手段（資本）や労働のところにまで及んでくると、あらためて主体としての労働の発展と生産手段の所有、死んだ労働（資本）の効率原理・価値原理・利潤原理にもとづく維持・増殖との相互関係が問われてくるようになるのである。経済学の理論は、商品化・市場化が生産手段（資本）と労働力の相互関係にまで及んでいくとき、所有と労働との分離・対立がうみだされ、資本の無限の価値増殖が主動していくもとで、萎縮した労働力と狭隘な欲求充足、人間疎外がもたらされていか

ざるをえないことを教えていたからである。二つの軸——労働主体・人間主体の発達の軸と資本の効率原理・利潤原理にもとづく軸——の相互関係が社会主义のシステムのもとでどのようにになっているのかが問われなければならなくなる。この二つの軸の相互関係の絡みあいのなかでどのような問題や矛盾がうみだされてくるか、それが、究極的には資本の効率原理・利潤原理によって処理されていく資本主義のシステムとは違って、社会主义のシステムにふさわしく解決されていく方向と枠組みはどのようなものか。

結局は、一方では、個別企業のレベルからは資本の効率原理・利潤原理の徹底がすすめられていきながら、他方からは、それを包摂していく社会主义らしい社会的な枠組み——国民経済のレベルからも、企業と企業のあいだのレベルからも、生産の実質的な社会化が発展させられ、それらにささえられて労働主体・人間主体の発達の内実が成熟していく、という全体的な構造がもとめられていかざるをえなくなる、と考えるのである。

その枠組みとは、一つは、なによりも企業の直接的生産過程において、資本の価値原理・利潤原理にもとづく経営機能が、労働主体の発達



集団アレンダ(貸借)の農家の人々に聞きとり調査中の著者(右から4人目)

の内実、労働と生活、参加と決定という内実と徹底してつきあわされ、規制をあたえられていくことである。二つは、国民経済の次元から、科学技術、生産と生活の社会的基盤、産業構造、社会的過程、自然環境などについて、マクロの長期の観点から誘導や規制をあたえ、計画的制御をおこなっていく。これには、労働者や国民があらゆる生産的・消費的・社会的・文化的欲求をだしあい、徹底して民主主義につきあわしていくシステムが不可欠となろう。三つは、企業や地域の次元から、企業をとりまく労働諸条件・生活諸条件・社会的諸条件、企業間の技術的・生産的連関について、具体的な個別的な規制や誘導をあたえ、計画的制御をおこなっていく。これには、企業や地域での労働者や市民による下からの外からの徹底した参加という民主主義的なシステムが不可欠であろう。

つまり、ミクロの企業のレベルでの資本の価値原理・利潤原理を、社会全体のマクロのレベルからと下からと徹底した民主主義的なやりかたで包摂し、誘導・規制しながら、労働主体・人間主体の発達をかちとっていく。社会主义のもとでの「計画」と「市場」の相互関係の問題は、なによりも労働主体・人間主体の発達と生産手段（資本）の効率原理・利潤原理にもとづく発展の相互関係の内実にそくして、社会主义的所有の根幹にかかわるところで論じられていかなければならない、と考えるのである。「計画」か「市場」かという形式のまえに、「何のために、誰によって」おこなわれるのかという内容が問われていかなければならないのである。労働主体・人間主体の発達原理の軸と資本の効率原理・利潤原理の軸と、どちらの軸が究極において優位にたち主導しているのか、発展の基本的方向性を規定しているのか。また、そのような発展の基本的方向性をささえる経済と社会の全体としての編成がなされているかどうかが問われてくる、と考えるのである。そのことが、社会主义のシステムと資本主義のシステムとを究極的にわかるものとなっていくであろう。

そして、そのような発展の基本的方向性とそれをささえる経済と社会の全体としての編成がつらぬかれているばあいには、ウクラードとしての私的所有や私的資本主義的所有の存在、し

たがってそれにもとづく「資本所有におうじた分配」の存在はありうる、と考えるのである。というより、あとでふれるように、まさにそのような所有の複数構造や混合形態の存在というところにこそ、資本主義と社会主义の対抗関係の現段階での新しい特徴があるといえるであろう。

現存社会主义の現在の発展段階においては、人間的発達の軸と経済的効率性の軸とがしばしば介離しながら追跡されざるをえず、これまであまりにも軽視ないし無視されてきた資本の効率性の軸の導入・定着というさせまつた課題のもとで、どうしても効率性の軸に偏った展開がなされざるをえなくなっている、というのが全般的な特徴であるように思われる。それだけでなく、現実的には、これまでの社会主义の否定面のあまりの大きさと資本主義の側からの影響のきわめて強力なもので、過渡的には資本主義のシステムへ逆戻りするみとおしまかなりのいどふくみながらである（とくに東欧諸国のはあい）。

### III. 世界史における新しい発展段階

いずれにしても、現存社会主义のもとでは、このような労働主体・人間主体の発達の軸と生産手段（資本）の効率原理・利潤原理の軸とのあいだのたえざるきびしい緊張関係のもとで、ジグザグと一進一退をつづけながら新しい社会主义の発展段階へむけての模索がつづけられていくことと思われる。しかし、たんに現存社会主义と資本主義とのあいだの現段階での力関係いかんという狭い視点からだけでなく、もっと大きな長期の社会主义と資本主義との世界史的な対抗関係が今後くりひろげられていくべき新しい段階がもつ意義をどのようにとらえるか、が重要であると考えるのである。

第1に、社会主义的所有論の新しい段階のなによりの特徴は、これまでの「国家」による全一的な「所有」＝「経営」＝「労働」のもとでうみだされてきた労働主体・人間主体の疎外を克服し、労働と生産手段の再結合、労働の主体が生産手段を自己の手にとりもどすことによる「眞の主人公」＝「自主性」の関係と意識を蘇生させ

ていこうとするところにあった。それは、集団と個人の利害の自立化、「経営」の機能と「労働」の機能の自立化と発展をもたらし、生産の実質的な社会化の発展に照応した労働様式と経営管理構造のさまざまな現代的な形態の導入を促すものでもあった。また、生産手段（資本）の徹底した効率的利用は、現代的な科学技術と生産力の適用、企業の生産経営構造のイノベーションの課題にこたえるものであった。

現代的な科学技術と生産力の達成、それがないと高度化・多様化した現代的な欲求充足や生活様式の課題にこたえていくことができない。

「社会主義でも」あるいは「社会主義だからこそ」、高度な生産力と経済力をきずきあげ、生産の実質的な社会化の水準においても資本主義にうちかっていかなければならない。生産の実質的な社会化の水準ということのなかには、たんに技術や生産力の面だけにとどまらず、資本主義のもとで達成された現代的な科学技術にもとづく労働の社会的資質の変化など労働様式におけるさまざまな形態とその水準、および、資本所有のもとで達成された株式会社や金融集団など所有と経営と管理の社会化のさまざまな形態とその水準が含まれるであろう。

資本主義のもとでは、生きた労働が死んだ労働（資本）の価値を維持し増殖するためのたんなる手段とされ、資本の無限の価値追求運動のなかで、生産手段の徹底した効率化が達成されていく。では、労働主体・人間主体の根本的な位置転換がなしとげられる社会主義のもとでは、生産手段の効率化はどのようにしてたらされていくのであろうか。「資本の市場化」をめぐる問題は、労働主体・人間主体と生産手段との社会主義らしい相互関係をあらためて問い合わせるものであった。

このように、生産の“実質的な”社会化の水準をたかめ、自主性と効率性を徹底させ、社会主義的所有の機能の内実を実質的に発展させていくことによって、資本主義的所有をどう実質的に止揚していくか、それが問われなければならなくなつたのが現在の発展段階のなによりの特徴であるといってよいであろう。

第2に、社会主義的所有がもつ「自主性」と「効率性」ということが機軸におかれ、共同的・

社会的な形態での所有、共同的性格・社会的性格ということについては、それが「自主性」をささえるかぎりでのものであることが強調される。これまでのような国家による全一的な支配のもとでの「所有」＝「経営」＝「労働」の“形式的な”社会化は、逆に労働主体・人間主体の疎外をうみだすからである。生産の“実質的な”社会化の水準におうじた、真の「自主性」が生きいきとつらぬかれうるものでなければならぬ。

したがって、社会主義的所有における「自主性」と「社会性」の相互関係は、生産の実質的な社会化の水準の違いにおうじてさまざまである。そして、そのような形態の多様性と所有の複数構造の存在のもとで、うえにみた社会主義の所有関係・生産関係と資本主義の所有関係・生産関係のあいだでの実質的な止揚をめぐる対抗関係がくりひろげられていかなければならないのである。平等な条件と権利の保証にもとづくより広範なより徹底した民主主義的な関係のなかで、“実質的な”真のヘグモニーが争われていくことになる。したがって、原理的には私の所有、私の資本主義的所有も認められるべきであろう。

ここでは、かつてのように国家が所有構造にたいして直接に介入していくというしかたによってではなく、計画と市場の相互関係をつうじて全体を包摂していく機能的制御が主になっていくであろう。

第3に、以上の諸関係は、国家と経済・社会との相互関係における新しい課題が問われてくるようになった段階をあらわしたものでもあった。これまで、上部構造としての国家が社会主義的所有の前提的枠組みを創設し、上から所有構造に介入して経済や社会を直接に計画・管理していく、というしかたであった。いまでは、企業や地域の下のところで社会的連関が広範につくりだされ、それらのあいだで生産の“実質的な”社会化の水準をめぐる対抗関係がくりひろげられて、社会主義的所有の機能的内実が問われてくるようになり、国家は利害をつうじて経済や社会の内からの論理にしたがってますます間接的なしかたでかかわっていく。「市民社会的関係の成熟」、「国家諸機関の体系」から「市

民の組織」への転換とも呼ばれる、国家と経済・社会との相互関係における新しい発展段階である。

第4に、一国内において生産の“実質的な”社会化の水準が争われるようになる関係は、世界的な舞台における社会主义と資本主義との同様の実質的な対抗関係の場の新しい展開と連動しながらすすむ。情報化、国際化とグローバリゼーションのなかで、これまでの現存社会主义の後進性をとりかこんでいたアウタルキー的な外壁がくずれさり、経済と社会、文明化の実質的な発展度が問われなければならなくなるような世界史の新しい段階の開幕をつげるものであろう。

先進資本主義の側での、1960年代の経済の「高度成長と技術革新」、70年代の「ハイテク第三次産業革命」、石油危機のもとでの「減量経営」、80年代にかけての「国際化」の進展のなかで、深刻なたちおくれの危機感にとらわれる現存社会主义の諸国が、いまいちじるしく資本の効率原理・利潤原理の軸の導入・定着に傾いた展開をなしつつあることについては、さきにふれておいたところである。過渡的過程では、現存社会主义が逆にのみこまれてしまう可能性・現実性も高い。ただ、そのばあいでも、先進資本主義のような技術や生産力の水準への接近はきわめて困難であるといわれるもとで、ふたたび労働主体・人間主体の発達の軸に比重をかけなおす動きがでてこざるをえない、といったジグザグの厳しい歩みが必至であろうと思われる。

しかし、たんに現存社会主义と先進資本主義とのあいだの現段階での力関係いかんという狭い視点からだけでなく、もっと大きな長期の社会主义と資本主義との人類史的な対抗関係が、今後はそのようなそれぞれの所有関係・生産関係の実質的な機能展開をめぐって止揚が争われていくようになる、いう意味が重要であると考えるのである。それは、社会主义の側からも資本主義の側からも、経済と社会のあらゆる場において、生産の実質的な社会化の発展にもとづき、労働主体・人間主体のための、労働主体・人間主体による、真の民主主義が深く広く展開させられていくべき新しい段階をあらわすものであろう。

とすれば、資本の効率原理・利潤原理の軸と労働主体・人間主体の発達の軸とのあいだでのたえざるジグザグと一進一退を余儀なくされるであろう現存社会主义における模索は、先進資本主義のもとでの民主主義的変革との連動関係のなかで、あるいは第三世界の民族自主権と社会進歩をもとめる運動との連動関係のなかで、はじめて世界史的に新しい社会主义の発展段階をきりひらいていく合流に加わりうるようと思われるのである。

#### IV. 先進資本主義の民主主義的変革

したがって、今後ますます、先進資本主義のもとでの民主主義的変革とかさねあわせて、現存社会主义の模索を追跡していくことが重要になってくると考えられる。それで、最後に、われわれのこれまでの探索の方向を、あらたな研究の出発点として確かめておくことにしたい。

経済民主主義運動は、その進化の度合と政治変革の性格におうじて、異なった発展諸段階をたどるが、資本や独占資本の所有権を前提したうえで、上からの財政・金融政策や民主的計画化などと、下からの労働者や国民の介入などによって、いわば外側からその経営権にある枠をはめ、多数者本位の内容をもった規制・誘導をおこなっていこうとするところから始まるものであった。なによりも、人間らしい生活をする権利、労働をする権利、公正かつ良好な労働条件を享受する権利、そしてそれらを支える団結権・団交権・争議権などの基本的権利の全体としての展開が機軸となってすすめられていく。

そのうえにたって、国家を頂点とする社会主义の経済運営の次元における民主主義の徹底である。まず、生活と労働、経営を擁護しようとする労働者階級や国民諸階層の要求や運動が、国民経済全体の経済政策の転換をめぐるものとして展開されていく。短期的・循環的な性格の経済政策の変更が、長期的・構造的な性格の経済政策とむすびつけられていく。マクロのレベルでの経済政策の転換において根幹の位置を占めるのが、生活や労働にかんするナショナルな最低基準の質的な改善であろう。種々異なった社会的必要とそれをつくりだす社会的労働が国

民経全体のレベルで民主的につきあわされ、それぞれの充足の順位があたえられ、それらのあいだの整合性がつけられていかなければならぬ。徹底して民主的なやりかたで、社会的必要——社会的使用価値——社会的有用労働のあいだのつながりがうちたてられていくなかで、各人の労働が社会的にもつ意味があきらかとなり、眞の働きがいが回復されていく。民主的経済政策、民主的計画化は、その作成と採択・決定と実施のプロセスに、勤労者や国民が広範に参加したものとなる。

生活と労働にかんする民主的なナショナル・ミニマムの確立は、他面で資本の活動にたいしても、その生産と経営の民主主義的な枠組み、社会的に公正な利潤率の基準をあたえるものとなるであろう。一つは、それが、社会の大多数を占める勤労者や国民の生活や労働の社会的に公正な水準を保障する、という相互関係においてである。二つは、それが、社会的再生産構造のなかでの位置づけにおいて、勤労者や国民の生命と生活をささえ、小経営を安定させ、かつ自然環境との調和を守る、という内容をもつようになるからである。三つは、それが、巨大独占体が国家と癒着し、その資金、手段、機会をフルに活用して、中小・零細資本を収奪し支配していくことをなくしていくという意味で、資本の競争の社会的に公正な基準ともなるからである。

なお、この生活と労働にかんするナショナル・ミニマムは、国際的にみても公正なものでなければならない。新しい国際経済秩序のもとで、資本の側にあっても、また、労働の側にあっても、主権の尊重と公正、平等の原則が遵守されなければならないであろう。国際的な格差と対立、競争、核戦争の危機から人間の生命と生存を守るという現代における民主主義の人類史的な課題は、このように、民族自決権と新国際経済秩序の確立、国際的にも公正な生活・労働基準の実現の展望とつながりあったものなのである。

つぎに、独占資本の経営にたいする規制の次元における民主主義についてである。国家独占資本主義のもとでは、個別の企業の事業活動にたいする国家の直接的介入のさまざまな形態が

発展させられる。国家による信用と補助金、国家保証、特權的減免税、インフラストラクチャ建設、独占価格の決定、国家購入、あるいは日常の官民強調のカルテル体制、などである。少数の巨大独占体の国家との癒着はたちきらなければならない。これらのことは、一方では、資本の競争の社会的に公正な基準を与えるものであり、全ての資本に対して経営権を平等に保証していくとするものである。しかし、他方では、それが社会的に公正な生活権・労働権ということとセットになったものであるかぎり、資本の経営権に対する一定の規制をも意味していた。

巨大独占体の生産と経営にたいして、民主的政府をてことする上からの規制とならんで、労働者階級や国民諸階層の運動を基盤とする下からの規制が加えられていかなければならない。そのさいの核となるのは、その企業で働く労働者であって、眞の労働基本権に支えられた労働組合運動の「下から」の闘争力である。このいわば「内から」の規制とともに重要な役割をはたすのは、巨大独占体にたいする「外から」の諸運動による民主的規制である。その一つは、中小・零細企業の労働運動であり、もう一つは、地域や自治体のレベルからの住民の暮らし、地場産業、農業を守る運動である。

このような上からの規制と下からの規制の枠組みのもとで、それぞれの企業にたいしては、できるだけ広範な自主性が認められていくべきであろう。そのためには、一方では、民主的計画化は、国民経済全体のマクロの基本的なところについての大枠だけの設定にとどめ、企業にたいしては、あくまで利潤率、利子率、賃金率などによる間接的なレギュレーターによる規制と誘導が中心におかれる。他方では、それぞれの企業は、その自動的決定にもとづいて相互に契約をむすび、新しい協力的な企業間連関をかたちづくる。

このような企業経済運営のありかたは、新しい「効率性」を社会に浸透させていくことになるであろう。小数者の私的決定からときはなたれた計画的な社会制御がもたらす効率性であり、小数の巨大独占体による支配と従属の関係、搾取と収奪の関係からときはなたれた、圧倒的多

数の個人や企業のいきいきとした「自主性」の發揮がもたらす真の効率性である。かくて、生活や労働、人間発達本位の、徹底した「参加」にもとづく経済運営、「市場メカニズム」の再生にねざす経済運営——それは、独占資本主義、国家独占資本主義のもとで死に瀕した経済の民主主義をふたたび蘇らせるであろう。

先進資本主義のほうからと現存社会主義のほ

うからと、人間主体の発達の軸と資本の効率原理の軸とのあいだでの厳しい緊張関係のもとで、真に民主主義的な経済・社会関係をどうつくりあげていくか、それをめぐって資本主義と社会主義とのあいだの止揚が実質的に争われていくようになる、そのような世界史の新しい発展段階の幕が切って落とされようとしているといえるのではなかろうか。

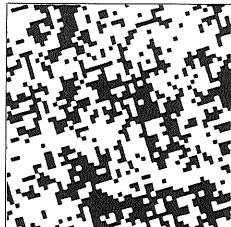
(あしだ ふみお 立命館大学)

### 85年以降のソ連・東欧の主な動き

85年3月	ゴルバチョフ、書記長に就任
85年11月	米ソ首脳会談（ジュネーブ）
86年7月	ゴルバチョフ書記長、「ペレストロイカは革命と同義」と演説
87年12月	米ソ、INF全廃条約調印
88年2月	ソ連アゼルバイジャン共和国で民族対立激化
88年5月	ソ連、アフガン全面撤兵開始
89年3月	ソ連、人民代議員選挙一般・民族両区投票（エリツェン氏圧勝）
89年4月	ポーランド、「連帯」合法化
89年5月	ハンガリー、カダール社会主義労働者党議長辞任
同	第1回ソ連人民代議員大会、ゴルバチョフを最高会議議長に選出
89年6月	中国、天安門事件
同	ポーランド、国会選挙で「連帯」圧勝
同	ハンガリー、1956年事件で処刑されたナジ元首相の改葬・名誉回復
89年8月	東独市民のハンガリー経由による西独への大量脱出始まる
同	ポーランド首相に「連帯」のマツビエツキ
同	ソ連バルト3国を縦断する「人間の鎖」
89年10月	ハンガリー社会主義労働者党、社会党へ党名変更→憲法から党の指導性削除、国名から「人民」削除
同	東独、ホーネッカー更迭
89年11月	「ベルリンの壁」が消滅

同	ブルガリア、ジフコフ書記長辞任
同	チェコ、ヤシュケ書記長退陣→憲法から党の指導性を削除
同	チャウシェスク、ルーマニア共産党大会で東欧の改革を批判
89年12月	東独、憲法から党の指導性削除
同	米ソ首脳会談（マルタ）、東西冷戦の終結を宣言
同	ワルシャワ条約機構、68年のチェコ軍事介入を自己批判
同	ルーマニア、チャウシェスク処刑→国名から「人民共和国」を削除
同	ポーランド、憲法から党の指導性を削除、国名から「人民」を削除
同	チェコ、大統領に「市民フォーラム」代表のハベルを選出
90年1月	ソ連ナゴルノカラバフ自治州バクーに非常事態宣言（正規軍進駐）
同	ブルガリア、憲法から党の指導性削除
同	ポーランド統一労働者党解散
90年2月	ソ連中央委員会総会、一党独裁体制放棄・複数政党容認、大統領制導入、私有財産を容認する所有形態の多様化などの内容をもつ政綱草案採択
90年3月	ソ連リトアニア共和国、独立宣言
同	第3回臨時ソ連人民代議員大会、憲法から党の指導性削除、ゴルバチョフを大統領に選出。
同	東独、総選挙で保守派の勝利

(梅原)



特集——世界史のなかの社会主義

# 『伝統的』システムの崩壊

——ポーランド政治・経済改革の歴史的位置と課題——

田口 雅弘

ポーランドにおける80年代初頭の「抜本的」といわれた経済改革は、80年代中葉には行き詰まり状態となり、部分的には後退の徵候さえみせはじめた。これを打開したのは1989年2～4月の「円卓会議」であった。さらに、ソ連におけるペレストロイカが追い風となった。これまでの社会主義諸国における経済諸改革は、市場や利潤の導入にあたっても、常に「社会主義の枠内において」という前提是議論の余地がないとされる自己限定期改革であった。しかし、ゴルバチョフがソ連は東欧に対し政治的干渉は行わないと言明したとたん、改革は社会主義政治・経済体制そのものを見直す変革に発展してしまった。これは、改革論者達が当初デザインした改革プログラムから大きくふみ出したものとなっている。

本稿では、現在の改革の方向を整理し、この動向をこれまで筆者が展開してきた社会主義経済改革論の中にどう位置づけることができのかを考察し、さらに、改革過程においてすでに生じている諸困難を分析することによって、改革の今後の方向と展望について考えてみたい。

## I. 東欧改革の歴史的位置

現在の東欧における急激な改革の進行状況については、様々な研究者によってその分析が試みられている。しかし、改革が「社会主義の枠内」という前提を大きくふみ出してしまったために、多くの研究者にとって、これまでの理論的枠組（方法論）では現在の動向をとらえることができない状況が生まれてきた。そこで、まずこの問題を、筆者自身のこれまでの主張も含めて再検討しながら考えてみたい。

現在の東欧の動きを従来の自説で説明しようとする試みは、少ないながらいくつか確認する

ことができる。例えば、Z・ブレジンスキは、共産主義は資本主義の欠陥に対する批判として勢力を拡大したが、共産主義体制自体が多くの欠陥を持っており、共産主義がそれを克服することができず体制崩壊に至ったと主張する。一方で、資本主義は共産主義が目指した理念（社会福祉など）を一定程度実現し、さらに強化されつつある、というのが彼の基本的理解である。彼の著書『大いなる失敗』から若干引用しよう。

「共産主義が台頭したのは、20世紀初頭の既存の体制の欠陥によるところが大きかった。工業化初期の段階にあった資本主義は——たとえ民主的なものでも——大衆の苦しみや、不公正に<sup>1)</sup>対応できなかったのである。」

「（……）共産主義は、最終的には——軽率で高くつく試みではあったが——工業化以前の社会から複数政党制民主主義に発展する過程における一段階であったと見られるようになるかもしれない。（……）共産主義諸国を地球規模の共同体のなかにしだいに吸収していく動きが現われるだろう。そしてその現象は、今世紀の複数政党制民主主義が、マルクス・レーニン主義を自分の制度に取り込むことによって、さらに強まっていくものと思われる。」

以前は、社会主義を頭から否定する反共産主義者の主張として社会主義研究者の間で真剣に取り上げられることの少なかったこの歴史理解も、現実に東欧の社会主義体制が次々に崩壊してみると、にわかに説得力を増した。もちろん、もし資本主義が現在世界に存在する様々な政治・経済的矛盾を今後も克服しつづけ、ソ連・東欧諸国も最終的に資本主義に軟着陸することを展望した場合には、有力な解釈になるであろうが、今その結論を出すのは早急であろう。いずれにしても、ブレジンスキは、これまでの主張を崩さずに、現在のソ連・東欧の改革を説明でき

たわけである。

ブレジンスキーと並べて紹介すると誤解が生じるかも知れないが、日本において従来の自説で現在の東欧情勢を説明している数少ない論客のひとりとして岩田昌征氏をあげることができる。氏は、これまで展開してきたトリアーデ論の中で無理なく現在の変化を説明する。

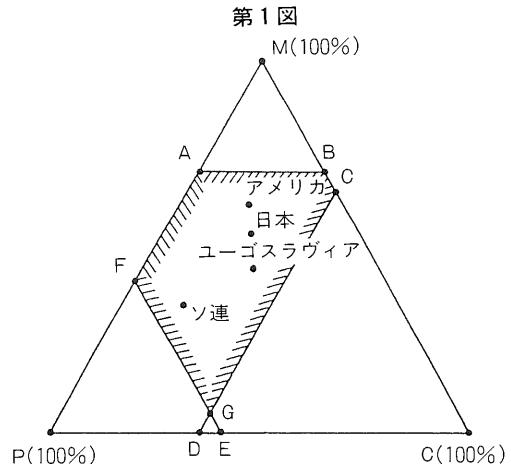
第1図の正三角形の頂点をそれぞれ市場（M）、計画（P）、協議（C）とすると、これまで、現代資本主義諸国はMのウェイトを減らし、PやCの要素を強める方向に、ソ連型社会主義諸国は意識的にMを否定し頂点Pに近づく方向に、またユーゴスラヴィアは頂点Cに一元化（純粹化）しようとする方向に向かっていた。しかし1980年代においては、現代資本主義諸国は脱規制化、再私有化、民営化などによって、再び頂点Mの方向にベクトルの向きを転換した。一方、ソ連型社会主義諸国もユーゴスラヴィアも、複数主義を導入することによって一元化のイデオロギーを放棄した。すなわち、各体制のベクトルの方向の逆転という形で現在の動向が説明されているのである。そして、一元化の時代は終り、1980年代の経済改革においては、複数主義（多元主義）の思想が市民権を得つつあるとする。

「経済生活総体の複雑度は、どれか1つの経済システムにまかせきるにはあまりにも大きすぎる。したがって、3種混合経済が必然である。

しかしながら、市場（計画、協議）の相対ウェイトがある一定値、たとえば70%（60%, 35%）を超えると、経済生活は、ノーマルに進行できない。さまざまな社会的・経済的緊張が生じる。第4図（本稿では第1図）の五角形ABC GF の内部が経済生活の正常な進展を保障する混合経済を示す。（……）比較体制論の理論的枠組は、三角形MPCであるが、現実論的枠組は、五角形ABC GFである」。

岩田氏が主張するように、複数主義が世界の潮流になれば、今後は、この現実論的枠組の中で各国がその国の事情に即したオプティマルな位置を摸索していくことになるであろう。

氏のトリアーデ論からは、現在のソ連・東欧改革の質的変化がベクトルの方向の逆転現象としてしか表われてこない。氏は、「社会主義的



出所）岩田昌征「社会主義・資本主義・複数主義」『経済セミナー』No.418, 1989年11月, 35ページ。

過渡期の終焉の始まり」という定義でこれを補強している。過渡期の終焉には、論理的に、1) 資本主義とは異なる新しい経済社会が建設完了され、国民もそれを自分たちの良き社会として受け入れる、2) 資本主義に異なる新しい経済社会をそれ自身の基礎上にのみ完成させることは無理であるという経験的合意に至る形、の2つの形が可能である。そして、新しい質の非資本主義的制度を工夫する余地があれば、過渡期は継続するし、もし既存・既知の旧社会（資本主義）に戻る以外に現在の危機を救う道がないとすれば、社会主義的過渡期は終焉を開始するとしている。

岩田氏の論文「社会主義・資本主義・複数主義」は、このように現代社会主義改革をとらえる視座を理論的に整理したものだが、同時に、従来の自説が現在の改革を理解する上でも有効であることを証明するものとなっている。

さて、筆者自身は、これまで展開してきた『伝統的』システム論に重大な修正を加えなければならないかも知れない。

まず、戦後ポーランドの経済諸改革の分析の上に立った『伝統的』システム論の骨子を簡単に説明しよう。

ポーランドでは、1956～7年、1971～3年、1980～2年に大きな経済改革が実施され、自主管理導入、経済開放化、企業自律・独立採算化等が図られた。しかし、いずれの改革も数年で後退し、結局新しい経済メカニズムの要素が加

わった様に見えながら、実質的には従来のシステムに経済活動の大半を依存する構造から抜け出せないのが常であった。

例えば、1980年に始まった経済改革は、以前の諸改革のように部分的なものではなく、国民経済全体の管理・運営システムを抜本的に変更しようとする意欲的なものであった。改革関連諸法令整備も、これまでのよう政令や通達による手直しではなく、中央計画、企業運営、財政の領域をはじめとする国民経済活動全体を包括した諸法律の改正という、これまでになく徹底したものであった。それにもかかわらず、実際には、改革はなかなか進展せず、1980年代中葉にはむしろ対外債務の一層の拡大、インフレ加速化、生産領域での資金、資材不足等のマイナス面が顕著になってきた。これに伴い、価格凍結や補償、強制分配等の中央統制が再び強化された。

改革がいつもこのように後退する原因は、これらの諸国改革が実は1950年代前半に形成された経済機能をシステムの基本的要素を何ひとつ変革するものではなかったからである。このシステムの基本要素として、次の4点をあげることができる。

1. 中央指令分配的経済制御方式
2. 強力で肥大化した党・国家行政組織を中心とする組織システム
3. 組織に関する意思決定（新しい組織の設立、既存の組織の解散・分割・合併）の集権化。
4. 国営企業間における膨大な額の利潤再配分。

これらの要素が経済構造の変革、企業運営の効率化、人事政策の柔軟化を阻害する主要な原因となっていた。これまでの経済諸改革を注意深く比較分析することによって、諸改革を通じ何が改革され何が改革されなかったのかを明らかにすることができるが、改革されなかったのは、まさにこの1950年代前半に形成された経済機能システムの基本的要素であった。このシステムがソ連の伝統的30年代モデルを手本として導入されたこと、そのシステムの基本的要素が長くポーランド経済に根づいたこと、そしてそれがソ連・東欧社会主义諸国に一時広く受け入れられた伝統的マルクス経済学理解に根ざしたものであるという意味を込めて、これを『伝統

的』システムと呼ぶ。

こうした歴史認識に立てば、『伝統的』システムの基本的要素を改革することが、社会主义における経済改革を成功させる鍵であるといえる。1989年の「円卓会議」以降急速に進んでいくポーランドの政治・経済改革は、この『伝統的』システムの基本的要素に本格的にメスを入れたものとして評価できる。そして、『伝統的』システムの抜本的改革が実施されることによって、社会主义は複数主義を基礎とした真に民主的で効率的な経済体制に生まれ変わる基礎を得るはずであった。問題は、いったん『伝統的』システムが崩壊をはじめると、それは社会主义それ自体をも否定する改革に発展してしまったことである。

「社会主义」の枠内で効率化、技術革新等を達成し、自由、民主的で豊かな社会を築く可能性は存在しないのであろうか。存在すれば『伝統的』システムの改革によって新しい社会を模索することが可能になるであろうが、存在しえないのであれば、『伝統的』システムの崩壊はそのまま社会主义的経済システムの崩壊となり、『伝統的』システムを社会主义の特殊な一形態にすぎないとする理解は、根本から見直しを迫られる。

そこで次に、現実過程を分析する中で、この問題を検討してみたい。

## II. 現実過程としての『伝統的』システムの崩壊

前にも述べたように、1980年に始まった経済改革は「抜本的」で「首尾一貫した適用」を何度も強調されながら、『伝統的』システムの基本的要素を大きく切り崩すものではなかった。

まず、中央指令分配的経済制御システムにおいては、改革プログラムによれば、市場メカニズムが導入され、企業は市場において独自に原材料を調達し生産活動を行うはずであった。しかし、もともと原材料が恒常に不足しており、また基本財生産維持の名目で多くの資材が大企業に優先的に配分されているもとでは、有効な市場メカニズムは機能しなかった。1985/86年現在、市場で分配されている生産財は全体の20

%に満たない<sup>6)</sup>。こうした状況下で、企業は市場で資材を調達するより、中央とのパイプを利用して原材料を確保することに熱心である。その際、パイプ役として大きな力を発揮するのは、あいかわらず党組織である。1980代中葉には、国家組織が一定程度改組されたが、ノーメンクラトゥーラは完全に維持され、地方での党・行政機関の指導は依然強力であった。組織に関する意思決定の領域では、新しい事業開始認可の緩和、異なる所有形態の企業同志の合併（混合企業）の容認、企業更正・破産法の実質的適用、企業の自由な連合の形成の促進などが改革プログラムに盛り込まれていたが、基幹産業では連合は半強制的で、また合併・解散の自由も事実上与えられていなかった。さらに、国営企業間の利潤再配分も、経済構造改革のかけ声とはうらはらに、第1表のとおり、旧来の経済構造を守る形で維持されていた。しかも、この表は改革が開始されてから8年経過した時点での数字である。このように『伝統的』システムは基本的には何も改革されていなかったのである。

『伝統的』システムの改革が進まない最大の理由は、このシステムの基本要素が、すべて政治的意思決定にかかわる問題だからである。しかし、これらはノーメンクラトゥーラの根幹にふれる問題であり、その改革は政治改革の領域である。したがって、経済改革の停滞ないし後退を打開するには、政治改革は必然であり、1980年代後半に至りようやく政治改革は不可避であるという点で国民的合意が成立した。その背景には、党が国家の統制力と社会の支持を失う中で、これ以上単独で経済改革を進めるのは困難になったことがあげられる。ソ連で進行しているペレストロイカがこの政治改革の気運を盛り上げた。

1988年12月には、新しい「経済活動法」が制定された。この法律では、自由な経済活動の可能性を認めており、所有形態と経済活動形態をアприオリに規定する従来の法律とは異質のものとなっている。具体的には、「各人は、諸法令が定める諸条件の枠内で、自由に経済活動を開始し遂行することができ、それは各人に同等の権利をもって許可される」（第1条）、「（…）経済主体となるのは、自然人、法人、法

第1表 企業間の利潤再配分（1988年）

	徴 収		給 付	
	合 計	うち：取引税	合 計	うち：補助金
全 体	4,116,790	3,425,145	4,284,421	2,741,576
うち：				
工 業	2,603,372	2,588,399	2,381,744	1,692,974
うち：				
石炭採掘業	189	146	415,636	305,666
治 金 工 業	5,997	5,817	39,962	9,763
機 械 工 業	55,668	54,601	13,217	—
化 学 工 業	90,249	89,314	125,166	107,785
食 品 工 業	1,313,525	1,309,805	1,592,821	1,175,786
建 設	23,245	16,055	4,953	5
農 業	41,548	23,169	187,565	166,343

注) 農業生産協同組合中央連合会加盟の経済単位組織を除く。

出所) Maly Rocznik Statystyczny 1989 [小統計年鑑1989年版], 1989, p.90-91.

人格を持たない組織単位（……）である」（第2条第2項）、「経済主体は、その経済活動の範囲内で、法律に禁止されていない行為および活動を行うことができる」（第4条），などが規定されており、経済的複数主義の導入をさらに促進する内容となっている。

また、1989年2～4月に国内の様々な政治・社会グループを一堂に集め開催された「円卓会議」では、国会一部自由選挙の実施、政治・経済的複数主義の導入などで合意が成立した。経済改革の分野では、「経済の多元的所有構造の持続性を憲法で保障する」ことで合意ができ、私有化の方向に大きくはずみがついた。

同年6月には国会総選挙が行われ、「連帯」が圧勝した。さらに、8月にはマゾビエツキ氏を首班とする「連帯」主導型政権が誕生した。そして、10月には新政権の経済プログラムが発表された。これは、米国で新古典派の経済学を学んだ若手の副首相兼蔵相を中心に作成されたもので、彼の名をとって一般に「バルツェロヴィチ・プログラム」と呼ばれている。<sup>7)</sup>このプログラムは、まず「ボーランドは抜本的なシステムの変革を必要としている。その目的は先進諸国に存在する所有構造に近い形に所有構造を変化させる」と断言している。これで、国営企業私有化は完全に国家政策のレールに乗ったわけである。

国会・政府内における「連帯」の実質的発言権増大は、従来の政治的意思決定メカニズムを

根本から変化させるものである。また、所有形態の多様化は中央指令分配的制御方式の解体を意味する。また、政府プログラムでは、補助金の削減や新しい課税システムの導入による、国営企業間における膨大な額の利潤再配分の構造変革が目指されている。こうして、改革の手はようやく『伝統的』システムの根幹にとどいたのである。

しかし、その改革は、より良い社会主义社会を構築する方向ではなく、既存・既知の資本主義体制へ戻る方向で動き始めたため、様々な社会的軋轢を生み出している。資本主義の否定として誕生したポーランド社会主义が再び資本主義を目指す方向に動き出したことについては、いくつかの理由が考えられる；

- 1) 社会主義が達成することのできなかった社会的価値（物質的豊かさ、労働者の社会・文化的水準向上、社会福祉の充実、諸国間の経済統合）を資本主義が一定程度（もしくは、少なくとも現存社会主义諸国よりは高い水準で）達成していること、および資本主義が構造的に内在するとされてきたもの（労働者の窮乏化、経済恐慌等）を、これも一定程度克服したこと。
- 2) 社会主義への幻滅があまりにも大きく、社会主义の非合理性を排除するために、インフレ、失業、倒産というコストを支払ってもやむを得ないとする国民的合意があること（これは厳しい引締め政策を行う現政権の支持率が世論調査で80%を上回っていることからも裏付けられる）、
- 3) 社会主義にかわる新しい政治・経済体制のモデルがなく、とりあえず既知の体制の中からより良いと思われるものを選択することで、試行錯誤の社会的コストを最小限に抑えることができるとの判断があったため、
- 4) 政府プログラム実施のためにはIMF、世銀をはじめとする西側の援助が不可欠で（プログラムでは西側の援助がプログラム実現の大前提とされている）、西側の理解を得るような政策をとる必要があったため。こうした背景を考慮すると、ポーランド国民が資本主義への道を選択した事情は一応理解できる。しかし、そのことは同時に、

非資本主義的な新しい体制の創造を自ら中断してしまったことを意味する。したがって、当面は『伝統的』システムの崩壊は社会主义機能システムの崩壊となって進行するであろう。

さて、経済改革の現実過程の観察を通じて、『伝統的』システムの崩壊は社会主义機能システムの崩壊とイコールで結ぶことができるだろうか。結論からいえば、筆者の答えはイエスであるが、それは決ずしも政府が短期間に実現しようとしている資本主義への軟着陸にはならないと考える。その理由はいくつかあげられる。

まず、所有関係は、政府プログラムでは「先進諸国に存在する所有関係に近い形」に変化させる、つまり私的所有中心の社会にするとしているが、そのプロセスに種々な問題が生じてきていることがあげられる。第1に、国家資産の評価の問題である。企業が新しく形成されるであろう市場でどれだけ収益をあげができるかは未知数であり、また、これまで適用してきた減価償却の基準も新しいシステムでは全く無意味である。第2に、戦後45年の急速な工業化で蓄積した巨大な国家資産を株式化し、誰が引き受けるかという問題がある。政府は国民の遊休資金吸い上げを考えているが、国民が引き受けられるのはせいぜい国家資産総額の5%であろう。当面は1995年までに全体の3割程度が私有化されれば良い方という観測もある。したがって、社会の支配的な所有関係が私的所有関係になるのは近い将来ではないであろう。また、ここでは議論の枠が拡がりすぎるので論じないが、国営企業の株式会社化を、私的所有の実現としてではなく個別の所有（マルクス）の実現という観点から再検討してみる価値はあるだろう。

つづいて、経済改革と一体化して推進されている政治改革、とりわけ議会民主主義の確立の問題がある。現在は、「円卓会議」の合意を尊重し実現するという紳士協定がすべての政治・社会勢力の間に存在するため、自己主張は自制された形となっているが、今後もし完全自由選挙が実施されれば、様々な政治・社会グループの代表が国会に登場し、各グループの利益を代

表しながらその正当性を主張することになるであろう。その場合、歴史上、政治・社会運動において自由主義の伝統が皆無に等しい（政府が経済的自由主義政策を実施した時代は1918年の独立から1920年代中葉まで続いたが、自由主義政党は存在しなかった）ポーランドにおいて、現政権の新古典派的引締め政策を積極的に支持する勢力がどれだけ国会で発言力を確保できるかは疑問である。むしろ、伝統的社会・労働運動、つまりカトリック的平等主義、相互扶助、連帯主義や100年の歴史を持った社会民主主義勢力が新しい装いをもって登場してくるとみた方がより自然であろう。

この場合、先に引用した岩田氏のトリアーデの中では、ポーランドはMの方向に向いながらも、最終的には三角形の中心に近い領域で自らのオプティマルな位置を模索することになるであろう。もちろん、その位置が常に安定したものになるという保障は全くない。そして、この混合システムを社会主義と呼ぶか資本主義と呼ぶかは、その時ポーランド人自身が決めれば良いことである。

- 1) Z・ブレジンスキ（伊藤憲一訳）『大いなる失敗 20世紀における共産主義の誕生と終焉』飛鳥新社、1989年、312ページ。
- 2) 同上、342—343ページ。
- 3) 岩田昌征「社会主義・資本主義・複数主義」『経済セミナー』No418、1989年11月、35ページ。

- 4) 同上、31ページ。
- 5) 『伝統的』システムの成立に関する詳しい分析については現在執筆中であるが、『伝統的』システムの基本的概念については例えば次の文献を参照のこと：田口雅弘「ポーランド経済改革の諸問題——経済危機メカニズムと経済発展戦略への一覧点」『海外事情』（拓殖大学海外事情研究所）。1988年5月；田口雅弘「モデルなき改革めざすポーランド」『エコノミスト』、1989年9月26日号。
- 6) T. Wojciechowski, Reglamentacja materiałów: przyczyny, skutki i możliwości ograniczenia [資材の統制分配：原因、結果と制限の可能性]、*Gospodarka Planowa* [計画経済] 第10号、1986, p.392.
- 7) Program gospodarczy — Główne założenia i kierunki [経済プログラム 主要な諸前提と方向]、1989.10.
- 8) この問題については、次の論評で詳しく述べた；田口雅弘「ポーランド版リクルート事件が暗示する東欧の未来図」『朝日ジャーナル』1990年3月23日号。
- 9) この問題については、次の論評で詳しく述べた；田口雅弘「ポーランドの社会・経済改革——その思想的伝統と政治的展望——」『国際労働運動』（国際労働運動研究協会）、1989年11月。

(たぐち まさひろ 岡山大学)



●特集 —— 世界史のなかの社会主义

# 東欧変動と社会主义の古典的原理

—— ハンガリー改革を素材として ——

堀 林 巧

## I. はじめに

小稿が現れる5月下旬には、3、4月の総選挙結果にもとづき東独、ハンガリーで新政権が既に誕生しており、チェコスロバキア、ルーマニアでも選挙戦が展開されるなど東欧情勢は新たな局面に入っていることであろう。したがって、読者はその新たな局面の分析に、より大きな関心を寄せられていることであろうが、小稿執筆時点（3月上旬）で何らかの予測を示すことは筆者にとってリスクを伴う作業である。そこで、小稿ではそうした試みはやめにして、1990年3月現在までに起きた東欧改革（ないし革命）の動きと関連を持つ原理的問題を若干考察してみたい（『経済』1990年4月号掲載の前稿「ハンガリー改革について考えること」において、筆者は、東欧諸国の経済改革と社会主义の古典的原理との関連、及び経済改革の政治的含意についての若干の見解を示したが、小稿は前稿を下敷きにしつつ、紙数の都合で前稿では十分に展開できなかった論点の検討も含めて再度上記の問題を取り扱うことしたい）。

昨今の東欧大変動については既に様々な解釈が提示されている。例えば、昨年話題となったフランシス・フクヤマ論文は「リベラリズムの勝利」、それに伴う「歴史の終焉」というイデオロギー的文脈の中で東欧変動を解釈している。また、「ヤルタ体制」と形容される戦後世界秩序への挑戦＝政治的「東欧」解体＝欧州統一への動き、というように何よりも東欧変動の国際関係に及ぼすインパクトを重視する解釈も存在する。東欧の大変動はこうしたイデオロギー、国際関係上の意義という論点を含め多層的に分析されねばならぬ出来事であるには違いない。しかし、そうした論点までを包括して論ずる余

裕はないので、小稿では東欧変動が体制論において持つ意味という論点に限ってのみ私見を提示することにしたい。

即ち、体制論の見地から筆者は東欧変動を、第1に「スターリン主義」と形容される社会主义の一つのバリエントの破産を示す出来事であるとともに、第2に社会主义の古典的諸原理のこれらの地域への適用困難（少なくとも中期的展望——短期的でないという相対的意味のそれにおいて）を示す動きというよりも解釈しているが、その解釈をハンガリー改革史を概観しつつ裏付けようというのが小稿の意図である。

ここで、ハンガリーをケース・スタディとして持ち出すのは、一つには、85～89年に5度滞在機会を持ち、他の東欧諸国と比べてこの国の事情により詳しいという筆者の個人的理由に基づくものであるが、それとは別にハンガリーが比較的早くにスターリン主義からの離脱を開始し、また古典的社会主义論の枠におさまりきらぬ経済改革を長く実施してきており、上記のこととを例証するうえでモデル・ケースとなり易いとの判断もあってのことである。しかし、ハンガリーを例に取りつつ以下で提示する見解は、ハンガリーにのみ妥当するというよりは、もう少し広い時間的・空間的妥当性を持つものであると筆者は考えている。

## II. カーダーリズムの意義

「ポーランド10年、ハンガリー10カ月、東独10週間、チェコスロバキア10日間、ルーマニア1週間」（数字は政治変動に要した期間を示す）。これは、東欧各国の政治変動が一巡した後、ドミノ理論的変動とその加速度性を端的に示すものとしてマスコミが好んで使用した常套句であ

るが、そこにも示されているように、89年秋から冬にかけての東独、ブルガリア、チェコスロバキア、ルーマニア激震に先立ち、ポーランド、ハンガリーの2カ国では政治変動が既に開始されていた。

このうちハンガリーの政治変動について言えば、88年5月社会主義労働者党（＝共産党）全国協議会において、30余年に及ぶ統治の後カーダールが書記長退陣に追い込まれたのを最初のターニング・ポイントとして、89年2月社会主義労働者党中央委員会における複数政党制承認、6月ナジ・イムレ元首相の改葬式（56年革命の復権）、10月党大会における社会主義労働者党的社会党への改組、同じく10月の国名変更（人民共和国から共和国へ）などいくつかの大きな転換点を経て今日に至っている（90年3、4月総選挙後の新政権樹立が次の大きな転換点となる）。

ところで、注意すべきはハンガリーの場合こうした政治変動前後に、断絶面（一党制崩壊等々）と合わせて比較的強い連続性（特に経済改革において）が見られるということである。チャウシェスク、ホーネッカー、ジューコフ、フサークなど他の東欧諸国の元リーダーたちの悲惨な退場場面と、批判にさらされながらそれでもなお国民から根強い支持を受けつつ永眠（89年7月没）したカーダールの晩年のコントラストの中にもそのことは反映されている。それは、言い換えれば、ハンガリーではカーダール時代（1956～88年）において既にスターリン主義の「浸食作用」が進行し、88年5月以後の事態は、いわばその流れの中の一つの飛躍点として位置付けられるということである。

上でスターリン主義の「浸食作用」と述べた以上は、ここで筆者のスターリン主義の定義を示して置く必要があろう。筆者はそれを政治的には、①党＝国家体制（「指導的役割」を憲法で保障された共産党による一党支配）、経済的には、②狭い党・国家官僚層（いわゆるノーメンクラツーラ）による経済運営体制として捉え、社会体制全体の特徴付けに関しては、社会主義の理想である「自由な生産者の連合体」を満たす要件を欠いてはいるが、理想実現の手段として古典的社会主義論が構想した「生産手段の社

会化」、「計画経済」などを歪んだ形であれ追求してきたところから、ひとまずは社会主義の範疇に属させてもよいものと考えている（それは定義の問題であって、スターリン主義的社会主義を肯定あるいは拒否するかの価値評価の問題を問われれば筆者は拒否する）。

ところで、以上のように定義されるスターリン主義は、他の東欧諸国と同様に40年代末にハンガリーにも「移植」されたのであるが、56年革命挫折以後88年に至るカーダール時代にどのような変容を遂げたのであろうか。

ポーランドのエコノミストでイギリスに在住するブルスは、カーダーリズムを「真性のスターリン主義」とも「民主的社会主义」とも区別される別の体制、即ち「啓蒙的絶対主義」と特徴づけた。また、フランス在住のハンガリーの社会学者ケミニーは、カーダール政治の内実を「三重の妥協に基づく統治」と規定した。筆者の見解もこうした両氏の見解に近い。ここで、ケミニーの言う「三重の妥協」とは、①ソ連との妥協（ソ連の対外政策に同調。しかし、経済改革など国内政策では一定の自主性を確保）、②国民との妥協（一党制レジームに異を唱えさせないと引き換えに国民に対して一定の市民的自由を保障。また、物資供給など国民生活重視の経済政策遂行）、③党・国家官僚との妥協（ラディカルな改革で彼らの特権を奪わないよう慎重な改革を行なうが、経済活性化のために彼らの一定の権限縮小には協力させる），を意味する。このような「妥協に基づく統治」（＝カーダーリズム）は、党＝国家体制（一党支配）を崩さない限りにおいて、上で定義したスターリン主義の枠内に留まるものであるが、同時にそれは（特に「国民との妥協」は）、自律的な「市民社会」（＝党・国家に包摂されない社会）を一定程度許容することによってスターリン主義の浸食作用を進めるものであり、ポスト・カーダール時代における脱スターリン主義的政治変動（党＝国家体制の否定）を準備するものであったと筆者は考えている。

また、「妥協に基づく統治」の最大の構成要素であった68年以後の経済改革は、スターリン主義を浸食するとともに、社会主義の古典的原理と抵触する性格を持つものでもあった。以下

でこのことを検討してみたい。

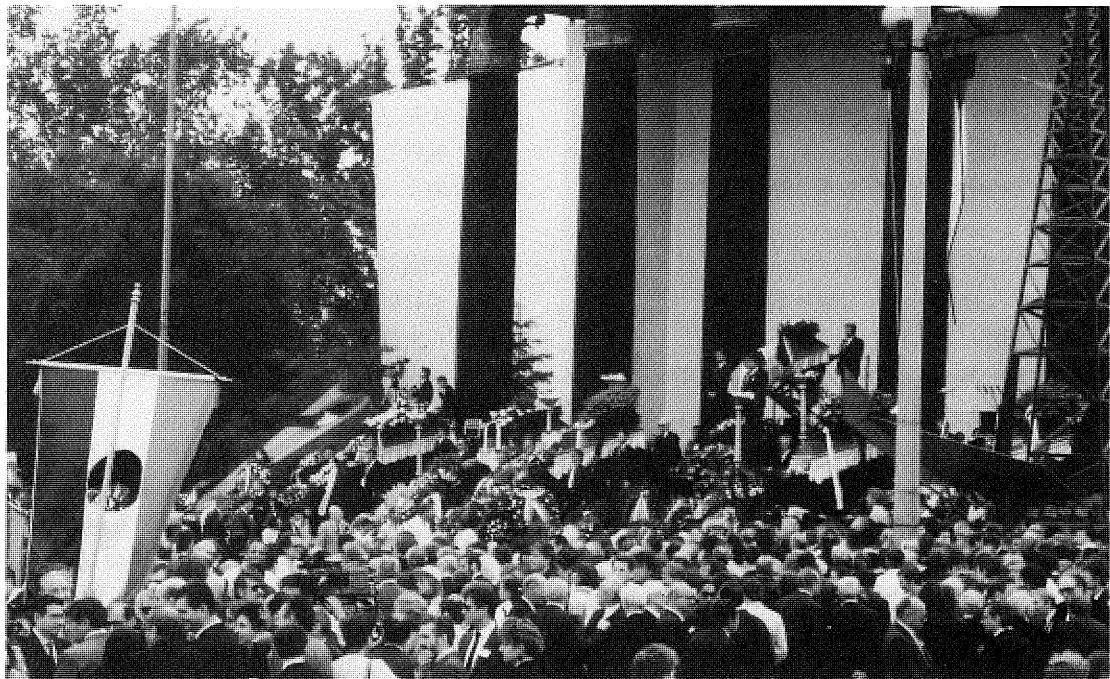
### III. 経済改革と社会主义の古典的原理

ハンガリー経済改革は既に20年以上の歴史を持つが、大きく時期区分すれば、68～72年の「改革第一段階」、73～77年の「改革停滞期」、78年～現在の「改革第二段階」という推移を辿りきっている。以下でそれぞれの時期の特徴づけを行ってみよう。

第一段階の改革は、極めて中央集権化された従来の経済システムを廃止し、単純再生産に関する意志決定の企業分権化（＝市場の利用）と拡大再生産の中央決定（＝官僚調整）を組み合わせる経済メカニズムを構築することによって、外延的成長（＝生産諸要素投入増加による成長）から集約的成長（＝効率化による成長）に移行しつつある経済の要請（労働生産性向上、技術革新、多様な需要への適応等々）充足をねらいとするものであった。このため、中央官僚機構が企業に指令を下達し経済調整を行なう、いわゆる「直接的官僚調整」（コルナイ、ハンガリーのエコノミスト）は、単純再生産の領域では撤廃された。また、大規模投資は国家投資によっ

て実現されるが、小規模投資に関しては企業の自主性が強化された。自由価格が広範に導入され、国有セクター内に市場メカニズムが一定程度作動することになった。しかし、こうした改革にもかかわらず経済システムの「社会主义的性格」は、所有制度（国有、協同組合所有のシェア優位）、国家投資（官僚調整）、財政・金融政策を通じる「市場の規制」などによって維持されると政策当局者によって説明されていた。

こうした改革は70年代初頭までの期間に一定の成果をおさめる。即ち、経済は指令抜きでも計画的に成長することが証明されたし、とりわけ農業の成功とも相まって消費財供給が改善され、それはカーダール的妥協政治を正統化する物質的基盤となった。ところが、政治的にはブレジネフらの圧力によって、ニエルシュ（現社会党議長）など社会主義労働者党内改革派が失脚、経済的にはオイル・ショックに伴う対外条件変動（中央集権的対応を正当化しうる経済環境の発生）などを背景にして、経済改革は73～77年には停滞することになる。しかし、この「改革停滞期」に対外債務が激増したところから、70年代末より再び改革施策が復活することになる。



1956年事件の後処刑されたナジ・イムレ元首相などの名誉を回復する改葬式が行なわれた（1989年6月16日）。会場の「英雄広場」に参列した市民は約25万人（著者撮影）。

70年代末以後の「改革第二段階」の特徴は、何よりも、第一段階に見られたような「国有セクター」や「官僚調整」の有効性に対する楽観主義が、もはやエコノミストや社会主義労働者党内改革派からは消失し、それにつれて改革が「国有セクター内での分権化」という「改革第一段階」の枠組を越えて、所有制自体の改変にまで及ぶようになり、また市場の利用も「商品市場」（または単純再生産）に留らず、「資本市場」（または拡大再生産）に及ぶようになるなど、総じて社会主義の古典的原理に強く抵触する形で改革構想が提示され、実施もなされてきたところにある。

所有制度改変に関して言えば、まず82年の法改正により多様な私的小規模経営が合法化されるようになり、さらにカーダール退陣以後の88年10月に制定され、89年1月から施行されている「会社法」は、民間株式会社設立（雇用上限500人）、外国人が100%出資する会社設立に道を開くとともに、国有大企業の株式会社化・部分的私有化（国家持株会社、他国有企业、民間人、外国人などが当該企業の株主となる）をも許容するものとなっている。そして、ライトバルブ生産で世界的に名高い国有企业タンガスラムがオーストラリアの銀行を最大株主とする株式会社に移行するなど「会社法」に沿った「混合所有化」が目下進行中である（このように「混合所有化」には、国有、協同組合、私的セクターの併存の他、今述べたような国有企业の部分的私有化の含意もあり、概念は多義的である）。

「資本市場」創設に関しても、80年代半ばより社債発行が認可され、銀行制度改革（モノバンクシステムから複数銀行制への移行）、株式会社導入に伴う証券取引所開設など必要な措置が着々と取られてきている。

こうして第二段階の改革は、全ての国有企业を「再私有化」するわけではないという限りにおいて、また市場を生産分野における主要な調整メカニズムとするが、そこから生ずるインフレーション、極端な所得格差、環境問題など外部不利益の問題には國家が介入することを原則としているという限りにおいて、まだ経済システムにおける「社会主義的性格」を維持するも

のと言えなくもないが、常識的には、社会主义の古典的原理との整合性を主張するのが極めて困難な経済システム構築をめざしていると言えよう。したがってハンガリー経済システム再編の現段階は「改革」というよりも「移行」（市場経済への）という用語で特徴づける方がより適切であろう。

ところで、こうした改革の「進化」の背景にあるものは何であろうか。それについて筆者は、経済自体の論理に即して言えば次の2点が重要であると考えている（「進化」の政治的コンテキストについては後に検討）。

第1は、「市場と官僚調整の結合」という改革第一段階の構想そのものが持つ問題点との関連で改革の「進化」が生じたという点である。コルナイは、68年改革は「市場と官僚調整のプラスの結合」をめざしたが、実際にそうした結合は生まれず、結果として生じたのは単なる「直接的官僚調整」から「間接的官僚調整」への移行であり、市場は効果的に機能しなかったと述べている。ここで意味されているのは、一方において、市場メカニズムの論理は内的体系性を持っており、それを部分的に（単純再生産のみに）適用しても期待する経済効果は生まれないということであり、他方において、官僚調整と市場原理は対立し合うものであり、両者の調和は困難であり、全体としてのシステムはやがていずれ（市場、官僚調整）かが優位のシステムに収斂していくが、ハンガリーの場合その収斂の地点は「間接的官僚調整」であったということである（ここで「間接的官僚調整」とは、中央官僚機関が「指令」を発令することはしないが、他の間接的手段によって企業活動に介入するような経済システムのことを指す。なお、こうしたシステムを「非計画・非市場経済」と特徴づける論者もいる）。

以上のような総括から、改革派エコノミストからは、効率化を推進するには市場の部分的利用では不充分であり、投資領域をも含むより広範な利用が必要であり、単なる「利潤関心」（部門内での最大利潤関心）ではなく「資本関心」（部門間資本移動による最大利潤への関心）をも経済システムにビルト・イン（資本市場、株式会社等々）する、より徹底した改革が必要

であるとの主張が提起されるに至るのである。

第2に、改革「進化」の背景には経済危機の深刻化及び危機感増大の現実がある。68年の経済改革も外延的成長源泉枯渇に対する一種の「危機感」を背景にして実施されたが、当時においては文字通りの「経済危機」と言える程の現象は見あたらなかった（低下したとはいえ成長率は5%程度を維持、対外収支赤字も小幅）。改革が「国有セクター内の市場の部分的利用」という、社会主義の古典的原理（この場合、非市場経済）に抵触するとはいえ、それとの理論的折り合い（拡大再生産領域では計画経済を堅持していることを根拠にして）が可能な範囲に留まることができたのもこのことと無縁ではない。

しかし、オイル・ショック以後、特に70年代末以降成長率は年間1~2%，時にはマイナスにまで低下してきており、これについて国民の生活水準も停滞、89年のそれは73年当時と同じにまで逆戻りしている。また、対西側債務は約200億ドル（89年。一人当たりで東欧最大）に膨れ上がるなど、現在のハンガリーに見られるのは文字通りの経済危機である。これに加えて、先進国のみならずポルトガル、スペインなど60年代においてはハンガリーとさほど発展水準の異ならなかった国をも含めた西側諸国との間の経済格差が増大しており、またアジアNIES諸国の急速な追い上げは、政策担当者のみならず国民の間に危機感を増幅させている。

経済危機の背景には、オイル・ショック以後の産業構造変化（省力化、エレクトロニクス革命等々の技術革新）に他の東欧諸国と同じくハンガリーもまた適応できなかったという事実があり、しかも、そうした適応を促すシステムが従来の歴史的経験においては「市場原理」以外には「発見」されていないこともまた事実であるとすれば、社会主義の古典的原理を棚上げにして再私有化や「混合所有化」などに危機打開の道が求められるようになんてそれは無理からぬことであろう。

以上で、ハンガリー経済改革の推移を示し、それについての筆者の評価も示唆しておいたが、ここで改めてそれを明示的に示しておこう。

ハンガリーの経済改革の意義は、第1に、ス

ターリン主義との関連で言えば、主として企業分権化という形で、党・国家ノーメンクラーツーラによる独占的経済支配の構造を浸食してきた点にあるが（なお、上で述べる余裕はなかつたが、80年代半ばに「企業評議会」、「従業員総会」などの形態で、一種の労働者自主管理制度導入の試みがなされた点も重要である）、第2にそれは同時に社会主義の古典的原理からの「逸脱」を伴って展開してきたという点がより重要である。そして、私見によればそうした「逸脱」は、資本主義経済との併存状況にある東欧諸国、しかもも望むと望まないとしか生きることのできない小国にあっては、かなりの程度リーズナブルな選択である。古典的社会主義論においては、そもそも、効率化を唯一かつ最大目的とするような社会主義経済メカニズムは想定されていない。したがって、資本主義から経済競争を余儀なくされる環境において、しかも物質的欲望の世界がまだ国民を強く規定する経済発展段階においては、社会主義の理念（ここでは公正、弱者救済、「消費社会」とは異なる欲望構造の形成等々）を尊重しながらも、経済システムに市場ないしは資本主義の要素をビルト・インしつつ国際社会の中でサバイバルをはかるという、綱渡りのような経済運営をするより他はさしあたっての選択肢はないであろうというのが筆者の判断である。さらに、東欧諸国が置かれている上のような客観的条件について言えば、少なくとも短期的展望においては大きな変化は予測されないというのが筆者のもう一つの判断である。小稿冒頭で、中期的展望における社会主義の古典的原理の東（中）欧地域への適用困難について示唆を与えたのは、こうした筆者の判断に基づいてのことである。

#### IV. 経済改革と政治の相互関係

政治は経済とは区別される独自の内在的論理を持ち展開される。ハンガリーにおいても、カーダール退陣を前後して高揚し始め、遂にはスターリン主義の根幹としての「党=国家体制」崩壊を尊くことになった政治改革運動は、上記のような経済改革とは異なるコンテキストの中で發

生・発展してきたものである。にもかかわらず、経済と政治には密接不可分の関係が存在するというのも他面の事実である。その点と関わって重要なのは、ハンガリーにおいては、カーダール時代の「分権化」、「私有化」、「混合所有化」などによって生れた「経済的ブルーラリズム」が「市民社会」を醸成し「政治的ブルーラリズム」の物質的基盤を形成してきたということである。また、既に述べたようにハンガリーの政治改革過程が、ルーマニアや東独など他の東欧諸国と比較してよりなだらかな軌跡をたどりながら進行しているのもこのことと無縁ではない。ハンガリー政治過程を詳細に論ずる紙数の余裕もないで、ここでは、ハンガリーの「反対派運動」の歴史を概観しながら上で述べた経済過程と政治の関連についての若干の例証を与えることにしたい。

56年革命敗北の後も、ハンガリーにおける民主化運動は継続するが、それは主として知識人によって担われてきた。60年代においてその中心となったのは、ルカーチの流れを汲む哲学者グループ、「ブダペシュト学派」第一世代（ヘッレル、フェヘル、マールクシュ・マリアなど）である。かれらは、「現存社会主义」を批判し

つつも、社会主義労働者党の再生及びその指導による「社会主义の再生」が可能であると考える点で、当時のチェコスロバキア知識人の多くと同じように「改革派共産主義者」であった。そうした観点から、たとえばブダペシュト学派に近い社会学者ヘゲデューシュ（56年革命勃発時の首相）などは、68年経済改革が単なる効率化目的に奉仕するだけではなく「社会主义の人間化」に役立つものとなるようカーダール政権にいくつかの提言を行ない（例えば「労働者統制」導入など）、「上から」提起される改革が社会の民主化を促すことに期待をかけていた。しかし、こうした「改革派共産主義者」による現存社会主义の民主的進化への期待は、ハンガリーをも含むワルシャワ条約機構軍のチェコスロバキア民主化運動への軍事介入によって裏切られることになる。ブダペシュト学派はチェコスロバキアへの軍事介入を批判したが、カーダール政権は彼らを党から除名、国外退去に追いやるなど弾圧措置に訴える。

以後、ハンガリーの民主化運動は、国内に残って半非法活動を展開するブダペシュト学派第二世代（キシュ・ヤーノシュ、ラドノチ・シャーンドルなど）を中心とするグループに継承され



40数年ぶりの自由選挙の投票所風景（1990年3月25日、著者撮影）

ていくことになるが、かれらが「民主的反対派」として一定の勢力となり、主として知識人の間で無視しえぬ影響力を持つようになるのは70年代末以降のことである。即ち、この頃になるとチェコスロバキアにおける「憲章77」に連帯し、「人権擁護」をメイン・スローガンとする従来よりも広範な層の知識人を結集する運動が組織されることになる。そして、これにはドナート・フェレソフなど56年革命の生き残りたちも合流してゆく。「民主的反対派」は、80年代初頭になるとサミズダート発行、自主講座開催など半非合法の活動を活発に展開するに至るが、かれらと前述の「改革派共産主義者」の相違は、チェコ事件の後「民主的反対派」がもはや「上からの改革」に期待を寄せず、「下からの改革主義」を主張、この観点から「党=国家体制」の外にある「市民社会」を意識的に強化し、この「市民社会」によって権力を統制していくという戦略をとった点にある。つまり、カーダーリズムによるスターリン主義浸食の過程を「意識的」に促進していくというのが「民主的反対派」の80年代初頭の戦略であった。

他方で、この頃になると、ソ連型社会主义にも西欧式社会にも反対し「第3の道」を主張した戦前の「ポピュリスト」の伝統を継承する作家たち（チュルカ、チョーリーなど）。「ポピュリスト・ナショナリスト的反対派」の活動も活発化してくる。彼らは「民主的反対派」と協力しつつも、ルーマニア領ハンガリー系マイノリティの窮状を救うためのキャンペーンなど独自の活動を展開する。また、80年代初頭にはオッティーラなど社会学者たちが、経済状況悪化の下で悲惨な生活を送る最底辺層を救うための運動を組織するようになった（「救貧委員会」、略称SZETAを結成）。

やがて、80年代半ばの経済危機深化の中で社会主義労働者党内改革派と、以上のようないくつかの「反対派」の間に一種の「共闘関係」が生まれ、ポジュガイ、ニエルシュなど（いずれも社会党の現指導者）は、この「共闘関係」を利用しつつカーダール退陣劇、及びその後の政治改革をリードすることになる。他方で、「民主的反対派」は改革派エコノミストや「救貧委員会」に結集する社会学者たちと提携し「自由

民主連合」を結成（1988年11月）。知識人・都市型政党、「ポピュリスト・ナショナリスト的反対派」は「民主フォーラム」を結成（1987年9月）。作家と、自営業者・企業の技能労働者——後者は国有企业での労働の他に私的セクターにおいて稼得機会を持つ——など社会的中間層を基盤とする）するに至る。こうして、その後ハンガリー政治はこれらの政党の他復活した旧政党（小地主党、キリスト教国民民主党）及びラディカルな青年政党＝青年民主主義者連合を加えた6つの有力なアクターによって担われていくのである。

さて、以上でハンガリーの政治過程の概観を与えたが、経済過程との関連において筆者が留意したいのは次の3点である。第1は、ハンガリーの政治改革運動の高揚が上で述べた「経済改革第二段階」の進行とほぼ軌を一にしているという対応関係である。第2は、「反対派」運動が主として国家経済に包摂される度合の弱い人々によって担われてきたという事実である。第3は、前述のように「反対派」運動が、カーダーリズムによる「経済的プルーラリズム」の進行を「市民社会化」や「政治的プルーラリズム」形成に向けて利用する戦略をとったという点である。つまり、70年代末以後の「経済改革第二段階」における私有化、「混合所有化」の進展とともに、国家経済に依拠せずとも生活できる機会が増加し、そうした機会を持つ人々が民主化運動の担い手となり「政治的プルーラリズム」を拡大させてきたという経済と政治の相互関係を筆者は重視したいのである（こうした相互関係を象徴的に示す事実をさらに一つつけ加えておこう。カーダール退陣直前の88年初頭、ブダペシュトにおいて初めて公然と政治改革を要求する自主的集会が連続して開催されたが、その会場となった劇場（Jurta）は非国家セクターに属していた）。

筆者の述べたいことは、私的セクターも包摂する「混合所有化」は、第一義的には効率化要請との関連で提起されてきたものであるが、それは同時に政治的プルーラリズムとも深い関連を持つということである。チェコスロバキアの改革派エコノミスト、セルツキーはかつて中央集権的経済体制と政治的プルーラリズム・民主

主義の非両立性について論じたことがあるが、筆者もそれについて同意する。この論点をより詳細に解明するためには、政治的プルーラリズムに必要な経済的プルーラリズムは、広範な協同組合の存在と国家セクター内での分権化措置によって充分に保障されるか、それとも私的セクターの存在までをも必要とするかどうかという問題の立ち入った検討が必要となるが、そのための紙数の余裕は残されていない。ここでは、経済プルーラリズムと政治的プルーラリズムの間にある強い相関の事実を指摘したうえで、私有化、「混合所有化」などの現象を評価する際に、それを古典的社会主義論に基づいて「資本主義対社会主義」の対抗軸から考察するのみならず、「民主主義対権威主義」の対抗軸からも検討する必要を指摘するにとどめておきたい。

(1990年3月2日)

#### 〔参考文献〕

- コルナイ『経済改革の可能性』岩波書店、1986年。  
ブルス「政治体制と経済効率」(ゴムルカ『成長、技術革新、経済改革』晃洋書房、1988年に

所収)。

セルツキー『社会主義の民主的再生』青木書店、1979年。

堀林巧『ハンガリーにおける改革の軌跡』金沢大学経済学部研究叢書5号、1990年3月。

#### 〔付記〕

1990年3～4月の総選挙で前政権党＝社会党は敗北（国会内第四党に転落）。新政権は第一党となった「民主フォーラム」を中心に組織されることになった（ライバルの新政党「自由民主連合」は第二党）。しかし、従来「社会主義経済改革」として進行していた事態が、今後社会主義の形容詞を除いて「市場経済への移行」として論じられることになるとしても、ハンガリー経済政策の内容的連続性は失われないであろうというのが筆者の予測である。この点については現地取材（3月16日～4月16日）を基にした別稿を予定しているのでそれを参照されたい。

(1990年4月29日)

(ほりばやし たくみ 金沢大学)

## 読者の声

### 関恒義先生の新作に期待する

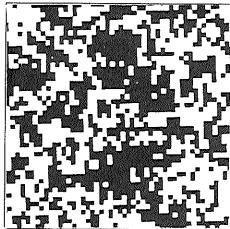
62号の「関恒義先生に聞く」を早速読ませていただきました。

関先生とのお付き合いは（といっても、著書を通じてであり、お会いしたことはありませんが）、『経済』誌の公開講座を聴講したときから始まりました。私は、関先生の研究分野がマルクス経済学の発展にとって大変重要な位置を占めてきたのではないかと考えるも

のの一人です。とくに、現実経済との接点における研究であったからでもあります。これからのお仕事として、「現代の経済原論」、「経済学批判史」を著わされるとのことですが、ぜひとも完成させていただきたいと思います。待ち望んでおります。

なお、新作では、私たち労働者にも十分親しめるよう、文章や図表など内容・表現方法に工夫していただければ、うれしく思います。

(千葉県船橋市 服部 浩 会社員)



●特集——世界史のなかの社会主義

## 東欧社会主义の改革の理論的諸問題

田 中 宏

はじめに個人的な話をしますと、81～82年にポーランドに行きました。「連帯」運動が生まれて、つぶされる過程をモロに見たわけです。「連帯」がつぶされるということもショックだったわけですが、そのとき一番印象的だったのは次のようなことでした。僕はワルシャワの旧市街地に住んで、バスに乗ってワルシャワ大学に毎日通っていたのです。ある日、バスに乗っていますと、バスの運転手が停留所でもないところにバスを止め、運転席からツカツカと出て行って、ある店で店員と2～3分ダベリングして悠然と戻ってくるということがありました。その間、乗客はずっと待たされているわけです。政治的な危機だといわれる中で、そういう生活風景に出会いました。それは僕には非常に衝撃的だった。と同時に、異和感もあった。つまり、バスの運行は時間通り行なう必要があるという、もう一方の論理があるからで、とくに経済改革ではそういう論理を追わざるをえないからです。

経済危機といわれる状況のなかで、そういう「ゆったり」とした生活がある。それはどうしてなのか、というのが僕の疑問なのです。ある学者は、ポーランド社会における「国家と社会との分裂」ということで説明します。ご存知のように、ポーランドは民族として国家がない歴史を持っています。だから、国家の危機が個人の生活の危機、社会の危機にはならないという形で説明するわけです。それも一つの考え方だと思います。そういう問題も含めて、きょうはお話しをしたいと思います。

### I. 東欧の改革の二つの課題

僕は『経済科学通信』第54号（1987年12月）に書いた論文「個人所得税の導入と社会主義の三つの型」の最後で、現在の東欧の社会主義

改革には二つの課題があると述べました。

- ① 相対的な経済的自立性をもつようになる企業と市場を社会全体がその選好にしたがって間接的に規制する包括的な経済管理システムを創出すること。
- ② このシステムを統轄する国家を規制する手段の体系を設計・整備すること。

この①については、ポーランド、ハンガリーなど、社会主義各国で「経済改革」の名のもとに試みがなされ、理論的な前進もあります。しかし、②の国家自身を規制する課題については、経験がないか、経験がつぶされてきた。ところが、最近の東欧の変革は明らかに、②の課題を急速に埋めている。たんに埋めるだけではなく、僕が予想以上の進み方をしている。ここで予想を上回るというのは三つくらいの意味があります。一つは、「包括的な経済管理システムの創出」ということのなかで、所有関係にまで手が触れているということです。二つめは、株式・資金市場の形成の動きです。三つめの、そして最も衝撃的だったのは、次のことです。今まで東欧の経済学者たちはいろいろなモデルの提示していたわけですが、こういう「モデルをつくる」というのは、上からそのモデルで徹底的にやれば経済改革はうまくいくんだという考え方があるわけです。しかし、今回の事態をみると、社会のなかの大きな運動、社会的圧力が結果的には新しい社会のモデルをつくりだしていくんだということがはっきりしてきたということです。

そういう東欧社会主义の改革の動向から提起されている問題について、以下3点について、私なりにまとめて、少し理論的な話をしたいと思います。

## II. 二つの世界経済・市場論の崩壊

第1点は、二つの世界経済・市場論の崩壊ということです。現在、コメコンが深刻な停滞におちいり、各国がE Cと接近したり、また、東ドイツが西ドイツに統合される動き、等々があります。それについて、ソ連はほとんど改革案を提起することができていない。したがって、二つの世界経済論、二つの世界市場論は明らかに、現在の状況を説明するのに不十分な概念になっています。二つの世界市場、二つの世界経済ではなく、一つの世界市場、一つの世界経済です。ここでそれを承認しても、それはさらに二つの意見に分かれると思います。つまり、東欧の変革が起こりいろいろな諸制度や壁がくずれることによって、二つの世界経済、二つの世界市場が一つになったとみる見方と、それに対して、もともと二つではなく一つであったのが、イデオロギー的・システム的に二つだというように理解されていたと考えるものです。

二つの世界市場論を考える場合、ご存知のように、スターリンの論文『ソ連邦における社会主义の諸問題』(1952年)があり、この論文で二つの世界市場論が定式化されたというように考えられている。その内容は次のようなものです。第2次世界大戦で中国や東欧諸国が資本主義陣営から離脱し、資本主義が全一的に支配していた世界市場は崩壊し、資本主義世界市場と社会主义世界市場の二つの世界市場が並行的に存在するようになる。そしてそれと関連しながら、二つの陣営に分裂し、そこに敵対関係が起きてくる。社会主义世界市場あるいは体制では社会主义が発展し、社会主义的な国際経済関係が形成されている。社会主义が発展すれば発展するほど、資本主義にとっての市場がなくなり、それによって資本主義は全般的危機に陥る。それが全般的危機論の話であるわけです。

これに対してはいろいろな批判の仕方が資本主義の側からあるわけです。それを一言でいえば、先進国の社会変革あるいは社会変革の勢力・運動が世界史の発展に対して行なう寄与・意義を無視して、二つの体制の対抗と発展のなかで世界史の発展を見る見方であるということです。

それは事実その通りであります、社会主义の側からその問題点を考えなおしてみると、次のようにになります。今回の東欧の事態は、従来、先進国の労働者の運動と途上国の民族運動と社会主义が世界史の推進力だといわれてきたわけですが、社会主义と一般的に規定するよりも、社会主义の労働者・市民の動きが世界史の新たな枠組みを作る勢力なのだということを明らかにしたことが重要な点ではないかと思うわけです。

しかし、ここには大きな弱点が二つあります。一つは、まだ西側の労働運動と東側の労働運動が結合するところにまでいっていないということ。これは西側の労働運動そのものが連帯というレベルからみれば非常に低次な段階にあるということに関わります。もちろん、環境保護や人権擁護・発展運動などがあるわけですが、全体として低調だということです。もうひとつの大きな問題は、東側内部でそういう新たな市民運動・労働運動の連帯がほとんど形成されていないということです。例えば、第2次世界大戦が終ったときには、いろいろ問題はありました、ポーランド・チェコ・ハンガリーの3国が協力して経済建設するという動きがあった。また、バルカン半島に関しては、「バルカン連邦構想」というものがあって、ユーゴやブルガリア等々でバルカンに連邦をつくり、そこをふたたび民族対立のルツボにしないという動きがあったわけです。今回の改革の流れをみると、残念ながら、そういう新しい東欧の国際秩序を作り出すというような下からの運動がまだ形成されていない。もちろん、東欧の革命的状況の全体をみれば、相互に教訓を引き出しながら運動を進めているという状況はあるわけですが、先ほど述べたような新たな国際環境を作るという意味では大きな問題を残しているというように私は思っています。

なぜここで二つの世界市場論の話をしたかといいますと、先進国が主導的に再編成を続いている現在の世界経済をみた場合、東欧の社会主义はヨーロッパ大陸のなかで西側という中心部分に対してその周辺部分ないしは半周辺部分を形成しているということです。しかも、東欧諸国は南北問題の激動、例えば新国際経済秩序の

形成の問題などのなかで、その側面からも影響を受けている。いわば上と下から揺さぶられているという位置にある。それは、一つの世界市場、一つの世界経済のなかで、東欧社会主义が恒常にそういう位置におかれて、経済発展のあり方で苦悩しているということです。

先ほど二つの世界市場論には二つの説があるといいました——僕自身はつねに一つの世界市場、一つの世界経済しかなかったという立場にたっています——が、二つの世界市場があるという考え方では、こういう姿がリアルに見えてこない。先ほども話されました（同じシンポジウムにおける中村行秀氏の報告「『豊かさ』論と社会変革」での話のこと……編集局），社会主义国は「豊かさ」のモデルを作らなかったという言い方は確かにできるわけですが、そういう社会主义を建設しようとしてきた東欧諸国は世界経済の中心部分と周辺部分の狭間にあって、そこから現実的素材を引きだしながら、経済建設をしてきたわけです。日本とヨーロッパ、日本とアメリカの関係は、ある意味では非常に成熟し、熟しきったような国際経済関係であるわけです。そういうレベルの目で東欧の国際経済関係を見てしまうと、西側の資本主義と同じような成熟度、発展度をもった国際関係や、対内的には、そのような生産関係が存在していると誤解してしまう可能性が出てくる。しかし、国際経済関係だけでみてみると、東欧の社会主义国は国際経済関係はいまだに非常に原始的な交換制度をもっており、コメコンの改革はその近代化をするということが大きな課題としてあるわけです。そういう問題点が二つの世界市場論にはあるということです。

もうひとつ問題点があります。社会主义的な世界市場あるいは社会主义的な世界体制ができる上っているんだということを前提にすると、次のような問題がおきます。新たに社会主义の発展をしようとしている国が例えはあるとします。他方、資本主義世界市場では、科学技術や研究開発が発展して新たなものが作られる、新たな機械設備が作られる。国民の要求をよりよく充すような消費財が誕生する。にもかかわらず、それが完成された社会主义体制だ、社会主义市場だということを前提にすると、ある一国はま

ず最初に社会主义国から財を買って、もし財を買えない場合にはその後ようやく資本主義世界市場に出ていくってそういう財や機械を買うという論理になるわけです。国民経済の発展という視点からだけでなく、個人が欲求を充足するというレベルでもそういう問題が出てくるわけです。現存の社会主义国が経済発展しなければならないときには外貨の制限等々の問題もあるわけですが、そういう問題を除いて考えても、国民が消費選択をもたないという大きな問題がここには含まれている。西側にはいろんな消費の選択肢があるのに、それが排除された形で他の選択肢をとるという問題。「豊かさ」のモデルはすべての消費の選択肢が事実上保障されなければ、それがいくら優れても、意味がありません。少なくとも、ヨーロッパという土壤の上では。今回の変動はそういう選択肢も同時に選べる体制に移行する可能性ができたという意味では、僕は前進ではないかと考えます。

### III. 過渡期、社会主义の成立期の再検討

次に、話を「過渡期、社会主义の成立期の再検討」に移していきたいと思います。

ゴルバチョフは、日本でもよく売れた『ペレストロイカ』という本の中で、ペレストロイカの歴史的な正統性を打ち出すために、フランスでは1789年と1848年、1871年のブルジョア革命を経てきたし、イギリスもドイツも二つの革命を経てきた、資本主義よりさらに根本的な社会・文化・政治的な変革をめざす社会主义がその可能性を完全に開花させるような新しい社会を「社会形態として定着させるまでに、何度も革命的段階を経るのは当然」なんだという言ひ方をしています（64ページ）。あるいは、社会主义社会といえども、停滞現象がひどくなったり、社会・政治上の大きな危機に見舞われないという保障はないと言っています。そして、現在のソ連を含めた改革を「革命的成果」というように述べています。

それ自体はいいのですが、問題はそういう考え方を社会構成体の移行という問題にひきつけて考えるとどうなるかということです。従来、僕自身が習った経済学の教科書のなかでは、封

建制から資本主義への移行と資本主義から社会主義への移行とは社会構成体の移行としては違うといってきたのですが、ゴルバチョフの発言や最近の状況をみると、果してそうなのかという疑問が出てくる。従来の見解は、古い生産関係、資本主義的搾取関係のなかで新しい社会主義的生産関係は宿ることができない、資本主義は社会主義の物質的基礎を準備するにすぎないと言ってきた。資本主義の胎内で準備された社会主義の物質的基礎の上で、革命後、国有化して、生産手段を社会的所有に転化する。通常、国家的所有や集団的所有にすることによって社会主義的生産関係ができる。したがって、社会主義の成立のメルクマールは社会的所有の確立であり、それに付随した中央計画化の確立や共産党の国家権力の掌握です。

現在、東欧の変革のなかで所有制度の改革、多所有制度が出てきているわけですが、それを東欧の社会主義の常態と考えるとすれば、それを社会主義論の中にどのように入れていけばよいのかという課題が出てきている。一番簡単な考え方は、現在を社会主義への過渡期と捉え、それまでは多ウクラード、多セクターがあるという考え方です。しかし、東欧諸国はこれまで自分の性格を社会主義だと自己規定している。それをどう考えるのかという問題があります。それを封建制から資本主義への移行と考えあわせると次のような問題になる。一つは、封建制から資本主義への移行において、資本主義は二つの段階を踏む——マニュファクチャ一段階と機械制大工業段階です。そこには明らかに生産力の質的な相違があって、質的に上位の生産力に移行することが前提となっている。それによつて資本の形式的な包摶から実質的な包摶へという論理が導かれるわけです。そのアナロジーからいえば、現在の社会主義のなかに質的に上位の段階の生産力を生み出さなければならず、生み出すための社会的・政治的な変革をしなければならないということになる。では、質的に高い段階の生産力とは何かということが問われる。また、そういう質的に高い生産力を前提とした生産関係のあり方、所有形態のあり方は、従来のような国家的所有の一元的な、全一的な支配なのか、それを広げることでミクロ・マクロの

経済運営はうまくいくのかという別の問題もあります。あるいは、そのような生産力を産み落とすために、従来のような中央集権的な管理機構が必要なのかどうか、あらためて再検討する必要がある。こういう理論的な問題が現在の東欧の変革のなかで提起されています。

#### IV. 国家による労働権保障体系から社会による複数所有主体-市場育成の体系への移行か

上の点に關係して、3番目の話に移ります。現在のソ連・東欧諸国は“国権的社会主義”だとか、“国家的社会主義”だとか言われます。そして、それを導いた歴史的諸条件、例えば経済の軍事化、軍隊組織が社会生活にまで及んだこと、スターリン的政治体制、官僚制、民主主義の欠如、等々が指摘され、そのために社会主義が歪曲されたと言われます。そういうマイナスの歴史的な諸条件の話と同時に、先ほどいいましたが、ソ連で約70年、東欧で約40年も社会主義体制が維持されて、そこにある種の「ゆとり」のある社会が部分的にではあれ、形成・保持されてきています。それをなした要因はいったい何か。東欧の社会主義はソ連型社会主義だとか、移植された社会主義だとか言われるわけですが、移植されたものであれ、そういう社会を作り出したのは何なのかを考えてみると、それは次のこと以外には考えられないだろうと思います。

すなわち、それは、人間の生存の保障を、固定的な意味で解釈された労働権というものを国家あるいは中央政府が全般的な中央計画のなかで保障する体制であった。そしてその限りで企業の存続、分業の固定化を図り、新しい欲望や技術が出てきた場合には新規の企業や職種を作り積み上げていき、中央の活動範囲を最大限広げることによって、労働権をすべての人に保障する、いわば完全雇用を達成する体制。労働権の保障を中央政府の拡大、すなわちセントラリズムによって保障してきた体制であり、そのセントラリズムによって確保される生産力でできた労働成果で国民の最低限の消費の保障を確保する体制です。こういう体制が崩れてきている

わけです。

先ほどの議論（前記の中村行秀氏の報告——中村氏の「豊かさ」論については、同氏著『哲学入門』青木書店、1989年、をご参照下さい……編集局）でいえば、自由な生活、時間的・物的な空間を作ることが「ゆとり」のある生活ということですが、明らかに東欧の社会主義は行列ひとつみても分かるように、固定的な意味での労働権の保障がある種の生活の不自由を作り出す体制にもなってきていると解釈できるのではないかでしょうか。経済的にそういう体制があって、そのうえで政治・文化・社会の否定的な問題が複合的に起こったわけです。

では、現在の改革はどういう方向に向かっているでしょうか。改革の方向には二つあると思います。一つは、政治的民主主義、政治的複数主義を回復する、作り出す動きです。これは共産党への政治権力の集中を排除することや指導的役割を廃棄させるということ。もうひとつは、政治的複数主義を保障するものとして、「経済的多元主義」、「経済的複数主義」を導入する、つまり市場を、商品市場だけでなく、労働市場や資本市場、等々を入れていくことです。それは、従来の国家的所有に代表される社会的所有形態の一元的支配を廃止したり、ソ連型の指令的中央計画化を廃止するだけではなく、従来、市場経済と共存できると言われていたハンガリー型の誘導的中央計画化も廃止するということです。お配りしたポーランドの資料（長文なので本号には掲載しておりません……編集局）でみれば、「戦略的機能」と「修正的機能」という、市場のもたらす悪い影響を避ける機能に中央計画の機能を限定しています。

今回の改革を一言でいいますと、社会によって複数の所有主体を形成する、市場を育成する体系に移行する、あるいは効率的社会への誘導の体系を作り出すということです。そのことによって、社会主義でなく民族の発展を成し遂げていくと言っています。つまり、企業家的精神をもつ経営者層を育成し、そのためには企業家のリスクに対しては成功の報酬を与えるが、失敗した時にはその責任をとらせるということです。これはマルクスの『ゴーター綱領批判』のなかにある「労働に応じた分配」の原理から逸脱す

るものです。もちろん、資本の所有権に基づく分配原理とも異なります。新しい要素を含んでいます。少なくともその方向に進もうとしている。

一番改革が進んでいるハンガリーとポーランドについて、——両者の違いもあるのですが、それにはここでは触れません——、そこで行なわれる内容を見てみると、資本主義に直接一気に移行するということではない。つまり、私的所有を核とする社会システムを形成することではないと思います。そこではどの所有セクターにも——私的所有セクターにも協同組合セクターにも——先駆的に優先権を与えないで、いずれのセクターが民族の発展にとって一番貢献するか、そういう開かれた可能性・機会をもつものとして、社会システムの新たな再編・形成を想定している。

このことの意味ですが、一つには現在の危機の深刻さ、現在の官僚制の根強い力、等々から、政治的な妥協の必要があり、その経済学的表現だというように解釈することができますが、別の解釈の仕方もあります。つまり、それは、固定的な意味での労働権の保障を出発点とする社会発展のあり方、簡単にいえば現存社会主義のあり方とも異なって、また私的所有権を出発点とする社会発展のあり方とも異なって、「第3の社会発展」のあり方があるのではないかということです。その「第3の発展」の基軸となるものが何なのか、それは改革派の案のなかにはまだ見えていません。そして、その「第3の発展」の軸は何か、それを社会主義というのかどうかも含めて、私にはまだ分かりません。そういう問題が提起されているということを指摘して、私の報告を終らせていただきます。

\*この報告は、さる3月17日に行なわれた基礎研1989年度春季合宿研究交流集会「共通シンポジウム：資本主義と社会主義——東欧の民主化運動と社会変革の諸問題——」における報告を編集局でまとめたものです。

(たなか ひろし 所員 高知大学)



● 入門講座 近代経済学とマルクス経済学(新連載・第1回)

## 効用価値説と労働価値説

大 西 広

今回から9回(予定)にわたって連載するこの講座では、近代経済学の諸概念を検討していきます。マルクス経済学の有効性が問われている今日、このような入門講座を行なうのは、もちろん「これからは近代経済学の時代」という考え方に基づくものではありません。しかし、「これまでのマルクス経済学だけで十分」と考えるのもやや楽観的すぎるように思います。この講座の趣旨は、近代経済学をあらためて検討し直すことによって、マルクス経済学とは何かを考えようということ、言い換えれば、近代経済学とマルクス経済学の違いを明確にし、また両者の接点を探し出そうということです。可能な限り初心者にもわかりやすく説明していくままで、最終回まで読み通していただきますようお願いします。

さて、第1回目の今回は、両経済学の価値論——近代経済学の「効用価値説」とマルクス経済学の「労働価値説」を比較検討します。

### 「効用価値説」の出発点

近代経済学の価値論=「効用価値説」は、「効用」という概念をキー・タームにして、「取引」=「流通」それ自体が生産と離れて価値を生むかのような印象を与える理論構造をもっています。例えば、いま、花屋さんでバラの花を1束500円で買ったとすれば、「効用価値説」は購買者がこの花束に500円以上の効用を感じているものと解釈します。というのは、購買者がもし500円以上の効用(それは、この花の綺麗さに感じるのか、恋人にプレゼントして喜んでもらう効用なのかはここでは問いません)を感じなければ、この花束を手に入れるのに500円の支出を代価として支払わないと解釈するわけです。この意味で、商品取引=商品交換一般は、当事

者にとって

手放す商品の効用 < 手に入る商品の効用  
という関係が成り立つことになります。いまの例でいえば、

500円分の貨幣 < バラの花束の効用  
ということです。

この両辺の「効用」の差額を $\alpha$  ( $\alpha > 0$ ) とおけば、より一般的に<購買>を次のように定式化することができます。すなわち、

$$\text{購買} ; \quad \text{その商品の効用} = \text{支払い金額} + \alpha \quad \dots \dots \dots (1)$$

したがって、ここでは、購買者はこの購買行動によって差し引き $\alpha$ 分だけの効用の増を自ら手に入れたことになります。近代経済学ではこの $\alpha$ のことを「消費者余剰」と名づけています。

しかし、商品取引は<購買>と同時に必ず<販売>を伴います。とすれば、その販売者の方ではどういった関係が成り立つでしょうか。ここでもふたたび500円のバラの花束の取引を考え、販売者=花屋さんの側から見てみることでこの問題に解答を与えることができます。というのは、この場合、今度は、

手放す商品の効用 < 手に入る商品の効用  
という関係は、

$$\text{バラの花の効用} < 500\text{円分の貨幣}$$

というものに移り変わり、ここでは販売者が苦労して育てたバラを、500円という貨幣と引き換えに手放してもかまわないと考える以上、この販売者にとってはバラの「効用」が500円以下であると解釈します。ですから、この式を先ほどと同じように発展させて、<販売>につい

ての一般的な定式化を行なえば、

$$\text{販売;} \quad \text{受取り金額} = \text{その商品の効用} + \beta \quad \dots\dots(2)$$

と表現できることになります。ここで、販売者にとっての「その商品の効用」は「その商品生産にかかった費用」と言い換えることもできます。

ですから、ここでは販売者はこの販売行動で差し引き  $\beta$ だけの「利益」を得たことになり、近代経済学ではこの  $\beta$ のことを「生産者余剰」と名づけています。

### 商品交換だけで社会的効用が増大する？

ところで、以上のような商品取引の見方では、たった一度の商品取引（＝購買十販売）で取り引きする両者に、合せて  $\alpha + \beta$  ( $>0$ ) 分だけの「効用」の増が生じることになります。そして、この関係はすべての（自由な）商品取引について成立する以上、毎日無限の商品取引が行なわれている社会全体では、それこそ無限の「効用」の増が生じている、という理論的帰結が得られます。近代経済学では、この帰結からさらに進んで、いっそうの商品取引が行なえるよう、すべての取引規制の撤廃を要求することになります。例えば、「民間活力」の名による規制緩和策も、アダム・スミスのギルド規制撤廃論もそうした考え方から出てきたものです。この考え方のなかでは、世の富というものは商品交換だから発生しうるかのような印象さえ与えます。つまり、商品交換が行なわれなければ、この  $\alpha + \beta$  の効用増は発生しない、交換が行なわれれば、 $\alpha + \beta$  の効用増が得られる、だから交換するかしないかが社会的富の増加のあらなしを決するのだ、と。

ところが、この見方——そして、近代経済学の多くが陥った見方——は、自分自身の理論の前提条件に対する十分な配慮を欠いたものだと言わざるをえません。というのは、自由な商品取引が成立するには、先の(1)式が成り立たなければならなりません。そうだとすれば、その商品が支払い金額（ここでは500円）以上の効用を与えるだけのものとして「製造」されていな

ければなりません。また、先の(2)式も同時に成立しなければならないのですから、その商品は受取り金額（500円）以下のコストで生産されるだけの製造工程の生産性を必要とします。要するに、<生産>の部面での一定の前提条件なしには商品取引も行なわれず、その限りで商品交換だけでは社会的富（Welfare, 厚生）が得られないということ、つまりその前提たるべき<生産>を見ることが不可欠だということです。

### <生産>過程への注目と労働価値説

そして、この<生産>過程に注目すべきことを説いたのが、マルクスの「労働価値説」でした。マルクスは先の(2)式において、すべての生産者が一般的にこの  $\beta$ （「生産者余剰」）を生み出せる根拠は何か、あるいは、一般的に商品の製造コストを販売金額が上回るようにする根拠は何か、と問い合わせ、商品が「労働」によって生産されていることに注目して次のように回答しました。

すなわち、商品が労働生産物である以上、その商品の生産者＝資本家にとってのコストは<生産材料・燃料+労賃>ですが、この2種類の生産要素（材料・燃料と労働力）がそのまま販売されるのでは、その販売者に一般的な  $\beta$  は発生しません。しかし、その商品の販売時には、この新商品はたんなる生産要素の組合せではなくっており、つまり生産工程を経て新たな商品に転化していますから、そこでは元の<生産材料・燃料+労賃>ではない新たな商品価値が生じています。そして、その新たな商品価値と<生産材料・燃料+労賃>との差額をマルクスは「剩余価値」と名づけたのです。

ですから、マルクスのこの説明では、新たな商品に産まれるべく生産材料と燃料が労働によって加工されること、言い替えると生産材料と燃料がそのままの姿であるのではなく、別の姿に転形することが決定的です。そして、その「転型」が「労賃」によって購入された労働力の消費＝労働によってはじめてなされるという意味で、商品の労働生産物としての性質に最重要の特徴を与えたわけです。もちろん、こうした論理においては富の増大を担うのはその<労働

>です。マルクスのこの価値論が<労働価値説>と言われるゆえんです。

### 効用価値説と労働価値説の補完関係

ただし、このマルクスの議論を採用したとしても、すでにお気づきの通り、商品交換を経て商品取引者双方に $\alpha + \beta$ の最終的な「利益」がもたらされることを否定するものではありません。マルクスはこの $\alpha + \beta$ の発生する根拠を解明したのであって、決してこの発生自身を否定したわけではありません。このことは、商品が生産されても交換されなかつたらどうなるか、を考えてみるだけではっきりします。いくら生産されても、その生産物が倉庫に眠っているだけでは、社会的な利益が増大したことにはなりません。現在、ソ連では、石鹼の大量増産にもかかわらず、流通過程の不備のために市場に石鹼が出回らず大きな問題となっているようですが、これもまたこの好例でしょう。

総じて教訓的に述べれば、社会的富=利益の

増大にとって、<生産>も<流通(交換)>もともに重要な役割を担っていること。これを理解しない<生産>主義は上記のソビエト経済のような問題を引き起こすでしょう。また、逆の<流通>主義は、生産を忘れた投機社会化の一つの原因となって将来に不安をもたらします。その意味で、両方に正しい配慮が払われることが必要です。そして、そのためにも、「効用価値説」と「労働価値説」を矛盾した関係として捉えるのではなく、相互補完的な関係として見ることが必要なように思われます。

これからマルクス経済学見直しの一つの課題といえるでしょう。

#### 〔参考文献〕

大西広「古典派経済学、近代経済学と『資本論』」基礎経済科学研究所編『ゆとり社会の創造』昭和堂、1989年所収。  
森岡孝二「資本と剩余価値」同上所収。

(おおにし ひろし 所員 立命館大学)

---

(48ページからつづく)

- 『朝日新聞』1990年3月19日付。
- 3) 遠藤保雄「ザ・日米農産物交渉——交渉戦略の体験的分析試論——(1)」『農林統計調査』1990年1月。
- 4) 大平宗「ウルグアイ・ラウンド、秋口から本格交渉へ——コメ市場開放問題が焦点に」『農林経済』89年8月24日。
- 5) 薄井寛「ガットと米国の農業団体」農政ジャーナリストの会編『日本農業の動き88ガットの徹底分析』農林統計協会、1989年5月所収。
- 6) 北原悦男「ウルグアイ・ラウンド農業交渉の最近の動き」『農業と経済』1990年3月。
- 7) 亀谷是編著『アメリカ米産業の素顔』富民協会、1988年12月。
- 8) 辻井博『世界コメ戦争——ねらわれる日本市場』家の光協会、1988年3月。
- 9) 黒井尚志「『コメ自由化』の陰で暗躍する巨大商社」『プレイボーイ』1990年2月27日号。
- 10) みやぎ生協『Coop Letter』1990年1月。

(まつばら とよひこ 所員 立命館大学)

# 山田盛太郎著『日本資本主義分析』

岡田 知弘

## I. 著者とその時代

山田盛太郎は、1897年1月に愛知県木曽川町黒田に生まれた。この年は、奇しくも『分析』(『日本資本主義分析』の略、以下同じ)の年表において「産業資本確立期」と強調されている年である。彼が育った木曽川町は、綿紡績工業都市＝一宮市に隣接する尾西織物産地の一翼を担う機業地域である。今もこの土地を訪れるとき、農村集落の中から機の音が24時間休みなく聞こえ、『分析』第1編で繰り返し登場してくる、「織物業に現れた所の、典型的な『慘苦の茅屋』たる問屋制家内工業」、「紡績業に現れた所の、典型的なインド以下の労働賃金および肉体消磨的労働条件をもつ大工業」といった「範疇」の、原風景が見えてくるような気さえする。

しかも、盛太郎の生家が中小地主であったことを知ると、彼が日本資本主義の根っこ(「基柢」)に半封建的土地所有制＝半農奴制的零細耕作があるとして、農民の解放に強い執着を見せた複雑な心理的背景を、勝手に想像したくなるのである。そこでいま少し山田盛太郎少年の成長過程と歴史的事件を対照してみると、日露戦争が7歳、朝鮮併合が13歳、第1次世界大戦が17歳、ロシア革命が20歳、米騒動が21歳、戦後恐慌が八高卒業時の23歳のことであり、多感な青春時代に世界史的激動を深く脳裏にきざみつけていたと想像される。さらに忘れてはならないのは、八高時代に岩田義道と知り合い(盛太郎夫人〔同郷〕の小学校時代の担任であり、当時、夫人の生家に下宿していた)、以後岩田が虐殺されるまで親しい関係にあったことである。

さて、盛太郎が東京帝大経済学部を卒業して、経済学部副手(経済原論専攻)に就任するのは



1923年、26歳のときである。1925年には助教授となり本格的な研究活動を開始する。処女論文は、1925年に発表された「価値論における矛盾と止揚」(東京帝大『経済学論集』第4卷第2号)であり、1927年には「生産論一断片 土方教授利潤論批判」(『経済学論集』第6卷第3号)を発表している。盛太郎は、このようなアカデミズムの世界での活動とともに、「青戸四郎」のペンネームにより、雑誌『大衆』で、「唯物弁証法断想」、「唯物弁証法後記」などの唯物論紹介や、ローザ・ルクセンブルグ『経済学入門』、ジノキエフ『レーニン』の書評などを行ったり、講演活動もしている。ところが、1930年に『無产青年新聞』へのカンパを理由に官憲によって拘禁され(「共産党シンパ事件」)、東京帝大を追われることになる。

凶暴な官憲の弾圧にもかかわらず、盛太郎が日本の社会科学史上に残る最も優れた研究活動を展開したのは、この在野研究者時代であった。1931年には、盛太郎自身が『分析』と連繋をもつと述べている「再生産過程表式分析序論」(改造社『経済学全集』第11卷所収、1931年9月脱稿)を発表、その後すぐに『分析』の原論文を構成することになる『日本資本主義発達史講座』諸論文の執筆にとりかかっている。31年12月には『講座』内容見本に所収する「半農奴

制的零細耕作と資本主義の相互規定」(『分析』第1編付注)を脱稿し、すでに山田日本資本主義論の骨格を形成している。また、翌年3月には『分析』第1編本文にあたる「工業に於ける資本主義の端緒的形態、マニュファクチュア・家内工業」を脱稿、さらに同年11月に「断章——日本資本主義考察に於ける一つの視角」(『講座月報』第4号所収、『分析』第2編後輯)、12月に『分析』第2編となる「工場工業の発達」を続けて脱稿し、翌33年7月には山田勝次郎に代って執筆した「明治維新に於ける農業上の諸改革」(『分析』第3編)を脱稿した。そしてこれらの原論文をもとに『日本資本主義分析』が34年2月に刊行される。盛太郎37歳の時である。

つまり盛太郎は、経済理論研究から転じてわずか2年あまりで日本資本主義の歴史的・構造的分析を成し遂げたわけである。この間盛太郎は、上野図書館や大橋図書館、慶應図書館、そして古書店などを活用して、資料の収集・検討を行なったという(「座談会『資本論』事始め」、『経済学論集』第33巻第3号、1967年)。

それはともかく、1931年秋から34年初にかけての短い期間に集中して執筆したということは、私たちに二つの問題を投げかけている。ひとつはコミニテルンの「32テーゼ」との関係であり、もうひとつは盛太郎自身の経済理論研究と『分析』の方法との関係である。後者の点については次節で検討するので、ここでは前者について少し触れておきたい。

コミニテルンの日本革命戦略は、ブハーリンの失脚後急速に左旋回し、いわゆる「31テーゼ草案」では「ブルジョア民主主義的任務を広範に包容するプロレタリア革命」と規定したが、スペイン共和革命を契機としたコミニテルンの「中進国革命論」の見直しによって、31年秋から「32テーゼ」に結実する新綱領作成がすすむ(加藤哲郎「『三二テーゼ』の周辺と射程」、『思想』1982年3月、4月号)。この過程で「草案」での絶対主義的天皇制・地主制の過小評価が批判され、「32テーゼ」では「社会主義革命への強行的転化の傾向を持つブルジョア民主主義革命」と定式化される。「32テーゼ」がコミニテルンで作成されたのは1932年4月、河上肇の翻訳で国内で発表されたのは6月28日で

あり、岩波『講座』第2回配本の後である。このことから、野呂栄太郎が編集責任者になっていた岩波『講座』の内容と「32テーゼ」との関係、さらには『分析』と「テーゼ」との関係がしばしば問題とされるわけである。だが、盛太郎自身の証言によると、『講座』研究会と「テーゼ」との具体的な関係は「わからない」とされ、否定的である(前掲「座談会」、109ページ)。なお、戦前日本資本主義論争の正否基準として権威づけられてきた「32テーゼ」自体が、コミニテルン内部では32年夏に事実上の改定(封建的土地所有よりも独占資本主義の重視、絶対主義よりもファシズムの重視)を受け、その政治的役割を終えている点は、注目すべきであろう(加藤哲郎「前掲論文」)。

## II. 『分析』の課題と方法

『分析』の「序言」には、この難解な作品の課題について、「本書は、日本資本主義の基礎の分析を企図する。その基礎分析によって、日本資本主義の基本構造=対抗・展望を示すことは、本書の課題とする所である」と書かれている。ここで注意しなければならないのは、『分析』諸章が、『日本資本主義発達史講座』所収論文に基づいているにもかかわらず、『分析』では何よりも日本資本主義の対抗的矛盾の検出と変革への展望が重視されていることである。つまり、『分析』は決して経済史のテキストではなく、当時の日本資本主義の現状分析=変革理論の書であることを念頭におく必要がある。

この課題を果すために、意識的に使用された方法が「再生産論の日本資本主義への具体化」である。この方法の内容把握、その是非をめぐっては、現在にいたっても論争がつづいている。ここでは論争の紹介は意図していないので、盛太郎の経済理論研究と『分析』の関連について、述べることにしたい。

先に指摘したように、盛太郎はその処女論文で「労働価値法則と平均利潤現象」をテーマにした価値論を取扱った。その後、第2論文で土方成美的利潤論を批判して、「資本の全運動を決定する形態的=力学的諸規定の集中点としての生産」を強調した「生産論」を開拓した。と

りわけ、その「力学的諸規定」の内容として、「原始的蓄積・資本蓄積=集積=集中・労働の社会化・労働階級の資本家の生産機構による訓練=結合=組織・社会主義的原始蓄積の力学的諸規定の展開は、『生産力の展開』ならびにこれに依拠する『階級闘争の展開』を基準とするものである」と述べている点は、『分析』の立論視角を髣髴とさせるものがある。こうして、盛太郎はその興味を価値論から再生産論へ移し、「再生産過程表式分析序論」では「再生産論は、ただに資本主義経済構成の再生産の総括的表式であるのみに止まらず、さらに変革の基底に貫き徹る鉄の如き必然性を規定するところの基準を提示すること明らかである」(傍点、山田)と断じるに至る。盛太郎は、マルクスの表式完成過程を追うなかで、地代論の確立によって資本の全面的把握方法としての再生産論が完成され、しかもそれが「唯物論の根本的範疇(生産力と生産関係)との内面的連繋の下」にあると理解したのである(以上の文献は、『山田盛太郎著作集』第1巻所収)。

しかし、盛太郎自身が資本主義的地代成立を認めていない戦前日本資本主義において、マルクス再生産表式を適用することは矛盾であり、「媒介環」(「序論」)が必要とされた。その意味で注目されるのは、盛太郎が1935年に東大で講演した「再生産表式と地代範疇」である(『著作集』第3巻所収)。ここでは、ケネーの経済表とマルクス表式の理論的検討がなされているが、それは同時に戦前日本土地所有と資本主義を再生産論としてどう整合的に総括するかという難問への挑戦であったといえる(その難点を鋭くついたのが、『経済評論』1949年3、4、6月号に収録されたN N N論文である)。

『分析』の方法の第2の特徴は、産業資本の確立過程に日本資本主義の再生産構造分析の「鍵」を見出している点である。盛太郎によれば、「特殊的、顛倒的、日本資本主義の、世界史的低位に基づく特質は、その産業資本確立過程の規定のうちに総合的(諸範疇、諸編成)に凝集」されているのであり、その把握によってのみ原始的蓄積から一般的危機(構造的変化)にいたる「日本資本主義の全生涯」の把握が可能だというのである。

彼にあっては、日本における資本主義の発達自体ではなく、その構造的特質(盛太郎流の資本主義の特殊「型」)が問題であり、それが日本独自の変革の道を展望するものとして捉えられたのである。それは、結論的にいえば、半封建的土地所有制=半農奴制的零細耕作に基本規定された軍事的半農奴制的日本型である。しかも、盛太郎の「型論」は、型の編成の在り方がその「解体」も規定するという、ブハーリンの『史的唯物論』や『過渡期経済論』の均衡=型論と近似した、特異な論理が用いられた。『分析』が、労働結集を強調しながらも、総括的な理論把握になると、これらの型や範疇の「自己展開」による説明が目立つため、ブハーリン的偏向とかヘーゲル主義化と呼ばれることになる。30年代の「型と段階」の社会科学方法論の流行のなかに占める山田理論の歴史的評価について、深めなければならない多くの問題があるが、ここでは先を急ぐことにしよう。

### III. 『分析』の日本資本主義像と変革論

『分析』は大きく3編から成っている。盛太郎によれば、第1編の「生産旋回=編成替え。マニュファクチャ・家内工業の諸形態」と第2編の「旋回基軸。軍事機構=鍵鑰産業の構成」は、「合体して理解」しなければならない。なぜなら、前者のマニュファクチャ・家内工業の資本主義的再編成は、後者で分析される「軍事機構=鍵鑰産業の強靭な統一性」を軸にしながら進行し、かつ後者における労働手段生産部門確立の「前提条件」をなすからである。さらに、第3編では、これら「相互規定的な旋回基軸・生産旋回=編成替えそのものの開展を歴史的に範疇的に制約する」「広大な基柢」である「半封建的土地所有制=半農奴制的零細耕作」が分析対象となっている。

ここでは、全編の内容紹介は不可能なので、『分析』の描いた日本資本主義像とそこから導き出されている盛太郎の変革論に絞って、私なりの理解を示してみたいと思う。

前述したように、盛太郎によれば日本資本主義分析の鍵はその産業資本確立期の構造把握にあった。盛太郎の産業資本確立規定は、後の経

済史家に多くの論争材料を与えたユニークなものであった。すなわち、日本では、マルクス再生産表式上の I・II両部門の「再生産軌道定置」が妥当せず、「特殊的には、衣料生産の量的および質的な発展を前提条件とする所に、労働手段生産の見通しの確立によって示され」、その時期は明治30年ないし40年だというのである。ここでも『資本論』レベルの一般理論を、日本資本主義の具体的分析に適用しようということによる苦渋が滲み出ている。それはともかく、ここで重要なのは、衣料生産の編成替えが高率な半隸農的小作料と低廉な半隸奴的労働賃金の二重関係を同時に創出するもであったことと、労働手段生産見通しの確立過程が鉄の確保を通して中国への軍事発動の過程として現れ、したがって日本では軍事的半農奴制的性質の産業資本確立と帝国主義転化が同時に行なわれたとする指摘である。

盛太郎によれば、日本の産業革命は、その「最も典型的」な「英國資本主義」と対比すれば、「軍事的半農奴制的基本規定の下で行なわれた」ため、早期から「畸形化し萎縮」したものと捉えられた。一方で欧米先進資本主義国と日本との「発足上の距離」と、それら諸国の「外圧」によって、他方では地租改正で創出された「小農」範疇にもみたない厖大な半農奴制的零細耕作にがんじがらめにされて、日本の資本主義は「自由な労働者と自由競争の資本との生産」によって特徴づけられることはありえないとした。資本が土地所有を規定するのではなくて、半封建的土地所有範疇が賃労働範疇および資本範疇を根底から規定づけているという独特的理解である。こうして、金融資本までが、「半奴隸制的軍事的金融資本」と規定されることになる。しかし、『分析』では、金融資本分析はほとんどされていない。これらの点は、資本と土地所有の規定関係、さらには一国資本主義の「特殊」性規定をめぐる、盛太郎流「再生産論」的アプローチの最大の難点であろう。

この「軍事的半農奴制的日本資本主義」の「型制」は、「一般的危機」の段階において、その脆弱性を露呈し、体制変革の展望を与えることになる。『分析』の压巻ともいえる変革の展望は3つの筋によって語られているように思

われる。第1は再生産条件の崩壊の危機であり、産業資本確立の基礎条件であった原材料供給地=植民地における民族革命闘争の激化や欧米市場との切断による再生産過程破壊の危機という筋である。第2に変革主体形成の問題として、軍事機構=鍵鑰産業を中核にした7階層にわたるプロレタリアートの「集成=陶冶」と、「農村解体」により半プロレタリア的性格を強める零細耕作農民と労働者との同盟の必然性が指摘される。第3に、軍事機構を支える『ナポレオン的観念』の精髓=自作中堅層の凋落、半奴隸的賃金労働者の消磨的使用に起因する「技術的阻止」によって制約された軍事=鍵鑰産業生産機構・海陸軍装備の脆弱性、さらに支配秩序である『家長的家族制度』の崩壊に示される、国家権力、支配構造の脆弱化という筋である。

こうして盛太郎は、「一般的危機」段階の日本資本主義の「型制」は、「生産力の発達に対して桎梏化」したと把握する。しかし、現実の歴史では、再生産の破綻=大恐慌は、体制変革の運動を生み出さず、国家支配体制もファシズム的支配に再編・強化され、『分析』の展望は実現されることはなかった。だが、理論と現実の間で苦闘しながら、決してアカデミズム「経済学」に閉じこもらず、独創的な日本資本主義像を生み出した、若き山田盛太郎の真摯な研究姿勢とその学問的遺産からは、現代においても学ぶことは多い。

#### [参考文献]

- 『山田盛太郎著作集』岩波書店、全5巻、別巻1、1983-85年。山田盛太郎（南克巳解説）  
『日本資本主義分析』岩波文庫、1977年。小山弘健『日本資本主義論争史』上・下巻、青木文庫、1953年。守屋典郎『日本資本主義分析の巨匠たち』白石書店、1982年。大島雄一『日本資本主義分析』の奇跡』（『土地制度史学』第94号、1982年）。山崎隆三『近代日本経済史の基本問題』ミネルヴァ書房、1989年。長岡新吉『日本資本主義分析』の歴史と論理』（『経済学批判』第8号、1980年）。

(おかだ ともひろ 所員 京都大学)

現代の焦点

●連載——第7回

## コメ市場開放問題とガット交渉

松原 豊彦

### I. 「松永発言」の虚実

「コメ完全自給の論拠として政府が主張している食糧安全保障論は、他国からは認められにくい。戦争防止を目的に自由貿易体制の確立を目指したガットの思想とも矛盾する」。「一粒のコメも入れないというのは世界に通用しないということだ。確かに、昨年の参院選時には、牛肉・オレンジの自由化がほぼ決まりかけていたのに、与党議員は（こうした状況を）農民にまじめに説明せず、結果的に農村の反乱を招いた。政治家は（現在の米をめぐる）情勢を的確に伝えていく必要がある」（1990年1月18日、日本記者クラブでの松永通産相〔当時〕の発言<sup>1)</sup>）。

総選挙直前というデリケートな時期に飛び出した松永発言は、大きな反響と抗議を呼び起し、ついには首相の厳重注意で一応の幕切れとなつた。アメリカのコメ市場開放要求に対する政府の公式見解は「コメは国内自給を基本とする」であるが、その衣の下からホンネがちらりと見えたのである。松永発言は、ミニマムアクセス（最小限の輸入枠設定）を受け入れるという政府・財界のホンネを表現したという限りでは強い真実味を帯びていた。この発言が大きな波紋を呼んだ理由はここにある。

だが、松永発言は二重の意味で誤っていた。第1に、事実認識の誤りである。現在でも少量ではあるが、加工用原料米やコメ加工品を輸入しており、これらの合計は約5万トン、年間コメ需要量の0.5%に相当する。第2は、コメ市場開放問題の争点のすり替えである。松永発言は、「一粒たりとも入れない」か「少しごらう輸入したら」の二者択一を迫ったのであるが、真の争点は「少なくとも現在のコメ自給率の維

持」か「全面輸入自由化への一里塚としてのミニマムアクセス」かということである。しかも、さらに大きな問題は、カロリーベースで49%，穀物で30%にまで低下した食糧自給率を一層下げるのか、それとも向上への努力をするのかということである。その中で主食のコメをどうするのかが問われている。憂うべきは、コメの市場開放の是非という重要な問題が争点をすり替えられたままに論じられ、決着が図られようとしていることである。

以上のように日本のコメをめぐる情勢はきわめて切迫している。この小論では、コメと食糧の行方を考えるために、まずプラザ合意以降の農産物貿易自由化の軌跡を概観し、現在最大の焦点となっているガット・ウルグアイラウンドにおける農産物交渉の現状と今後の見通しを述べ、最後に検討すべき論点を整理してみたい。

### II. プラザ合意以降の農産物貿易自由化

85年9月のプラザ合意とそれ以降の急激な円高の中で、農産物の残存輸入制限に対する内外の圧力が強まり、農産物貿易の自由化が急進展したことは周知の通りである。歴史的にみれば、現在の動きは60年代前半の第1段階、60年代末から70年代前半にかけての第2段階に次ぐ農産物貿易自由化の第3段階であり、同時に最終局面である。

この間の農産物貿易自由化の足跡を概観しよう。まず第1に、残存輸入制限12品目をめぐる攻防がある。86年7月、アメリカ政府は、日本が粉乳、でんぶん、トマトケチャップ、雑豆など農産物12品目の輸入を制限しているのはガット違反であるとして、ガットに提訴した。翌年11月のガットの裁定は雑豆・ラッカセイを除く10品目を明白にガット違反として、アメリカ側

の主張をほぼ全面的に認めたものであった。88年2月、日本政府はこのガット裁定を大筋で受け入れ、非かんきつ果汁、トマト加工品など8品目を自由化し、粉乳、でんぶんについては代償措置を講じることとした。

第2に、日米間の牛肉・オレンジ協定をめぐる交渉である。牛肉・オレンジの輸入枠拡大を取り決めた84年協定が88年3月末で期限切れを迎える、緊迫した状況の中で交渉が行われた。日本側は輸入枠拡大で決着を図ろうとしたが、完全自由化を強硬に求めるアメリカ側の要求をほぼ全面的に受け入れて、91年4月から牛肉と生鮮オレンジを、92年4月からオレンジ果汁を自由化することで合意した。

第3に、上記のガット提訴と前後して（86年9月）、全米精米業者協会（RMA）が通商代表部（USTR）に、日本がコメの輸入を禁止しているのは不公正である旨の提訴を行った。この提訴はアメリカ政府の政治的配慮から却下されたが、日本国内に大きな衝撃を与え、内外価格差を理由とするコメ輸入自由化論が声高に唱えられるきっかけとなった。88年9月、RMAは再提訴を行い、ここで順次日本市場を開放し100万トンのミニマムアクセスを設定することを要求している。アメリカ政府には、日米の二国間交渉にもちこむか、それともガット・ウルグアイ・ラウンド交渉で市場開放を求めるかという2つの選択肢があったが、結局後者を選び、ガット交渉を通じて日本のコメ市場開放を求める条件にRMAの提訴を却下した。

かくして、コメ問題の主戦場はガットに移ることになったが、アメリカ政府の交渉戦略は日米間交渉とガットでの多国間交渉との両方をにらんでいることに注意しておきたい。89年4月のUSTR貿易障壁報告は、コメについて「業界の301条提訴は却下、ウルグアイラウンドで交渉。ただし、これが不適当と判明すれば他の方策を検討」と述べており、スーパー301条による報復をちらつかせながらの二国間交渉の線を捨てていないのである。ウルグアイラウンドの交渉期限は90年末までであるが、アメリカ政府はこの期限いっぱい待つつもりはなく、政府筋によれば「少なくとも来年（90年）の早い段階に市場開放を示唆するような具体策を提示す

ることが必要」という切迫した状況に追いつめられている。そこで、コメ問題に大きな影響を及ぼすガット・ウルグアイ・ラウンドの進行状況を見ることにしよう。

### III. ガット・ウルグアイラウンドのゆくえ

86年9月、ウルグアイの保養地プンタ・デル・エステで始まったガット新ラウンドの焦点は、農産物貿易、サービス貿易、投資関連措置、知的所有権などであるが、なかでも各国間の対立が激しく交渉が難航しているのが農産物貿易である。基本的な対立の構図は、農産物貿易自由化の目標をめぐるアメリカとECの激突である。

アメリカ提案の核心は、貿易を歪曲するすべての農業支持・保護を10年間で撤廃して、農産物貿易を完全自由化することである。ただし、アメリカの国内事情は複雑であって、1950年代に取得したウェーバー（ガット上の自由化義務免除）を既得権として、酪農品、綿、ピーナツ、砂糖などの輸入を制限しているのである。仮にアメリカ提案が実現した場合、これまでウェーバーで保護されてきたこれらの分野の生産者が大打撃を受けるのは必至である。「ウェーバーを撤廃させることは日本のコメを自由化させることよりも難しいのではないか。米国の農民はウェーバー条項で保護されていることなど、まったく知らずにいる」という状況の中で、アメリカ政府がどこまで国内農業団体の合意を取り付けられるかが今後の出方を占うひとつのカギになろう。

他方、ECは、交渉の目標は「市場の均衡に必要な範囲で農業支持を段階的に減らすこと」に尽きる。農業支持の最終的な水準をあらかじめ抽象的に決めるべきではない」と主張して、アメリカ提案と真っ向から対立している。これは、EC共通農業政策が域外からの農産物に可変課徴金を課して、域内の農産物保護を行っているためである。92年のEC統合を目前にして、共通農業政策を根底から覆すアメリカ提案を受け入れるわけにいかないのは当然であろう。

このアメリカとECの対立は容易なことでは解けそうにない。88年12月、モントリオールの中間レビューは農産物貿易の分野で合意に達

することができず、翌年4月ジュネーブの貿易交渉委員会での仕切り直しでようやく一定の妥協が成立した。同委員会の決定は、「農業の支持および保護について、一定の期間にわたり、相当な漸進的削減を行うこと」と述べているが、これはアメリカとECの対立点の解決を先送りしたいわば玉虫色の合意であり、実質的な進展はなかったといえる。90年末の交渉期限切れを控えて、4月以降本格的な調整作業が始まるが、年内に何らかの妥協が成立するのか、期限までにまとまらず半年ないし1年延長するのか、あるいは最終的に決裂するのか、事態は予断を許さない状況である。

この中で、日本政府は食糧安全保障の観点から、基礎的食糧の国内生産を維持するための国境調整措置をガット規則に盛り込むべきであると主張している。「基礎的食糧」とは、国民の主たる栄養源で、食生活においてカロリー摂取割合の重要な部分を構成している農産物とされており、日本の場合はコメを貿易自由化の例外とするという内容である。韓国、スイス、北欧の食糧輸入国が日本提案を支持しているが、大きな発言力を持つアメリカとケアンズ・グループはこれに反対し、またECは理解はできるが食糧安全保障には関心がないという立場である。90年1月の5カ国農相会議では、食糧安全保障を達成する手段はコメの完全自給だけではない、備蓄や輸入先の多様化ができるという批判を各国代表から浴びている。これは「食糧安全保障」と「コメ完全自給」とが必ずしも一致しないという点を突かれたものであり、日本政府の食糧安全保障論の限界あるいは欠陥を露呈したといえよう。

#### IV. 検討すべき論点

政府内部で、コメ問題の当面の決着点として、ミニマムアクセス（最小限の輸入枠設定）受け入れが日程に登っていることはほぼ間違いない。輸入枠は国内需要量の3%ないし5%であろうが、数字は大きな問題ではない。この輸入枠設定がそれだけで終わらないこと、つまりガットのアメリカ提案がいうところの10年後の全面自由化に向けての一里塚となることが問題の核心

である。少なくとも92年参院選までは国政選挙が予定されていないことは、この政治判断を容易にするであろう。しかし、国政選挙のあるなしに関わらず、日本の食糧を左右する重要問題を最終的に決定するのは国民の意志である。以下では、コメ問題の行方を左右する諸要因を検討して若干の私見を述べたい。

第1に、日米間でのコメに対する関心の非対称性である。コメはアメリカでは農産物販売額のわずか1%にすぎない超マイナー作物であり、コメを生産しているのは1万1千農場、全米の農場総数の0.5%である。アメリカの農業界全体にとって、コメは焦眉の課題にはなり得ないのである。コメの市場開放問題は日米間の問題というよりも、主要には日本の国内問題であり、外圧を利用してコメの市場開放を推進しようとする勢力とこれに抵抗・反対する勢力との間に基本的な対立関係があると見るべきであろう。

第2に、食管解体とコメ市場開放の相互規定性に注意を払うべきである。食糧管理法11条は、政府の許可なしにコメの輸出入ができないことを規定しているが、これは国内のコメ流通と価格形成を政府の規制のもとにおくことと表裏一体のものである。国内のコメ流通に対する公的規制を攪乱させないために、コメの輸出入に対する規制がおかかれているのであって、一方が崩れればもう一方も成り立たないという関係になっている。コメ流通への市場原理の導入、自主流通比率の急上昇などの食管解体への一連の動きは、同時にコメ市場開放への地ならしの役割を果たしている。つまり、「内なる自由化」と「対外的な自由化」とが互いに規定し合いながら進行しているのであって、コメ市場開放に反対する一方で、国内的には食管の規制を外して競争力を強化すべきなどという主張は成り立ちようがないのである。コメ市場開放に反対する運動は、食糧管理制度の現代的再生をあわせて構想しなければ首尾一貫しないといえよう。

第3に、コメ問題のゆくえを左右するのは消費者の意志である。この点で強調したいことが2つある。一つは、有力な消費者運動団体のほとんどがコメの市場開放に反対していることである。これは日本の消費者運動の水準の高さを示すものであり、貨幣的な価値で計られた「消

費者の利益」だけを絶対的な基準としないということ、食品の安全性、農地・環境・水資源の保全、地域の食文化とその生産基盤といった貨幣的な価値だけでは計れないものを評価する力量を持っていることを意味している。また、近年急速に拡大した生産者と消費者の提携（産消提携）の実績が大きくものを言っているのである。

強調したいもう一つの点は、いわゆる内外価格差のとらえ方である。日米間のコメ価格差が8倍や10倍というのは生産者価格の話であって、消費者価格では2倍から3倍である。この内外価格差は固定的・絶対的なものではなく、為替レートとコメの国際市況の変動によって、目まぐるしく変化するものである。とくに、後者についてはコメの国際市場の特徴に注意を払う必要がある。全世界のコメ生産量に占める輸出量の比率はわずか4%，約1千万トンで日本の年間需要量に匹敵する程度しかない。ほとんどの生産国にとってコメは自給作物であって、国内需要を超える部分が輸出に回されるのである。この点が小麦や大豆と違う点であり、コメは国際商品として成熟しておらず、国際市場のふところがきわめて浅いところに特徴がある。つまり、需給の変動にたいして価格が激しく変化し、しかも不作で価格が高騰しても自給的性格が強いためにすぐには生産が伸びないという特質がある。<sup>8)</sup>日本がコメの市場開放をすれば、コメの国際価格が急騰することは必至である。これがアメリカの最大のねらいであり、現在の内外価格差を固定的・絶対的にとらえて、市場開放による「消費者の利益」を云々することは間違いである。

第4に、コメ市場開放によって直接利益を得るのは、コメの輸入・加工・外食などに関わるアグリビジネスである。ミニマムアクセス設定の場合、あられやビール向けの加工用原料米が中心になることが予想されているが、輸入米を取り扱う総合商社がこれを足がかりに、食管解体で自由化された国内のコメ市場に参入していくとみられている。コメ市場開放で利益を得るもう一つの業界は宅地開発業界であって、コメの市場開放で国内産米の需要が減り減反が強化されれば、都市近郊農地への転用圧力はさらに

強まるであろう。「風が吹いたら桶屋がもうかる」ではないが、コメの市場開放によって都市近郊農地の転用が加速され、ディベロッパーにとってのビジネスチャンスが拡大するというわけである。この点を最も明瞭に述べているのは、例の大前研一『新・国富論』であるが、彼の誤りはそれを一部業界の利益であるといわずに、勤労者全体の利益であるかのようにすり替えていることである。

最後に、コメ市場開放に抵抗・反対する運動のあり方である。「日本の農業と食糧を守る」というスローガンがあるが、大切なことは「守る」べきものと改革すべきものの内容をはっきりさせることであって、現状を100%肯定することではないだろう。政府の食糧安全保障論だけでは、コメ市場開放圧力に抵抗することはできないであろう。これに代わる論理として、輸入食品の安全性（例えば収穫後に使用される農薬の残留問題＝ポスト・ハーベスト問題）や農地・環境・水資源の保全といったことが前面に出てきているが、これらはいずれも日本の農業と食糧のありようが問い合わせられる課題である。この点で紹介したいのは、みやぎ生協と宮城県農協中央会との合意であって、両者は87年6月に「コメ市場開放は……断じて容認できない」とする共同声明を発表したのに続いて、89年10月「宮城県農産物の安全性を高めるための共同見解」をまとめ、「減農薬運動の展開」「有機農業への取り組み推進」「環境汚染の防止」「地域農業を守り育てるための運動」などを取り決めた。<sup>10)</sup>この合意が今後どのように実践されていくのか、ぜひ注目したい。「外に厳しくするには、自らにも厳しくなければならない」のであって、コメ市場開放に抵抗する運動はたんなる既得権の擁護ではなく、日本の農業と食糧の新しい「質」を作り出す、生産者と消費者の創造的な運動でなければならないと、筆者は考える。

(1990年3月31日)

1) 原田和義「波紋呼んだ松永通産相の発言——コメ市場開放問題で迫られる本音の論議」

『農林経済』1990年2月1日。

2) 松島みどり「『一粒のコメ』輸入の虚実」  
(40ページへつづく)

## IMF・世銀の創設

小林 世治

今日、動搖から崩壊（？）への経過をたどりつつある、戦後の世界経済体制の通例 IMF = GATT 体制といわれる枠組みについて、その成立時の原型とそれを決定づけた諸勢力の配置を考えてみると有意義であろう。このうち IMF（国際通貨基金）は、世界銀行、略して世銀と呼ばれる I B R D（国際復興開発銀行）とともに、1944年アメリカのニュー・ハンプシャー州プレトン・ウッズで協定調印され、翌45年末に批准成立した。したがって、両機関を総称してプレトン・ウッズ機構というのだが、その成立事情は、最近続々と公刊されている主としてアメリカの外交史研究によって、細部まで明らかになりつつある。67年成立し74年大幅改正されたアメリカ「情報の自由法」、イギリスでは67年の「公文書法」によって、当時の政府文書が公開され始めたことが大きな要因である。

そこで見出される特徴の1つは、最大の当事者たるアメリカの危機認識の甘さ、といって悪ければ一面性である。ケインズ、ホワイトの「進歩」的要素を排除して成立したプレトン・ウッズ機構は、第2次大戦の惨禍と深刻なドル不足、西欧諸国の統制経済の動きに対処できず、「冷戦」の環境下、アメリカによる直接的援助を必要としたのである。ここでは、そうしたプレトン・ウッズ体制（機構を含むシステム全体）の成立をも射程に入れて述べるのが適当であろう。昨今の、資本主義の「調整」能力を考えるヒントとなれば幸いである。

## I. 戦後世界経済体制の構想

第2次世界大戦は、文字通り2度目の世界を巻き込んだ帝国主義戦争である、と同時に世界的なファシズムに対する民主主義勢力の正義の闘争、また植民地人民の独立闘争の契機ともなった一大総力戦、そしてなによりも消耗戦であった。1939年に始まり45年に終ったこの戦争は、

第1次大戦をはるかに上回る人的・物的損失をもたらし、連合国を含む各国の戦後再建に多大の困難を残した。唯一、本土被害が軽微でむしろ大戦中に生産力を飛躍的に伸ばしたアメリカは、戦後の資本主義世界体制を再構築する絶対的優位者の地位を得たのである。

すでに第1次大戦後、アメリカは国際貿易上の霸権を徐々にイギリスから奪いつつあったが、決定的なパックス・アメリカーナ（「アメリカによる平和」=アメリカ中心の世界体制）への移行を、国内事情（伝統的孤立主義）とイギリスの抵抗（スターリング圏=英連邦）によって果たせなかった。しかし30年代の大恐慌期を経て、自国の苦況克服には新たな安定的世界経済システムが不可欠なことを認識するに至るのである。現実には、英仏等のそうしたブロック経済化を招いたのはルーズベルトのアメリカであり、37年成立した三国通貨協定も短命に終って、各国は第2次大戦に突入したのである。したがって新システムは戦後に持ち越される、と同時にパックス・アメリカーナの戦後における確立が決まったのである。

戦後の世界経済体制の構想は、大戦勃発の39年、早くも国務長官ハルの下で開始された。特別顧問パスボルスキー博士を中心に、有力な財界団体 CFR の支援、ことにそこに結集した当時一級の経済学者であったハンセンやヴァイナーらの提言を受け、精力的に作業が進められた。しかしその立場は古典的な自由貿易主義であり、当時まだその実現ビジョンは曖昧であった。確かに、米国務省の主導による「大西洋憲章」（41年8月）は、自由貿易を基本理念とする戦後世界経済体制の端緒としてよいが、問題の第4条は原案より大きく後退（曖昧化）し、イギリスの国内政策優先を意味する第5条が付け加えられている。すなわち英スターリング圏の解体を図りつつも、決定的にイギリスの金融霸権を奪うほどの強硬な立場をとりえなかつたのであ

る。

それに対して、やや遅れて始まったモーゲンソーラー長官以下の財務省のアプローチは異なっていた。ニューディーラーの影響力の強い同省では、民間主導の自由貿易というより、当時まだ国際金融の中心であったロンドン・シティの力を取除き、米財務省の一元的支配のもとで国際通貨・金融の統制・管理を行なおうと考えたのである。ハル長官の「自由・無差別・多角主義」という表現を使えば、実際には国務省が貿易面での自由・(対米)無差別を重視していたのに対し、財務省は通貨・金融面で多角主義を重視していたのである。そしてより大きな違いとして、後者の国際ニューディール政策を目指した、経済統制色の濃いアプローチが特筆されよう。

「大西洋憲章」後、対英強硬論が主流となり、戦後構想の前面には財務省が出てくる。とはいえてそこには、「相互援助協定」(42年)にみられる、事実上アメリカによるイギリス準備金への介入といった、ロンドン・シティの権力剥奪を共通の目的としながら、後にブレトン・ウッズ協定を制約するアメリカ金融界の大きな影の力があったのである。

## II. ブレトン・ウッズ協定の成立

IMF・世銀というブレトン・ウッズ機構の直接の起源が、アメリカの「ホワイト案」とイギリスの「ケインズ案」にあり、英米協議のすえ結局、前者の勝利に終ったことはよく知られている。うちIMF成立に至る過程で、両案は米英の利益をそれぞれ代表するものとして、その対立面が強調されてきた。すなわち、ホワイト案は「基金原理」に立ち、国際収支困難に対する融資がその国の出資額に基づいて制約される一方、自由貿易のための固定相場維持に最大の力点が置かれ、金=ドルによる安定化を基礎としていた。事実上、金為替本位制の部分機構として、文字通りの安定基金制度に留まつた。これに対しケインズ案は、「銀行原理」ないし「信用創造原理」によって、その国の戦前の貿易相当額を融資可能とし、いわば国際的規模でのケインズ政策の展開を担うものであった。具

体的には、パンコールと呼ぶ国際通貨を創造して、国際決済と同時に信用供与を行なう国際清算同盟であり、金廃貨をめざす一種の国際管理制度であった。ケインズ案が、市場機構に依拠できない「過渡期」において資金供与=ドル引出しを最大限行なおうという、イギリスのスターリング圏維持を前提にした立場、ホワイト案が、交換性回復後の市場決済に早々に移行したのち短期的・一時的な経常収支補填をはかるという、アメリカの自由化志向、をそれぞれ代表していることは間違いない。

しかしながら、こうした大きな違いにもかかわらず、従来見過ごされてきたホワイトの世銀案を考慮に入れると、両者の差はかなり縮まってくる。もともとホワイトはケインズ経済学の熱心な賛美者で、財務省の指導的なニューディーラーの1人であった。将来のIMFについても、彼の原案では超国家的な国際機関に権限を集中した多角的なアプローチを予定しており、ケインズと同じく国際的な経済統制の方向性を有していたのである。問題の世銀案は、ホワイト原案にあっては非常に野心的な国際的開発計画そのものであり、ケインズの清算同盟案にある「銀行原理」をも上回る拡張主義を含んだ、超国家銀行の構想であった。

ここで両案の背景として、当時彼らが直面していた反ファシズムと開発援助の課題・経験に言及しておく必要があろう。たとえばケインズは、40年ナチス・ドイツのフンクが出した戦後「新秩序」の構想に対抗して、「清算同盟案」の原案というべきものを提案している。それは実質的には、為替管理と多角清算というナチスのアイデアを受入れるものではあったが(ケインズのプラグマチズム!), 英帝国主義者としての彼のギリギリの「進歩」性であろう。またホワイト案は、その間アメリカが中国や中南米諸国に対して行なった通貨安定基金や政府借款、ことにナチス進出の阻止をはかった40年の米州銀行の設立(未発効)への参加経験を踏まえたものであった。したがって、両案が単に米英の両帝国主義の利益のみならず、第2次大戦の他の側面をも反映していたことは明らかである。両案は、米英における「進歩」勢力が当時もちえた、国際版・修正資本主義モデルに他ならな

かった。

もとより、続いて行なわれた英米交渉（43年9月～44年4月）は、両帝国主義の直接の利害対立を起動因として、議論はIMF設立に集中した。そして当然のことながら、両者の間に妥協の余地は少なく、力関係がその雌雄を決したのである。しかも勝利したホワイト案じたいが、アメリカ国内の政策決定諸勢力の大勢に軌道づけられ、大幅な修正を余儀なくされたものだった。前述のニューディール的要素が、金融界を中心に大きな反対を呼び、「基金」の機能は制限され、「銀行」は民間投資保証に重点が置きかえられたのである。ことに42年アメリカ議会選挙の結果、保守勢力の優位が明らかとなって、ホワイトの最終・修正案（同年4月）はこうした控え目な機能・規模に縮小させられていたのである。

43年9月の共同声明によって英米協議は終り、基本的にホワイト案に沿った国際通貨基金の設立が決定した。正式には、続く44年7月のブレトン・ウッズ会議（「連合通貨金融会議」）で、連合国44カ国の代表が参加してIMFと世銀の両機関は協定成立するのだが、大勢はここで決したといってよいだろう。イギリスの抵抗は、「稀少通貨条項」や「過渡的措置に関する条項」の挿入などによって、自由化への若干の猶予を得たにすぎない。<sup>(注)</sup> ブレトン・ウッズ会議での焦点はソ連だった。

その点で最近興味深いインタビュー記事が『北海道新聞』に掲載されていた。相手は当時アメリカ代表団の一員で、財務省主席補佐官という重職にあったE・バーンステインである（89年7月16日付、先川信一郎記者）。それによると、「ブレトン・ウッズの会議の大部分は、各国がどれだけの『クォータ』、つまり出資割当金（金25%，残りは自国通貨）を得るかに費やされた。これをもとに、外貨の借款を受けられるからである」。他方IMFは、国際通貨安定のために金出資を必要とし、当時相当量を保有していたソ連の協力がぜひとも必要だった。しかし当初のホワイトの考えでは、クォータの総計を抑え、イギリスはアメリカに準ずるが、ソ連は10%にすぎなかった。これにはソ連代表が強硬に抗議し、イギリスや他の国々も自らの

増額を要求して一時收拾が着かなくなつた、という。結局、会議は3週間で終り、ソ連は妥協を拒否してIMFにも世銀にも加盟しないことになった。

この経過からわかるように、44年当時はまだ「冷戦」の環境になく、アメリカは戦後世界経済体制の構成員としてソ連をも含めて考えていたのである。もちろん大戦中からイギリスの強い対ソ警戒の言動はあったが、最初から排除するものではなく、この点は後のマーシャル・プランなどとは異なっていた。

（注）ブレトン・ウッズ会議の前段（アトランティックシティ会議）でのいわゆる「自動性論争」、のちのコンディッシュナリティの問題につながる議論は省いた。毛利良一『国際債務危機の経済学』1988年、東洋経済新報社、第5章参照。

### III. ブレトン・ウッズ協定の批准

すでに協定案の作成、すなわちホワイト原案の修正段階で影響力を及ぼしていたアメリカ国内のブレトン・ウッズ批判派は、協定批准においても重要な役割を果たした。すなわち、キー・カレンシー・アプローチといわれる、アメリカ金融界を中心とした代替案である。それは簡略化していくと、対英援助によりドルとポンドの2大機軸通貨の安定・協力をはかり、民間金融市场ベースで国際経済の再建を導こうとするものであった。保守的な均衡財政主義、金本位制復帰の立場をとる彼らにとって、ブレトン・ウッズ機構は余りに拡張主義＝インフレ促進的と映った、と同時に、戦後「過渡期」の緊急な課題に対応できない欠陥をもっていると思われたのである。

批准、すなわち国内法としての「ブレトン・ウッズ協定法」の成立は、形の上ではこうしたキー・カレンシー・アプローチの他、伝統的な孤立主義を排して45年7月末、達成される。この間の経過で、実はキー・カレンシー・アプローチが、後の英米金融協定という形で補完的役割を果たすべく位置づけられた（牧野裕）か、あるいは「ブレトン・ウッズ協定法」による事実

上の協定修正の中に盛り込まれた（本間雅美）か、見解が分かれている。いずれにしても、キー・カレンシー・アプローチに代表される英米間の協調的側面が他方にあって、それが政策的必然したがって経済合理性に基づくものであることは間違いないであろう。国際通貨・金融体制の根幹に関わることだが、筆者にはそれを論ずる力も余裕もない。ともあれ、もう1人の主役であるイギリスの協定批准が次の問題である。

もともとイギリスのロンドン・シティ筋や中央銀行たるイングランド銀行は、こうした国際金融機構ましてや超国家的ケインズ案に対しても極めて冷淡であった。ホワイト案の勝利のうちケインズは不本意ながら IMF の原則案を上院などで説明したが、イギリス国内では最後までもめぬき、45年半ばを過ぎてもなお態度を決しかねていた。結局、英米金融協定（45年12月調印）にもとづく37億5000万ドルの借款供与を条件に、同年暮やっと承認するのである。

確かに、英米金融協定に関して、アメリカ側の推進派はキー・カレンシー・アプローチを唱えた金融界であったが、実際の協定成立経過をみれば、明らかに同協定はブレトン・ウッズ協定批准への圧力手段として用いられたのである。すなわち、それまでのアメリカによる武器貸与援助が予想を裏切って、日本の敗戦後ただちに打ち切られ、厖大な復興資材購入のためドル入手が不可欠なイギリスにとって大打撃だった。そうしたムチのあとでアメとしての英米金融協定による対英借款がくるのである。ついでに言えば、対英強行策による IMF 協定の批准強要は、アメリカ金融界にとっても、ロンドン・シティの勢力を削ぐ意味で決して不都合なことではなかったはずである。

しかし、この時期アメリカ国内には、大衆的な無関心と、戦後消費意欲の解放を妨げる財政支出増への嫌悪がある、こうした金融界を中心とする援助政策への傾斜をくい止めた。したがって英米金融協定成立後、1年もしないうちに「援助打ち切り」の基本政策が発表されるに至る。ところがまさしくそうした時に、ブレトン・ウッズ機構が戦後「過渡期」に十分な復興援助をなしえないという欠陥が露呈される。IMF・世銀の両機関とも、「過渡期」経過後の

民間市場を基礎にした正常な国際金融活動を念頭に置いていたからである。

#### IV. 「冷戦」とブレトン・ウッズ体制の成立

当時の西欧諸国のドル不足には深刻なものがあり、国際決済銀行の報告によると、45年秋から48年春までの2年半、合計で150億ドルに達した。終戦直後の数年間は経済復興のためにもっぱらアメリカからの輸入に頼らざるを得なかつたせいであるが、今次大戦がいかに厖大な人的・物的資源を消耗し、また甚大な戦災をもたらしたかわかるであろう。イギリスですら、英米金融協定による対英借款のうち75%を1年目で使い切り、47年強制されたポンド交換性回復もわずか1カ月で停止のやむなきに至る。

アメリカはそれまで、連合国救済復興資金（UN RRA），前述の対英借款、米輸出入銀行の貸付け、そしてブレトン・ウッズ後は世銀からの貸付けなど、種々の贈与や援助の形でドル資金を補給してきたのだが、とうていこうしたドル不足に対処できるものではなかった。IMFについて、外貨資金に関する協定事項（いわゆる「自動性」）をそのまま実施すればその供給機能はマヒすると思われ、最初から理事会による完全管理=引出し制限が行なわれたのである。それでも業務開始の47年だけで、引出額は4億6,700万ドルにものぼった。48年マーシャル援助が登場してくる直接の経済的背景である。

しかしアメリカをして本格的な援助政策に大きく転換させたのは、反ソ反共の世界戦略である。すなわち46～47年にかけての、チャーチによる「鉄のカーテン」演説、イギリスに代わるギリシャ・トルコ援助計画=トルーマン・ドクトリン、そしてドイツ問題をめぐるモスクワ会議の失敗、と続く「冷戦」への流れである。47年6月に発表されたマーシャル・プラン（ヨーロッパ復興計画 E R P）について、最近の研究は、ここで出された反共の論理が実は、援助政策に消極的な米国内の一般的風潮を支持に変えさせるイデオロギー統合の手段であって、援助じたいも直接には西欧諸国が国有化を含む経

済統制的な復興方針をとるのを阻止するためであった、と経済的側面を強調している。後者はもちろん各国共産党をはじめとする進歩勢力の抬頭があったが、究極の根拠は、米国内で過剰能力を抱える輸出産業がそのはけ口として西欧市場を不可欠とするという、アメリカ側のそれである。折しもジュネーブで行なわれていた国際貿易機構ITO——ブレトン・ウッズ機構と並ぶ自由貿易の国際機関——創設の討議は大詰めを迎えていた。

48年から51年にかけてアメリカは125億8,000万ドルのマーシャル援助を行なうが、かえってIMF理事会は、同期間中IMFの資金利用を最小限に止めることによって資金を留保し、援助後の資金需要に応える、という手に出た。したがって48年以降IMF資金供与は漸減し、50年には引出し額ゼロとなる。援助終了後には制限政策は次第に緩和されるが、こんどはIMFからの外貨購入はかえって自国の対外収支上の困難を内外に示すこととなるという借り入れ国の思惑から、引出しが低調であった。

結局、ブレトン・ウッズ体制確立のメルクマールとされる西欧諸通貨の交換性が回復したのは58年末である。もちろんIMF・世銀両機関だけで体制確立が成ったわけではなく、マーシャル援助をテコに西欧資本主義が再建され、ドル不足が緩和されなくてはならなかった。この「過渡期」がいかにも長く、協定成立のち10年以上も経っているのである。

しかもマーシャル援助は、歐州経済協力機構OEECによる経済統合=地域主義と、西欧各国とアメリカとの双務協定、という多角主義になじまぬ要素をもち込み、以後の展開を複雑にしている。その後も続くドル不足が、西欧の復興というより、「ドル撒布」と称されるようなアメリカ援助政策によって解消されたことも明らかである。この点、最初からブレトン・ウッズ機構によっても不足する「流動性」(=国際通貨)をアメリカ政府が直接供給する計画であった、とする有力な説があるが、疑問である。最後にその理由を述べ、小論を閉じよう。

### おわりに

もともと国際通貨・金融の体制は、国際機関

のみでなく国際金融市场や各種の政府間取組みをもって構成される。したがって現行IMFひいてはホワイト修正案が民間ベースの国際金融活動を前提し、自らをその補完的位置に置いたとしても不思議ではない。要は、そうした状態に至るまでの「過渡期」をいかに乗り切るか、その実施方法が事前にどれほど準備されているかにかかっていた。その点で、ケインズ案なりホワイト原案は余りに非現実な超国家機関を考え、キー・カレンシー・アプローチは他方で英帝国弱体化に熱心だった。実際には後者はそののち、欧州決済同盟EPUにみられるように、地域的・制限的多角主義を採用し、ポンドにドルの補完的役割を果たさせるのである。

いずれにしてもアメリカは「過渡期」についての認識が楽観的に過ぎ、かつまた余りに国内事情に制約された政策姿勢であったといえよう。我々は資本主義の計画性に期待することはできないのである。現実の矛盾、とくに当時の危機的状況に対応する中で、政策的進化が生じシステムなり体制ができあがっていったと考えるのが自然であろう。

### 〔主要参考文献〕

堀江薰雄『国際通貨基金の研究』岩波書店、1962年。

油井大三郎『1945年英米金融・通商協定と現代帝国主義の矛盾』古川・南編『帝国主義の研究』日本評論社、1975年。

島崎久称『ブレイトン・ウッズ体制成立史前史の予備考察』『経済系』123集、1980年3月。  
木下悦二『現代資本主義の世界体制』岩波書店、1981年。

奥田宏司『IMF体制の成立と国際銀行業』関下・奥田編『多国籍銀行とドル体制』有斐閣、1985年。

牧野裕『戦後の国際通貨体制とIMF機構』種瀬茂編『現代資本主義論』青木書店、1986年。  
本間雅美『ブレイトン・ウッズ協定の批准と過渡期の『国際協力』』北大『経済学研究』第39巻第2号、1989年(他、世銀を中心に多数の論稿)。

(こばやし せいじ 所員 北海道情報大学)

## ●論文

## アメリカでみた民衆参加の研究運動

藤岡 淳

## I. はじめに

1989年9月から5ヶ月ほどアメリカ合衆国に留学し、この間の世界の激動をアメリカの地で観察することができた。11月には民主化運動に立ち上った民衆の力に押されて、ついにベルリンの壁は崩壊した。この事件は、世界的規模で民衆こそが歴史創造の主人公だという確信と民主化の情熱を解き放った限りでは、90年2月のネルソン・マンディラの釈放、ANC-南ア共産党の合法化に連動し、アパルトヘイトの壁の崩壊を促進する役割をはたしたように思われる。他面、チャウシェスク政権の失脚にみられるように、民主主義の枯渇した「国家主義的社会主义」に固執する勢力は劇的な衰退をとげ、「社会主义」の民主革命への回帰が進んでいる。

この間の事態が証明したことは、「民主化」=民主主義の拡充発展こそが、現代世界の不可逆的な流れとなったことであり、民主主義と生産力、これらを担うる人間の高度な発展なしには、より高度な社会の形成は、のぞむべくもないということである。こんご21世紀にむけて、どういう民主主義をどの方向に発展させるべきかが、階級闘争の中心軸となる時代を迎えるであろう。

私たち基礎研は、働きつつ学ぶ権利——知的生産・創造活動への民衆参加を追求することで、「知の民主主義」を拡充し、経済学の革新をおこなおうという運動をつづけてきた。これまで基礎研運動の参考になる海外の実践として、ユネスコのエートリッヒ・ジェルビの生涯教育権思想が注目され、その紹介が行われたことがあるが、アメリカの経験が紹介されたことはない。アメリカの研究運動のなかで日本の基礎研運動に参考になるものがあれば、その経験を学ぼうというのが、私の留学目的の1つであった。その意味で南部テネシー州のハイランダー・セン

ターの地で、基礎研運動と酷似したParticipatory Research運動と出会うことができたのは、大変ラッキーであった。以下その経験を紹介してみたい。

## II. Participatory Researchとは

Participatoryとは「参加する」という意味なので、Participatory Research（以下PRと略）とは、「一般住民・民衆が参加する研究」というほどの意味である。民衆（参加）による研究という手法を用いて民衆のための研究をいっそう深化・発展させようと、1970年代に入って、このPR運動の経験交流の世界的ネットワークが形成されはじめ、この研究運動について論じた文献もぞくぞく出版された。以下、成人教育国際連盟の主催で1980年ユーゴで開かれたPR運動の国際会議の成果をまとめた著作『民衆のための研究／民衆による研究』などによりながら、PR運動のあらましを紹介したい。

## (1)支配的・ブルジョア的な研究スタイルの特徴

研究者と研究対象との分離こそが、客観的認識の条件だというのが支配的（ブルジョア的）科学の主張である。対象に主体が影響されることは、客観的観察は乱されるし、研究や調査の対象たる一般民衆や地域住民には、どだい研究を行う力量がないというのがその理由である。そこから地域住民や民衆を上ないし外から観察する「研究のための研究」——そのゆえに研究史の空白をうめるだけのさまつな落ち穂拾い的研究が横行することになる。

20世紀になって、知の生産機関（大学・R&D産業）が急速に発展するとともに、この「価値中立的な」「研究のための研究」をコントロールしようとするブルジョア的な知の管理機構も発展し、民衆や地域から引き出された情報は、民衆には戻されず、支配階級のもとに略奪=独

占され、致富と支配の道具にされる傾向が強まった。たとえば広島・長崎の被爆者たちの診察をつうじて、被災情報を集めたアメリカ軍が、これを医療にやくだてるのではなく、より強力な原爆開発に役だてたように。

このような知の生産様式のもとでは、教育の営みは、生み出された知の断片・真理の断片を上から押しつける「教化・善導・啓蒙」という姿をとることになるのは避けられない。

## (2) PR（民衆の参加する研究）の特徴

PRをもっとも簡略に定義しようとすれば、民衆自身を知の生産・創造過程に参加させることで研究者と研究対象、主体と客対との区別を除去しようとする試みだといふことができる。そのことによって、PRは、社会の調査・研究の過程であるだけでなく、研究者と参加者の学びあい——相互教育の過程へと、さらには社会変革実践への動員過程へと発展・自己展開せざるをえないといわれる。

なぜならば第1にブルジョア科学と異なり、PRはその目的として、社会的不正の解決や被抑圧民衆の解放など「民衆のための研究」を公然と掲げるからである。

第2に、PRは、ブルジョア科学と異なり、民衆の知的生産・分析力量の発達可能性を信頼し、「民衆（参加）による研究」を追求するなかで、民衆のもっている生活の知恵・常識など民衆知の世界に深く入り込み、これを摂取し、民衆知と科学知との結合・体系化をめざす研究運動だからである。

第3に、PRとは、研究者と研究対象（民衆）とが、学びあい、育ちあう自己変革の運動だからである。すなわち、この過程で研究者は、旧来型の情報の隔離された抽出・略奪者の姿から民衆と連帯する社会変革実践の参加者に変わらざるをえない。他方、民衆・地域住民は、これまでの受動的な研究対象・被治者・搾取材料の地位から能動的な研究主体に飛躍することになる。「いったん民衆が自らの真実を見極めようとする研究者たる自覚を持ち出したなら」、彼らは「外部の職業研究者にはうかがい知れない情報の宝庫」を使って、「ゲリラ的に研究を始める」。そうすると自らの状態がよく見えるよ

うになり、社会変革実践への参加意欲が高まることになる。

第4にしたがって、PRにあっては研究者と民衆との交流は、一方的・押しつけ的な「授業」という形ではなく、対等平等な「ワークショップ」の形でおこなわれねばならない。研究プロセスの民主的運営こそ、PRの生命である。

## (3)その優位性

このようにPRとは、研究主体と研究対象、科学と生活、知的生産とその消費、アカデミズムと現実世界、インテリと労働者の間の相異・懸隔を、民衆の立場にたって、埋めようとする運動だといってよい。このPRは、伝統的支配的研究方法とくらべて、次のような利点をもつ。すなわち、研究対象たる一般住民・民衆を共同研究者とすることで、その対象の眞の姿や解決を迫られている問題のありかをより深く、より正確に、より全面的に、把握することができるだけでなく、問題の正しい解決策を発見し、その解決にむけて民衆を動員することができる。

このPRの思想には、医師と患者とを病気克服の協働者（co-worker）と考える民主的な医療運動と共通した面がある。すなわち民主的医療のばあいも、患者は、医療過程に積極的能動的に参加する。患者は自らの病状を、医師は医学的知識を相互に交流し、相互に学びあうなかで、病因がつきとめられ、科学的な医療策が探求される。そして患者は医師の援助をえつつ、みずからの力で病気を克服していく。

## (4) PR運動の歩み

PRには、3つの源泉があるといわれる。その第1は、住民参加の地域調査などをとうして先進国の援助の実態を批判したり、眞の経済開発策を探求する第三世界の研究運動である。第2は、北欧・米国などで展開されてきた民主的革新的な成人教育運動の伝統であり、第3は、欧米先進国で支配的な科学研究システムを批判し、科学研究体制の民主化を求める運動である。まず1970年代初頭に住民参加のやりかたで地域研究をしていた人々が、タンザニアに集まり、その経験交流をおこなった。この動きに注目した成人教育国際連盟が、1974年75年とその機関

誌で、特集をくみ、PR運動の経験交流と理論化を試みた。<sup>9)</sup> ブラジルの教育学者パウロ・フレイレなどが、<sup>10)</sup> この運動の世界的普及に大きな役割を果たした。

そして1977年のカナダにおける交流集会を契機に、PR運動の世界的ネットワークづくりがはじまり、以後今日まで、世界各地で、活発に研究集会が開かれたり、ニュースレターが発行されたりしている。

#### (5) PRの2つの偏向

PRには、陥りやすい2つの偏向があるといわれる。その第1は、現場のミクロ的な民衆知の世界だけを重視し、科学知の世界や理論的巨視的認識を軽視する「プラグマティズム的傾向」である。民衆参加で「村の歴史」「工場の歴史」を書こうとした1950年代日本の「国民的歴史学」運動にも、この弱点がみいだされたように思う。他方、一部の民族学的調査や企業の小集団(Q C)活動にみられるように、民衆参加や民衆知への接近を、特権的研究者の榮達や営利活動の手段に利用しようとするエリート主義的傾向にも警戒しなくてはならない。参加する民衆側が、研究過程の支配権をもっているかどうかが、<sup>11)</sup> そのわかれめとなる。

#### (6) PR運動の陥りやすい困難

わが基礎研のゼミ活動でも痛感することであるが、資金不足、民衆側の積極性不足のばかり、プロ研究者に負担の重圧がかかがちである。またPR運動は、社会調査や地域研究の分野では展開しやすいが、基礎理論研究や外国研究など、そのままでは適用しにくい分野も多い。

ただし、かつてグラムシが解説したように、資本主義の発展は、中世以来の僧侶や地主といった伝統的知識人類型のほかに、実生活や経済活動と有機的にむすびついたエンジニアなどの「有機的知識人」を大量に生み出す傾向がある。長年わが基礎研が夜間通信研究科で養成してきた労働者研究者こそ、この種の民主的な「有機的知識人」の典型であろう。<sup>12)</sup> かれらを媒体としたとき、PR運動の陥りやすい先の困難を最小限にとどめ、PR運動を旺盛に展開しうる条件が切り開かれるであろう。

### III. 事例紹介——ハイランダー・センターの歩み

#### (1)ハイランダーの教育思想

炭鉱・林業・零細農民の散在する南部ア巴拉チア山系地方は、深南部の黒人地帯と並んで、合衆国有数の差別・貧困・專制の地として知られる。この地をより公正で民主的な社会に変えるために、高地の住民(Highlander)のあいだに自らの生活環境を管理支配しうる力量を育てなければならない。1932年に成人のための非公式学校として、ハイランダー・フォークスクール(1961年ハイランダー・センターと改称)が発足したのは、そのためであった(この経緯は、戦前日本の信濃自由大学や戦後の鎌倉アカデミア・京都人文学園などとよく似ている)。その後60年近く、ハイランダーは幾多の弾圧・曲折を経ながら今日でも存続し、全米のPR運動の拠点として活発な活動を展開している。

ハイランダーは、創設者のマイルス・ホーツンの教育思想にもとづき、つぎのような教育システムをつくりだしてきた。第1に、デンマークのフォークスクール(民衆学校)の伝統をひきついで、試験も卒業証書=学位授与も単位制も厳密なカリキュラムもない在野の自由な学校とした。したがって教育は、講師による一方的な授業方式ではなく、民主的な「ワークショップ」方式でおこなわれる。すなわち、民衆が究明・解決を求めているテーマを掲げて、最短2日から最長8週間まで、15~40人程度の参加者をえて大小さまざまなワークショップが、泊まり込み方式で開催される。<sup>13)</sup>

第2にこのワークショップでは、参加者が実態をだしあうなかで、集団的に解決策を探求する。ハイランダーの常勤スタッフなど専門家は、あくまで助言者に徹し、ある定まった結論をおしつけない。学習内容は、参加者側が決定する原則を大切にし、専門家中心に議論がまわらないよう、彼らの数・発言時間は制限される。

第3にハイランダーは、威圧的な学校制度を想起させるベル・教室などを排除し、家庭的雰囲気を重視する。居間のなかで寝そべって討論できる雰囲気こそ、討論経験の乏しい参加者の

能動性をひきだすカギだとされる。

第4に、「まず生き生きと感情を高揚させて、ついで学習を」の原則に則り、学習過程に歌唱指導・フォークダンス・演劇などを積極的に導入した。この面で、マイルス・ホートンの妻ジルフィアの果たした役割は多きかった。<sup>15)</sup>

昨年11月、私は、テネシー州都ノックスビル東郊25マイル、南方にグレートスマーキ山脈を望む景勝の牧場地帯にあるこのハイランダー・センターを訪れ、つごう4日間滞在した。104エイカのこの地には、事務所、全米の進歩的な運動体の刊行物や文献を集めた図書館、それに宿泊・ワークショップ棟が散在しており、誰でもがここを学習・休養の地として利用することができる。スタッフは17人、年間予算規模は80万ドルで、昨年1年間で約1000人がワークショップに参加したという。私の滞在時はワークショップがない時だったので、夜間宿泊は私1人だけ。この広大な施設・図書の夜間の管理責任者に任せられ図書館をわが家のように利用することができた。初対面の私にすべてを任せてくれたハイランダーの好意——信頼こそ教育の原点であることをあらためて思い知ったことであった。

## (2)ハイランダー・フォークスクールの歴史

以下、5つの段階に分けて、60年近くのハイランダー・フォークスクールの歴史を略述してみよう。

1) 1932~36年 32年11月テネシー西部チャタヌーガの北西郊のマント・イーグルの地で、YMCAの活動家で神学生であったマイルス・ホートンたちによって、創設された。デンマークのフォークスクールの経験と科学的社会主义思想の影響下で、ラインホルド・ニーバーら革命的神学者などの支援をえて、最初の歩みを開始した時期である。<sup>16)</sup>

2) 1937~47年は、南部労働者の組織化をすすめるCIOと連携し、その組合員や幹部教育を請け負うかたちで急成長した時期である。200エイカの土地に7つの建物が建設され、1932~47年に開かれた宿泊制のワークショップに参加登録した者の総数は、6,800人に達した。その外に、講師を派遣する出張クラスに参加した者は、のべ12,000人に達した。当時各地に簇生したフォー

クスクールのほとんどは、地元の保守的支配層の圧迫と社共の党派的対立・内紛から、孤立・消滅する歴史をたどったが、過度に党派的にならず、地元にねざす努力、労働運動に依拠する努力を積み重ねるなかで、生き残りえた希有の例が、ハイランダーであった。<sup>18)</sup>

3) 48~53年は、赤狩り下でCIOとの絶縁におこまれた痛苦の時期である。

冷戦開始とともに、CIOは右旋回し、1949年には100万余りの組合員をもつ共産党系の組合を除名するとともに、ハイランダーには、規約で反共を誓わないかぎり、組合員を派遣しないと通告してきた。焦点は、スターリン型社会主義をどう評価するかであった。ハイランダー側は、規約の目的の項に、「全体主義的〔タイプの〕共産主義であれ、ファシズムであれ、独占支配の資本主義であれ、民主主義に反するものとは闘う」という文言を入れることで、ギリギリの妥協をはかった。しかしCIO側は、「共産主義・ファシズム・ナチズムなどの全体主義と闘う」という文言に改めることで、反共姿勢を明示するよう迫り、ついに53年8月、ハイランダーはCIOの推薦組織から排除されるにいたった。この時期、ハイランダーは、組織的・思想的に最大の危機に見舞われたが、この痛苦の経験から、こんごはCIOなど外部団体の下請けにならずに組織的に自立すること、組織労働以外の民衆運動と連帯を深めていくという方針<sup>19)</sup>を明確にした。

4) 53~60年代は、公民権運動のための自主的学校に変貌した時期である。

ハイランダーにとって幸いだったことは、公立学校での人種統合を命じた1953年のブラウン判決をきっかけに、公民権運動が、南部社会をゆり動かす大運動に発展したことである。この運動と連帯することで、ハイランダーは、再び拡大に向かう活路を切り開いただけでなく、黒人白人がともに学べるこの希有の地で泊まり込みワークショップを主催することにより、公民権運動の前進に大きく貢献することができた。

たとえば、数週間前のワークショップでの感動が、ローザ・パークス夫人をして、差別バスでの白人席への着席行動をとらせ、1955年のあのモンゴメリのバスボイコット運動をひきおこ

したし、マイ尔斯の妻ジルフィアは、歌手のピート・シーガーと協力して、労働歌を変曲して“*We Shall Overcome*”を作曲し、普及させた、等々。こうして1953～61年に、公民権運動のテーマで90のワークショップが開かれ、4400人近くの参加者をえた。さらに各地の識字学級に出張し、<sup>20)</sup>数千の黒人に文字を教える成果もあげた。

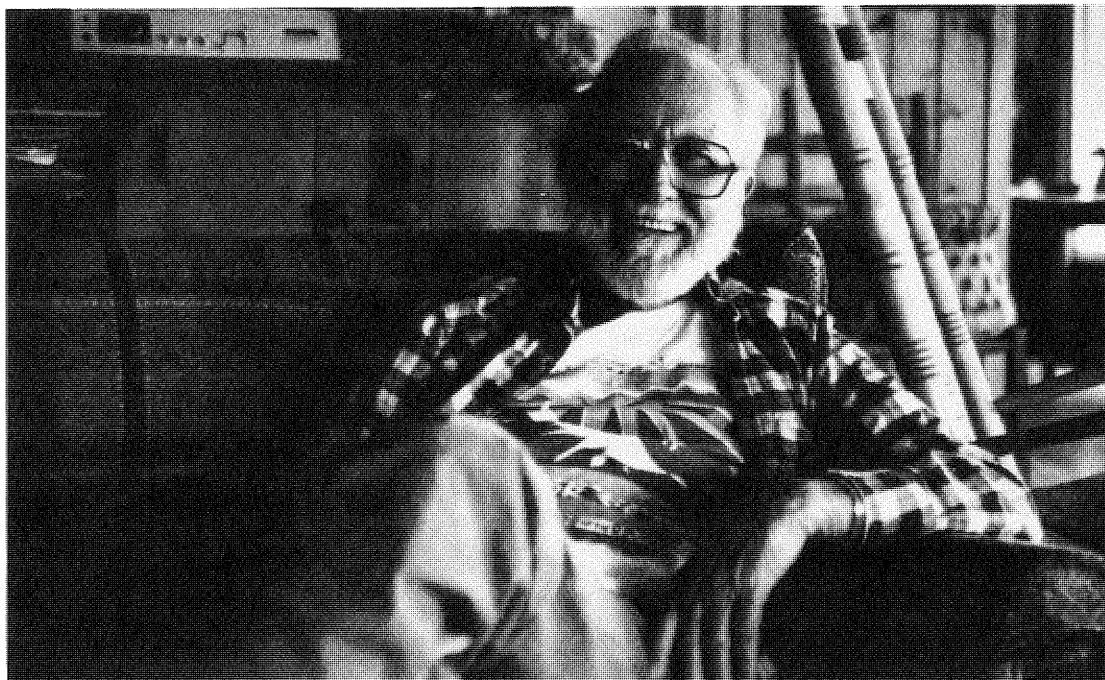
しかし南部支配層によるハイランダーへの攻撃もすさまじいものがあった。1957年のハイランダー創立25周年集会にM.L.キングなど数百人が参加したことをとらえ、ジョージア州教育委員会は、特別に25万部のパンフレットを作成して、「共産主義者の養成学校で、公民権運動の謀議がなされている」という大キャンペーン<sup>21)</sup>をはった。59年1月テネシー州議会は、ハイランダー調査の特別委員会を設置し、家宅捜査や証人尋問をおこない、裁判所は60年2月、ハイランダー・フォークスクールの学校としての免許状とりけしと全資産の没収を命じた。

この措置に対抗して、ハイランダー側は61年8月、テネシー東部ノックスビルに別法人(Highlander Research and Education Center)を設立し、運動の実質的継承に成功する。そして72年2月にノックスビル東郊の、

現在地に移転したわけである。<sup>22)</sup>

5) 70・80年代は、公民権運動の退潮とともに、活動の重点が地域問題の解決に移された時期である。すなわちハイランダーは、ア巴拉チア地域住民の産業・生活・文化・環境を守る住民参加の研究運動を活発に展開するなかで(1972～82年の間だけで200のワークショップが開かれた)，自己の運動をPR運動と明確に位置づけて、<sup>23)</sup>その全般的センターになっていった。

この間とりくまれた典型的なPR運動の1つに、ア巴拉チアの土地所有実態調査があった。北部の鉱山資本・エネルギー産業がア巴拉チアの大半の土地を不在所有し、このことが地域の住民の貧困・環境破壊の最大の原因とされてきたが、その実態は、これまで闇のなかであった。そこで、ハイランダーが中心となって79年にその調査費用10万ドルをア巴拉チア地域委員会(ARC)から獲得し、住民参加の調査運動をはじめた。80の調査郡で、多数の地域住民が郡役所の土地所有原簿にあたり、250エイカ以上の地主と20エイカ以上の法人不在所有を調べつくりし、その成果を1800ページの報告書にまとめあげたのである。この過程で、参加住民は多くのことを学んだ。貧困は自己の責任ではないこと、



マイルス・ホートン(1905～1990年)

権力をにぎる不在地主層がいかに巨大な土地を支配し、財産税の軽課をとおして福祉サービス水準を引き下げているか、等々の認識をつうじて、<sup>24)</sup> 地域住民の統治能力は増大した。

いま1つ、軍需産業がこの地域の経済構造をどう歪め、環境を破壊しているかを克明に調査究明するプロジェクトにもとりくみ、貴重な成果をあげた。<sup>25)</sup> また最近では、テネシー州の産業空洞化の実態調査や地域を基盤にした「内発的経済発展」を促進するための経済教育に積極的にとりくんでいる。

### (3)ハイランダーの影響力

1982年ハイランダーセンターの地に、全米から1000人の人々が集まり、その設立50周年を祝った（この記念集会に参加した上杉 忍さん（静岡大学）からその模様をお聞きしたことが、私の関心のきっかけであった）。

ハイランダーが、その60年近くの活動によつて、南部社会の変貌に大きな役割を果たしたことは間違いない。しかしその役割をどう評価するかは、評価者の立場によって大きく分かれる。1983年に連邦下院議員のロナルド・デルムスとアトランタ市長のアンドリュー・ヤング（元国連大使）が、ハイランダーをノーベル平和賞の候補に推薦したと思えば、逆にジェシ・ヘルムズ上院議員（ノース・カロライナ選出）は、「共産主義ないし容共的なハイランダー」とM.L.キングとが関係があったことを理由に、<sup>26)</sup> キングの誕生日を連邦祝日にすることに反対の論陣をはつた。

1990年1月19日、その全生涯を民衆の主体形成・自己教育に捧げたマイ尔斯・ホートンが84歳で、ハイランダーセンター内の自宅で亡くなつた。5月5・6日に大規模な追悼集会が、その地でおこなわれるという。

## IV. 基礎研運動への示唆

このように狭いセクト的思想集団におちいらずに、民衆とともに、民衆のための調査研究と教育を積み重ねるという粘りづよい公益的活動を推進することによって、ハイランダーは60年近くの星霜に耐え、米国の進歩的運動のなかで確

固とした声望をえることができた。この経験から、われわれは何を学んだらいいのだろうか。

第1に、理論創造においては性急な理論化や結論づけを避け、いやしくも1つの党派的思想集団・学派的結集体という誤解を招かないことである。この分野では、激動の情勢ときりむすぶ自由な理論創造の交流の場を提供する、この点での公益性をもっと發揮すべきであろう。

第2に、PR運動の利点のもっとも発揮しやすい実態調査の分野では、民衆の切実な問題解決に役立つ公益性の高い研究、したがつてまたマスコミが無視したくても無視できないような質の研究活動を推進する必要がある。たとえば大都市部の地価暴騰のメカニズムを住民運動団体とともに調査するプロジェクトとか、金融労働者とともに金融機関の投資の社会的責任を追求するプロジェクトとか、労働の質の低下につながらぬME導入の条件をさぐる労働過程プロジェクトとか、軍需産業の社会的影響と民需転換の条件をさぐるプロジェクト等々。

第3に、基礎研が嘗々と追求してきた働きつつ学ぶ運動を世界のPR運動のネットワークのなかに位置づけ、外国の先進的経験からもっと学ぶ必要があろう。

最後に、これは夢物語の段階であるが、世界のすべての進歩的運動と人士に開放された図書館とワークショップ・宿泊施設・情報発信基地をもつPR運動のセンター、働きつつ学ぶ運動の学習・保養・情報のコミュニケーションをどこか地価の安いところで建設し、われわれ基礎研OBは、そこで晴耕雨読・理論と実践統一の老後生活を送りたいものである。

追記：ハイランダー・センターの連絡先はつきの通り。

Highlander Research and Education Center  
Route3, Box370, New Market, Tennessee  
37820, USA

- 1) 藤岡 悅「生涯学習のすすめ」（森岡孝二ほか編『入門・現代の経済社会』昭和堂、1985年；宇田綾生・布川日佐史「労働の変容と生涯学習権」（基礎研編『講座・構造転換』第3巻、1987年、青木書店、52ページ；基礎

- 研編『ゆとり社会の創造』昭和堂, 1989年, 288ページなど。
- 2) *Research for the People, Research by the People: Selected Papers from the International Forum on the Participatory Research in Ljubljana*, Yugoslavia, 1980(Linkoping University Dept. of Education).
  - 3) *Ibid.*, p.62.
  - 4) Juliet Merrifield, Putting the Scientists in their Place: *Participatory Research in Environmental and Occupational Health*, Highlander Center Working Paper, 1989, pp.4~7.
  - 5) John Gaventa, Participatory Research in North America, *Convergence* (International Council for Adult Education) 21-2・3, 1 988, p.19; Patricia Maguire, *Doing Participatory Research: A Feminist Approach*, 1987, p.29.
  - 6) Budd Hall, *Participatory research: Popular Knowledge and Power*, Participatory Research Group Tronto, 1984, p.27.
  - 7) *Research for the People*……, p.70.
  - 8) この点, 千葉敦子『ニューヨークでがんと生きる』朝日文庫, 1989年が興味ぶかい。
  - 9) *Research for the People*……, pp.5~6; Budd Hall, *op.cit.*, p.24.
  - 10) たとえばPaulo Freire, *Pedagogy of the Oppressed*, 1972. (小沢有作ほか訳『被抑圧者の教育学』亜紀書房, 1979年); *The Politics of Education*, 1985, Bergin & Garvey Publishers : パブロ・フレイレ (柿沼秀雄訳)『自由のための文化行動』亜紀書房, 1984年, など。
  - 11) *Research for the People*……, pp.65~73.
  - 12) Patricia Maguire, *op. cit.*, pp.43~47.
  - 13) *Research for the People*……pp.25~26; ルチアーノ・グルッピ (大津真作訳)『グラムシのヘゲモニー論』合同出版, 1979年, 11 5ページ。
  - 14) Frank Adams, *Unearthing Seeds of Fire: The Idea of Highlander*, John F. Blair, 1975, p.46, 214; John M.Glen, *Highlander: No Ordinary School, 1932~1962*, Univ. Press of Kentucky, 1988, pp.1~3.
  - 15) Frank Adams, *op.cit.*, pp.72~76.
  - 16) *Highlander Reports*, Spring 1990, p.4.
  - 17) John M.Glen, *op.cit.*, pp.4~40.
  - 18) *Ibid.*, pp.45~104; Frank Adams, *op. cit.*, pp.55~71.
  - 19) John M.Glen, *op. cit.*, pp.119~127.
  - 20) *Ibid.*, pp.134~172; Frank Adams, *op. cit.*, pp.89~120.
  - 21) *Ibid.*, pp.123~126; John M.Glen, *op. cit.*, p.142.
  - 22) *Ibid.*, pp.182~204.
  - 23) *Ibid.*, pp.216~220.
  - 24) *Research for the People*……, pp.118~130.
  - 25) Tom Schlesinger, *Our Own Worst Enemy: The Impact of Military Production on the Upper South*, Highlander Research and Education Center, 1983.
  - 26) John M.Glen, *op.cit.*, p.223.
  - 27) ホートンの生涯については, Bill Moyers, *The Adventures of Radical Hillbilly: An Interview with Myles Horton, Appalachian Journal*, 94, Summer 1982 も参照。なお最近ホートンの自叙伝—Myles Horton, *The Long Haul: An Autobiography*が, Doubleday から出版された。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

## ●研究ノート

## 重森暁著 『現代地方自治の財政理論』によせて

内 山 昭

## I. 同書のねらい

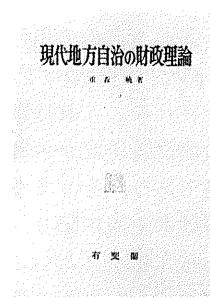
ふりかえってみると、80年代の地域経済や自治は多くの困難な問題に直面し、厳しい試練をうけてきた。この中にあって著者・重森暁氏はこれらの問題に積極果敢に取り組んできた中心的研究者のひとりである。同書（『現代地方自治の財政理論』有斐閣、1988年）は、著者が80年代に執筆した主要論文に加筆し、再構成して一冊の本にまとめたものであると同時に、自治体財政論（地方財政論）の新しい体系化の試みとなっている。

地域や自治をめぐる状況は今日なお、前向きに大きく変わったとはいえないが、内外の民主化運動のうねりの中でその再生への曙光がみえはじめている。90年代はかつての革新自治体の時期に匹敵し、あるいはそれを上回る自治の時代となる可能性を秘めていると筆者には思われる。そのためには従来の水準をこえる新しい理論の生成が不可欠であって、重森氏の同書には、それに応えようとする問題意識と意欲が脈うっている。

同書の章別構成は次の通りである。

- 第1章 現代地方財政論の視角
- 第2章 地域的不均等と内発的発展
- 第3章 地方経費と社会的効率
- 第4章 現代地方税制改革の課題
- 第5章 地方財政調整制度の諸問題
- 第6章 地方財政民主主義と主体形成

各章の表題とその編成からもわかるように、同書は80年代において複雑な展開をみせた自治体財政（地方財政）をめぐる諸問題を批判的に分析し、政策課題や現実的な解決策を明らかにする形をとっている。わが国では、80年代に著者のいいう「経済効率論的地方財政論」が隆盛をきわめ、実践的には「第2臨調の行革路線」や地方行革の強行となってあらわれた。それは新



自由主義（新保守主義）、つまり小さな政府を唱え、行財政への市場原理の適用を拡大しようとする考え方を思想的基礎とする。自治体行財政の全領域でのその徹底は、行財政の「合理化」に関しては、一定の効果をあげたものの、他方では深刻な諸矛盾を生み出してきた。たとえば、それまで公財政が保障しようとしてきた福祉、医療、教育等の行政サービスの充実は犠牲を強いられ、後退を余儀なくされてきたし、開発規制の緩和策は税財政制度の欠陥と相まって、東京をはじめ大都市圏の地価を高騰させ、町づくりや自治体の土地住宅政策に大きな支障となっていることは、その集中的表現である。

同書はこのような認識のもとに、自らの立場と目的を次のように述べ、経済主義的地方財政論を克服することをめざしている。「島恭彦氏や藤田武夫氏などの政治経済学的な地方財政研究の伝統をひきつぎ発展させようとするものである。とりわけ、地域における諸個人の生存と発達の保障を基本原理とする現代的地方自治の意義を明らかにし、その確立と発展のための地方財政理論を構築する」（はしがき）。これは換言すると、「現代的地方自治を確立するための財政理論」と「人間発達論の自治体財政論」（両者は相互に深く関連している）の展開を意図するものにはかならない。本書は広い領域を対象とし、多くの問題を掘り下げているが、この小論では理論体系の問題といいくつかの個別領

域に論点をしづってコメントしたい。

## II. 体系化の問題

同書の特色は、著者自身がいうように、「地方自治論・地域経済論・地方財政論」を統一的に把握するとともに、地方財政民主主義を担う主体の問題を重視していることであり、別の言い方では「わが国地方自治の現代的意義を解明し、その財政的側面の理論づけを行おうとした」（あとがき）とされる。これは戦後以来、政治経済学的な自治体財政研究が苦闘を積み重ねてきた方法的立場であり、そうでなければ不可避的に安直な経済効率主義に陥り、あるいは平板な制度論に終わらざるをえない。問題はそれがどれほど豊富化され、80年代の分析においていかに有効性を発揮したかということである。

著者による自治体財政論の方法論とそれに基づく体系化の構図は第1、2章に示されている。そこでは古典的・近代的・現代的各地方自治の区別と発展を総括したうえで、「現代的地方自治の根拠と核心は、……一定の生活圏において主権者たる住民が相互の生存権と発達権を保障しあうところ」にあり、その本質は現代の国家と資本による官僚主義的営利主義的な地域の支配・管理に抗して「人間的生存と発達の場として地域を再生しようとする営み」（18～19ページ）であるとする。自治体の財政とはこのような自治を物質的に支え、住民自身による地域社会の管理と運営を確かにする経済的手段であり、課税自主権をはじめとする強力な財政自主権によって裏付けられていなければならない。

ついで自治体財政論の前提条件であり、基底である地域経済論について、地域的不均等論と内発的発展論という困難な課題を正面から取り上げる。論争の整理自体、理論水準の到達段階を明示するものとなっており、さらに後者の理論の意義と限界を総括することを通じて自治体財政論の方法論にまで高められているといえる。すなわち、内発的地域発展とは「自治・自立・共同・人間発達」という四つの原則による地域づくりであり、「地域的不均等のもたらす地域問題の解決に重要な手がかりを与えるもの」（40ページ）である。とりわけ、第4の人間発達原

則は「地域産業の振興や雇用の確保といった地域経済の問題を保育や教育、医療や福祉、環境や文化などの課題と結びつける」という内容をもち、ここに自治体財政論との接点を求める。そして、「資本による民間活力ではなく、公共性、社会的効率、民主主義的管理に基づく生活者としての市民活力」（55ページ）の優先を政策原理として強調する。

以上のような氏の独自性は、自治体財政論の方法論として新しい地平を切り開いたといえる。それは90年代の研究に決定的影響力をもつであろうし、筆者もまたすべての成果を批判的に掲取したいと考えている。とはいえ、氏の理論化はなお未完成であって、とりわけ次の2点について未成熟だと思われる。一つは方法論的に、国と自治体の行財政関係の総括（事務配分と経費配分、税源配分と財政調整）が不十分だということである。氏はこれを財政自主権の問題（財源調達権、支出権、歳出入の企画・管理権）としてとりあげ（第1章III）、諸自治権のなかで最も本質的なものだとする。そして、「これらの財政権が地方自治体に完全に与えられてはじめて、現代的地方自治は物質的制度的に保障されうる」として、各論展開の基軸にすえている。自治権が国家に対する相対的独立性（筆者もそれが強ければ強いほどよいと考えているが）であるように、財政自主権もまた国家との間に存在する相対的なものである。ポイントは経費配分や税源配分などの基準やあり方の根拠を明らかにすることであって、これこそ財政自主権の大小を規定するのである。

第2点は、自治体財政論（地方財政論）体系化の枠組みが必ずしも明示されていないことである。筆者は次の五つの部分からなる体系化の構想をもっている。

1. 国と自治体の行財政関係
2. 広義の経費論（公営企業の投資や人件費などを含む）
3. 財源基盤論（地方税、財政調整制度、受益者負担、地方債）
4. 公営事業・公営企業論
5. 予算会計制度と自治体財政民主主義

これは一つの試案にすぎないが、各論や個別問題の分析は理論体系のなかに正当な位置を得

てこそより生き生きとするのではないだろうか。

### III. 個別的問題

自治体財政論に固有の問題の解明にあてられている第3～5章には、注目すべきいくつかの成果がある。一つは「自治体財政運営の公準」として社会的効率論の理論化に成功していることである。60年代後半から70年代前半にかけての革新自治体の時代には、自治と広義の福祉行政に目立った拡充がみられた。ところが、これに反して、70年代後半以来、財政負担の急速な増大や副次的な側面として存在した非効率に批判の矢がむけられ、80年代全体を通じて経済的効率が自治体財政のあり方を規定する支配的原理として君臨したといえる。これに思想的・理論的根拠を提供了したのは、ほかならぬ新自由主義や公共経済学である。この経済効率論は「選択と負担」のスローガンに象徴されており、氏によれば「地方自治を公共サービスの受益と貨幣的負担の直結という卑俗な経済的原理に還元する発想」である。

氏はサムエルソン、マスグレイブ、ブキャナノのパレート最適基準や、とりわけC・M・ティマーの「足による投票」論の批判的検討をふまえ、他方では宮本憲一氏やK・W・カッ普の成果を摸取して、社会的効率論の内容を以下のように明確化するとともに、これを実現しうる条件と方法を解明するに至っている。すなわち、社会的効率とは、「パレート最適概念や狭隘な経済的効率概念をこえて、何よりも労働による人間発達や諸家族の自立と共同の発展といった社会的価値を重視し、社会的共同業務の遂行とその費用負担能力・自治能力発展との有機的な循環を見通す」(90ページ)概念である。

筆者は、90年代が「地方自治復権」の10年間になるとすれば、そのキー・タームは次の二つであると考えている。一つは、「経済大国における真の豊かさの実現」(これはとりもなおさず、氏のいう人間の生存と発達の保障の今日的表現)であり、そのためには自治体の行財政が量質両面で飛躍的に強化されることが決め手となろう。他の一つは、社会的効率の達成であり、豊かな暮らしの条件整備に突き進む上で、それ

は越えなくてはならない高いハードルのようなものである。これなくして、「自治の復権」は到底おぼつかないというほどの重要性をもつ。このような意味において、氏の成果は90年代の自治や行財政の進展、およびその研究にとって輝かしい導きの糸となるであろう(筆者の地方経費論が氏のそれと一部同様の結論に達していると思われる所以で、次の論文をあわせて参照していただければ幸いである。拙稿「地方経費の現代的特徴」加藤睦夫・坂野光俊編『現代日本財政論』ミネルヴァ書房、1988年所収)。

第4章の地方税制改革論は地方税制合理化方策等調査研究委員会の『地方税制の基本的あり方に関する報告』(1984年5月)を批判し、アンチ・テーゼを示す形で展開されており、ここにも鋭い指摘が随所にみられる。筆者はこの10年余、応益原則論、都市財源論、地方税と受益者負担、土地譲渡益税の市町村委譲論、保育財政改革論などに関する論文を発表してきた(最近のものでは、「地方税制と開発利益」『都市問題』1987年8月号;「保育料政策の前進のために」『保育情報』1989年11月号)。これらは氏の研究と大部分重なっており、別稿で改めて取り上げたいと考えているので、ここでは「地方付加価値税」提案についてのみ言及する。

法人事業税への外形課税導入は府県側の長年の悲願であり、地方税制改革の重要なポイントの一つである。氏はシャウプ付加価値税やそれをめぐる論争、税制調査会の長期答申(1964年)、知事会の73年報告などにおける議論を丹念に検討したうえで、外形課税の標準として「加算法による付加価値」の採用が最も適当だと主張する。筆者もこれに賛成であり、この提案が非常に説得的であることの意義は大きい。ただ、しいて難点をいうならば、「事業税の付加価値税化」と表現するのではなく、「事業税への付加価値標準の導入」とした方が誤解は少なく、より多くの共感がえられると思われる。今日、「付加価値税」というのは一般売上税ないし一般消費税の一形態(控除法のそれ)として国際的にも普及しており、そのように受け取られることが多いからである。念のために、付け加えておくと、クララ・サリバン女史の理解や控除法による付加価値税と加算法によるそれとの区

別などはきわめて正確になされており、議論の内容や説明そのものに誤りはまったくない。

第5章の地方財政調整制度論では、狭義のそれと農業補助金論に関して一步踏み込んだ所論が高く評価できる。地方財政調整制度の根拠や機能はこれまで、ともすれば農村自治体に関して説明されることが多かったが、氏は池上惇氏の研究を発展させて、この制度の役割は都市と農村に対して次のことであると規定する。「大都市圏においては無政府的な人口膨張を抑制して定住化の条件を整備するための都市財源を確保し、農業地域においては地域産業の振興と人口流出抑制を図る」(148ページ)。そして現行地方交付税制度の矛盾が大都市圏の自治体に集中していることを、大阪府下の衛星都市・寝屋川の分析を通じて明らかにし、「基準財政需要額の算定方式を、従来の人口増加優先・公共投資優先型から、人口定住のためのより質の高い財政需要充足型へと転換させること」(169ページ)を改革課題の一つとして新たに提起している。

農業補助金論は82年に書いた論文をもとにしているとはいえるが、興味深い。農業財政論は複雑かつ、財政学の最も困難な領域の一つであり、筆者などもこれを研究のテーマとすることにたえず逡巡してきた。氏は結論的に、農業補助金改革の4原則（①農業の全面的保護、②地域農業の発展、③農業における地域自治、④地域農業の民主主義的主体形成）を提示し、その改革に二つの意義を見出している。一つは、それが「日本農業の自立と再生をかちとるための手段」であること、他の一つは、その改革自体「必然的に補助金制度全般、ひいては地方交付税制度を中心とする地方財政調整制度全般の民主的改革の問題につながっている」(185ページ)ことである。日本農業をめぐる情勢が内外とも、とみに厳しさを増している今日、農業財政改革論のいっそうの深化、具体化を願わざにはいられない。

(うちやま あきら 九州国際大学)

#### ◆寄贈図書（90年2～4月分）

日本資本主義と農村開発（岡田知弘著、法律文化社、3090円）  
福祉と医療の経済学（中西啓之著、大月書店、2200円）  
戦後政治史の中の天皇制（渡辺治著、青木書店、3090円）  
経済学と歴史変革（尾崎芳治著、青木書店、6180円）  
住友——発展の史的研究（エム・ウェ・スチャーギナ著／恩田久雄訳、青木書店、1957円）

岐路にたつ国際秩序【国際摩擦と国際理解Ⅰ】（田村悦一・柳ヶ瀬孝三・山下高之編、法律文化社、2575円）  
科学者たちからの提言——「核燃」は阻止できるか（「核燃料サイクル施設」問題を考える文化人・科学者の会、北方新社、1300円）  
女と男の第2楽章（木本喜美子編、連合出版、1500円）

地域経済学（宮本憲一・横田茂・中村剛治郎編、有斐閣、2575円）  
政治学の基礎知識（田口富久治著、青木書店、2060円）  
マルクス経済学（松石勝彦著、青木書店、2575円）  
中国——民主化運動の歴史（姫田光義著、青木書店、2060円）  
プライバティゼーション（林堅太郎著、法律文化社、3090円）  
(価格は税込み)

●書評

岡田知弘著

## 『日本資本主義と農村開発』

法律文化社 3090円

地域開発論あるいはもう少しひろげて地域経済論は比較的若い学問である。特に戦後日本では、本格的な地域開発研究は1960年代から登場したといってよい。しかしそれは戦後日本の「高度経済成長」をになった60年代の「拠点開発」等の地域開発が、歴史上経験したことのないほどの国土の変貌と人々の生活条件の一変をもたらし、とりわけ深刻な環境破壊や都市問題の発生によって、国民が開発の被害者になったという日本の特質を契機としたものであった。このため地域開発をめぐる多くの研究は、事態の緊急性、重大性のゆえに各地の開発政策の批判的検討によるモニタリング（開発の決算書づくり）に集中してきた。

それからおよそ四半世紀すぎた今日、そうした実証分析の諸成果の上にたって、一定の体系化を展望した地域経済学のすぐれたテキストが編れるほどに、地域開発・地域経済研究は深化してきている。また政策論・運動論としても「内発的発展論」にみられるように、新たな開発理念の提起もされるようになつた。

だがしかし、「四全総」段階を迎えた今日の日本の現実は、なおも戦後日本の地域開発・国土政策がはらんでいた問題点を継承しているといつてよく、不幸な歴史をもつ日本の地域開発の転換がおこっているようにみえない。それどころか、かつての日本の地域開発方式が、発展途上国等の開発モデルとして注目され、あるいは現実にも多国籍企業化の下でそれらの国に「輸出」されているよりも思われる。従つてまた、これから地域開発研究は、よりグローバルな視点にたつた各国の実態の比

較研究とともに、日本それ自体についても地域開発の歴史的特質をより深く実証的に解明する作業が求められている。ここでとりあげた岡田知弘氏の著書は、まさにこの「世界史的意義も付加された現代日本の地域開発政策の位置と特質を探ろう」との問題意識に支えられたすぐれて実証的な歴史分析の書である。

本書は、4部9章からなり、最初に著者の歴史的実証に先立って、自らの方法論にかかる理論的整理を行ったのち（「1章 独占資本主義と農村開発」「2章 日本資本主義論と地域把握」）、1930年代における日本の（農村）地域開発政策の確立（「3章 日本帝国主義形成期の東北農村開発構想」「4章 世界大恐慌と農村開発政策の本格的展開」）、戦時期におけるその総動員資源政策への再編（「5章 東北振興事業の構想と展開」「6章 日本における国土計画の形成」「7章 戦前・戦時国土開発と土地問題」）、そして戦後初期における米国资源開発政策との統合=50年代特定地域開発の登場（「8章 戦後初期農村開発と農村の再建」「9章 國土総合開発法の制定と特定地域開発」）、という歴史的过程が、政策形成過程とその地域レベルにおける政策実態という両面から立体的に、かつ手堅い手法で実証的に考察されている。とりわけ大小様々なオリジナルな論点が、それぞれ簡にして要をえた綿密な研究史・学説史総括の上で各所に提示されている。そのすべてを、ここで十全に紹介する紙数もなく、また評者が適切な論評を加えるだけの用意のない論点もあるが、本書全体を貫く論点や分析視角にかかわるいくつか

日本資本主義と農村開発

岡田知弘著

法律文化社

の特徴点にふれておこう。

第1に、本書では世界大恐慌下で登場した時局匡救事業が現代的な意味での地域開発（農村開発）政策の登場と位置づけ、その2つの柱であった救農土木事業と経済更生運動の具体的な政策形成過程と実施過程をはじめてトータルに分析し、それが「救農土木事業による社会的な労働手段の整備を基盤に、経済更生運動による農業の『合理化』と農村工業化をおしすすめて、農村の『救済』を図ろうとしたもの」（8ページ）であり、その点で「特定の地域でなく農村部全体を対象にした開発政策としての意味をもっていた」（132ページ）とする。特に、その開発方式（政策体系）も、現代農村開発に必要な道具立てはほとんど出そろっていたことを明らかにするが、ただ実際にはこの事業の帰結は資本主義の農村浸透、農民層分解（本源的蓄積効果）を促進したが、「救農」という本来の政策目標からみると限界性をもつものであった（第4章）。

第2に、本書の地域開発（農村開発）政策の展開過程の分析視角として、特定地域の開発政策レベルの分析と、「国土計画」行政の形成レベルの分析という複眼的な手法をとっていることが指摘されてよからう。すなわち、本書では、東北振興問題が、農村開発あるいは一定地域を対象にした国内地域開発政策の端緒であるととらえ、具体的にその開発構想の大正期での登場と挫折過程（3章）、そし

て全国的な時局匡救事業を経た（＝その農村開発としての限界性の露呈後に）戦時期に改めて国家政策として再登場した根拠を、政策立案過程と実際の事業過程、その帰結の具体分析を行う（5章）。その上で、本書では日本の地域開発は単なる「地域格差」の存在のみを契機として登場するのではなく、「資源政策」（「資源の計画的利用と管理」）の一環に位置づけられてはじめて確立されたことを強調する。

さて、戦時期地域開発は、東北開発という特定地域事業にとどまらず、「国土計画」としても具体化した。本書ではこの戦時期国土計画行政形成過程の分析を通して（6章）、日本の国土計画は〈都市計画→地方計画〉→〈国土計画〉というような計画対象地域の拡大や計画技術の蓄積過程の結果という単線的発展プロセスをたどったのではなく、国家総動員資源政策の流れの中で形成されたものと位置づける。また、この戦時期国土計画のプランニングは、結局、法的強制力をもつまでは結実しなかったものの、戦後にひきつがれる土地政策や工業立地を誘導・規制する産業配置政策等の計画遂行の行政手段のノウハウが蓄積されたことも明らかにしている。

さてこうして形成された日本の地域開発行政は、戦後体制への移行とともに再編成される。とくに、農地改革や朝鮮戦争期の国土総合開発法の制定と特定地域開発政策の立案・実施プロセスの分析を通して、それが戦時国家総動員資源政策からの継承性という側面と、他方では新たな条件（食糧不足、米国の対日あるいは世界戦略等）を背景として、米国式資源政策の移植・統合プロセスによって形成されたというグローバルな視点も提示する（8、9章）。こうして本書は全体を貫くモチーフとして「資源政策」としての地域開発政策の形成という論点を提示している。

第3に本書は日本におけるこの「資源政策」の定着の理由を戦争の論理のみで、理解するわけにはいかないとする。このような地域開発政策を必要とする社会経済条件が存在していた。それが「重化学工業段階の工場および都市と農村の物質代謝関係」の攪乱という論点である。とくにこの問題は7章で、戦前期国土開発政策の展開としての農地・農村破壊の進行と、それを「管理」しようとした戦時農地立法の実施過程の分析とその本質的意味の考察を通して明らかにされるが、しかしこの問題は、戦時・戦後を通じる基礎過程であるとされる。

以上とも重って、もう一つ重要な論点として本書では生産力拡充を目標にした戦時国土開発の中で、古い土地問題（＝農村内部の地主・小作問題）と並行しながら、都市的土地所有・利用による農地破壊と高地価問題という新たな土地問題（＝農業的土地所有・利用と都市的土地所有・利用の対抗）が醸成され、「土地問題の二重化」が進行していたことを明らかにする（7章）。これが本書の第4の特徴である。本書はこの分析を通して、戦時農地政策を土地市場の調整を目的とした現代的土地区劃の形成として把握し、また「土地問題の二重化」視点から戦後農地改革の再把握という問題を提示している（7、8章）。

この他、触れるべくして触れえぬ論点も多いが、本書が、従来ほとんど空白に近かった戦前からの地域開発政策史の全体像を、豊多い資料発掘とその解釈を着実な手法で行って提示した意味はきわめて大きい。

ただ残された課題としては、筆者自らが述べているように、現代の地域経済や農村開発問題のより包括的な追究の上にたって、改めて地域開発や地域経済概念や方法論の理論的な再構成・体系化が必要であろう。「拠点開発」方式の登場（これ自体の戦時工業化政策

との連続性と断絶性などの論点もふくめ）以降の戦後日本地域開発の展開過程の具体分析を通したとき、筆者の視角と方法にかかる「都市と農村の対立」「人間と土地との物質代謝の攪乱」という地域開発の契機はどのように掘り下げられ、地域開発論あるいは地域経済論としてトータルに体系化されるのか。また山田盛太郎と島恭彦の地域経済把握の批判的検討によって得たとする筆者の「動態的構造論」の方法の体系化もまたれる。何故かといえば、本書を読んでみて評者に結局よくわからないまま残った疑問が、地域開発研究の基礎過程である「地域経済」・「地域問題」概念を筆者がどのように把握されているのか、ということであった。また、「地域開発政策」を「國家権力が、国家的見地から、公的行財政手段と私的資本を意識的に活用して、一定地域の改造を図る政策」（2ページ、……は評者による）とさしあたり規定されたことも同様である。この点は、戦前日本において、「国家レベルでの『都市政策の欠如』」（3ページ）を理由に、戦前の地域開発政策を「農村開発」で代表されるとする点にもかかわっている。地域開発の概念規定にも、戦前からの都市計画史などの計画行政史や、戦後地域開発の実証研究の成果をふまえた再把握が課題と思われる。

（遠藤宏一 日本福祉大学）

●書評

田口富久治編著

## 『ケインズ主義的福祉国家』

青木書店 2369円

1970年代後半から80年代に至って先進資本主義国で展開された政治経済体制の再編について、その意味、性格をどうとらえるかは、この10年来内外の数多くの研究者が様々な角度から取り組んできたテーマである。本書もまたその一つであるが、本書は政治学分野の研究者によってなされた包括的な国際比較研究である。以下、簡単に内容を紹介しながら、コメントを添えていきたい。

### I. 本書の内容

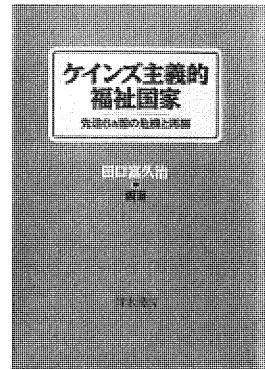
本書は、表題が『ケインズ主義的福祉国家』となっているが、いわゆる狭い意味での「福祉国家」研究を意図したものではない。これは筆者たちが第2次世界大戦後の先進資本主義の国家形態をこのように規定していることによるもので、1970—80年代の先進資本主義国の変動を「ケインズ主義的福祉国家の危機と再編」としてとらえるのが、本書を貫いている基本視点である。

ただし、この表題とも関わって最初に読者を戸惑わせるのは、本書には「ケインズ主義的福祉国家」以外にもう一つのより基底的なキー・タームがあることである。それは最近、現代資本主義論の有力なタイプとして流行しているレギュレーション理論の「フォード主義的蓄積体制」である。まず戦後資本主義の国家形態の基底にある資本蓄積体制が「フォード主義的蓄積体制」として把握され、この「フォード主義的蓄積体制」の調整様式の一環として「ケインズ主義的福祉国家」が位置づけられている。本書の筆者たちは、おそらく当初は国家形態論レベルでの問題意識に

限られていたか、あるいはケインズ主義の概念的含意として国家形態と資本蓄積体制の関連が念頭にあったのかもしれない。それが、共同研究の過程でレギュレーション理論のインパクトを受けて、このような国家形態としての「ケインズ主義的福祉国家」、基底的な資本蓄積体制としての「フォード主義的蓄積体制」という理論構造になったと思われる。だから、勝手な注文かもしれないが、本書の表題は、キー・ターム、あるいは筆者たちの依拠する戦後資本主義体制の基本フレームからすれば、ずばり『フォード主義的蓄積体制とケインズ主義的福祉国家』としたほうが、ずっとわかりがいい。

本書は、以上のようなキー・ターム、あるいはフレームが妥当かどうか、またそれらが各国分析で十分に展開されているかどうかが問われる構成になっているが、以上のようなキー・タームの説明は、まず第1章／序論の田口論文「ケインズ主義的福祉国家の危機と再編」によって与えられている。それを受けた各章で6人の研究者による各国分析（穴見明「霸権国家アメリカの動搖」、梅川正美「福祉国家の危機とサッチャー政府」、小野耕二「西ドイツ福祉国家の再編成」、西村茂「フランスにおける危機と構造」、鈴木桂樹「イタリア『福祉国家』の危機と変容」、後房雄「企業国家日本の動搖——再編成の軌跡」）がなされている。

なぜ、第2次大戦後の先進諸国の国家＝社会体制を「ケインズ主義的福祉国家」と定義するのか、田口論文は、まず「ケインズ主義的」の規定について、「政府の公共支出による有効需要の創出政策、ないし政府の総需要管理による、



市場関係を通じての、経済政策の政治的コントロールのシステム」の意味であるとする。ここには、現代の国家形態を「介入主義国家」ととらえる田口氏の基本認識が下敷になっていると思われるが、とりわけ「ケインズ主義的」というのは、ケインズ主義が戦後西側の支配的な介入イデオロギー（パクス・アメリカーナのもとでのブレトンウッド、自由貿易、多角主義の「国際ケインズ主義」、混合経済・完全雇用・社会保障を3本柱とした「国内ケインズ主義」）であったからとされている。次に「福祉国家」についてであるが、これについては、加藤栄一氏のいわゆる「同権化」の視点による定義、「福祉国家とは、労働者階級の政治的、社会的、経済的同権化を中心にして形成され、全国民的な広義の社会保障制度を不可欠の構成要素とする、現代資本主義に特徴的な国家と経済と社会の関係を表現する用語」を採用している。

さしあたりこうして定義された「ケインズ主義的福祉国家」が果して戦後のアメリカをはじめとする先進諸国にすべてあてはまるのか、実は田口論文を読む限り、この点について最初からもう一つクリアとはいえない。田口氏は、各国の個性や独自性が大きいことを積極的に認めている。結局、戦後の先進資本主義に共通する国家介入主義の表象という意味で「ケインズ主義的福祉国家」なる特徴づけが与えられているといってよ

いであろう。

さて、田口氏が、レギュラシオン理論やその影響を受けた西ドイツのヨアヒム・ヒルシュの主張とかかわってのべている「フォード主義的蓄積体制」の概念と「ケインズ主義的福祉国家」に関連については、次のようになる。フォード主義的蓄積体制は全生活領域の資本化によって徹底的に社会解体をおしすすめる。このために社会保障を通じる再分配制度による社会的な統合や規制のシステムとして「福祉国家」が必然となる。このような「福祉国家」が有効に機能しえるかどうかは、これまたフォード主義的な蓄積体制が維持され、そのもとで持続的な経済成長がなされるか否かにかかっている。戦後の「福祉国家」の発展とそれを支える経済成長が維持されてきたのは、アメリカのヘゲモニーのもとでフォード主義的蓄積体制が国際的に形成され、それが有効に機能しえてきたからであった。ところが、70年代以降の大危機はなによりもますこのフォード主義的な蓄積体制の危機として発現した。したがって、フォード主義の危機が経済危機と財政危機を媒介として「福祉国家」の基礎条件を崩壊させ、ひいてはケインズ主義的な国家介入を追込み、再編を余儀なくさせるに至った、というわけである。

なお、付け加えておかなければならぬ点として、本書における「ケインズ主義的福祉国家」の政治過程の含意である。「ケインズ主義的福祉国家」の雇用保障や所得再分配施策のもとで、社会の利益諸集団や政党は自己利益の獲得競争=分捕り合戦にしぜぎをけざる。こうした利益諸集団の要求に福祉国家が機能的に応えられるためには、やはり経済の高度成長が大前提である。その可能性が失われると、福祉国家は政治過程的にも有効に機能しえなくなる。「福祉国家の新集団政治、各集団の集団エゴイティックな行動様式が、

高度成長の終焉、ないし経済・財政危機とあいまって、福祉国家の危機を招來」したとされている。

それでは、各国の危機への対応いかなる形態で展開されてきたのか、田口論文は相対的なグループ分けとして三つあげている。一つはネオ・コーカソラティズムの対応（スウェーデン、西ドイツなど）、もう一つは新自由主義・新保守主義的対応（イギリス、アメリカ、日本）、さらにはディリジスムと左翼ケインズ主義の組合せ的対応（フランス、ミッテラン政権の初期）である。ただし、イタリアはこれらのいずれにも入らない独自の型だとされている。

## II. 本書に対するコメント

さて、コメントに入っていきたいが、先にものべたように本書は何といってもそのキー・タームとフレームの有効性が問われる書であり、またそれらが各国分析において妥当性を保持しえているかどうかが問われる。とはいっても、筆者たちは政治学分野の人々であって、政治学的な分析フレームや切り口を駆使しており、その面で他分野からのコメントは外在的なものになるおそれがある。それを承知で、言及してみたい。

まず、各国分析は、いずれも力作揃いで、筆者たちの研究力量の高さが示されているが、「ケインズ主義的福祉国家」と「フォード主義的蓄積体制」の関連はそれぞれどのように把握されているであろうか。

アメリカ（穴見）については、ニュー・ディール期に「ケインズ主義的福祉国家」の要素（労働組合の公認、社会保障制度の導入、政府の有効需要政策）が芽生え、戦後に制度化されたこと、「ケインズ主義的福祉国家」が「フォード主義的蓄積体制」を大衆購買力の面で補完する機能を果したこと、そしてレーガン政権のすすめた政策（労働組合抑制、社会福祉給付

の圧縮、税制改革）は「ケインズ主義的福祉国家」からの転換であったこと、など本書のフレームに沿った把握がなされている。

イギリス（梅川）についても同様である。同国の戦後初期の経済成長を「フォード主義的蓄積体制」の視点から評価し、これがイギリス「福祉国家」の社会保障と雇用保障を可能にしたとしている。イギリス「福祉国家」の経済的基盤について、それを「フォード主義的蓄積体制」としてとらえる視点は、確かにこれまでになかったものとして興味深い。ただし、イギリスの「フォード主義的蓄積体制」は生産に弱く、消費に強い不均衡をもっていたために、それが「福祉国家」のネックとなる。ケインズ主義も一定の政策展開があったものの有効に機能せず、その後コーカソラティズムの対応もうまくいかなかった。こうした背景のもとでサッチャー政権が登場するわけである。

西ドイツ（小野）については、戦後経済再建期におけるCDU/CSU保守政権の「社会市場経済」政策は「フォード主義的蓄積体制」の特徴を典型的に備えたものであったが、「ケインズ主義的需要管理と福祉国家の発想は稀薄」であったとされ、「福祉国家の制度的整備は60年代末からのSPD政権の「総合的経済操縦」策以降とされる。この時期に、西ドイツにおける「フォード主義的蓄積体制」に適合した「ケインズ主義的福祉国家」が成立したという。70年代後半には再びCDU/CSUが政権を握り、ポスト・フォード主義と脱「ケインズ主義的福祉国家」が模索されているが、同国の政治状況によってまだ実現されていないとされる。

フランス（西村）については、戦後の「フランスの奇跡」を支えてきた経済体系は「ケインズ主義政策プラス国家指導型計画経済」であるが、戦後ドゴール時代の70年代前半までの「成長の好循環」

を導いたプロセスは「フォード主義的蓄積モデル」で説明されている。その後の危機の時代ニジスカール政権を経て、ミッテラン政権が登場するが、初期の左翼ケインズ主義的政策が挫折してからは、転換摸索の状況が継続しているとされる。

イタリア（鈴木）についても、戦後の経済成長は「フォード主義的蓄積体制」の枠組みで位置づけられている。ただし、経済の二重構造、低賃金のもとでの大量大衆消費、ファシズムの遺産である国営企業の役割など、イタリア的独自性があげられている。また70年代の労働の攻勢に対して、80年代に資本の巻返しと攻勢による政治再編が効を奏してきた経過が跡づけられている。

日本（後）もまた、戦後の「高度経済成長」は「フォード主義的蓄積体制」の展開としてとらえられ、経済成長を主導した国家、とくに1960—72年の池田・佐藤両政権下の国家は典型的に「日本型フォード主義国家」の性格を備えた企業国家であったとされている。この「フォード主義的蓄積体制」が空前の公害、過疎・過密等の地域問題を噴出させ、住民運動の高揚と革新自治体の全国的成立の背景となつた。このため1970年代の後半以降、企業国家の動搖が深まり、政府・自民党的政策転換と危機管理的対応、企業の「減量経営」や「国際化」路線による「フォード主義的蓄積体制」の再編、さらに

臨調「行革」による国家改造と「高度企業国家」の形成が展開されることになる。

一応各国分析は、本書の分析フレームである「ケインズ主義的福祉国家」と「フォード主義的蓄積体制」の関連が、各国毎の特殊な政治経済構造があるものの何らかのかたちで典型把握されているといえる。ただし、両者の行き詰りに対する対応となると、各国のパターンは共通性という面でそれはどはっきりしていない。

さて、全体の感想についてのべると、第1に、戦後の国家体制に対する「ケインズ主義的福祉国家」の規定がいま一つ重みが感じられないことである。また、「ケインズ主義的福祉国家」と「フォード主義的蓄積体制」の関連があまりにも整合的にとらえられすぎている。それは、本書が国家と資本蓄積の構造連関、とくに独占段階のそれについて基礎的な考察を省いて、いきなり特定の機能・形態分析を展開しているからではないかと思われる。その意味では、従来の理論との関連、少なくとも從来「ケインズ主義的福祉国家」も含めて用いられてきた国家独占資本主義の概念的有効性や限界、さらにはレーニン『帝国主義』論レベルとの関連などを、執筆者たちがどう考えているか知りたかったところである。

第2に、レギュランオン理論は、確かに戦後資本主義の蓄積＝拡大再生産モデルの理論的体系化の試

みとしては強力なインパクトをもっている。だが、それは、かなり均衡論的なモデルの印象をぬぐえない。蓄積構造全体の均衡性や整合性に力点がおかれるあまり、そもそも資本主義の独占段階に特有な蓄積構造の不均衡性や、国内的国際的な諸資本、諸産業の不均等発展のダイナミズムが軽視されているくらいがある。また、先ほどふれた独占段階の国家と資本蓄積の構造的連関の面で、金融資本の位置や役割をどうとらえるのかも明確でない。金融資本の蓄積メカニズムを軸にすると、もっと別な、あるいは違った現代資本主義の国家と資本蓄積の関連、世界的な危機や再編過程の意味づけが与えられる気がする。レギュランオン理論の、蓄積体制の歴史的区別についても、19世紀＝「外延的」、20世紀＝「内包的」というのはいかにも単純化しすぎている。その点で、レギュランオン理論に関しても、全面的に鵜呑みにせず、筆者たちの独自の吟味があればよかったですと思われる。

本書は、以上のように読者がキー・タームや分析フレームにこだわると、いろいろ異論を抱くかくもしれない。しかし、この間の先進資本主義諸国の危機と再編過程の究明の書としては、きわめて有益かつ水準の高いものであることは疑いない。

（成瀬龍夫所員 滋賀大学）

（71ページよりつづく）

記念講演に続いて、閉会の挨拶が森岡孝二氏（研究所理事長）からなされました。田尻氏の講演を受け、森岡氏は過労死問題を取り組んでいく中で、「ふろしき残業」などを経済学がまだ解明できていないこと、そのための理論がいま

求められていることを強調されました。そして、資本主義、社会主義諸国が直面している課題に基づき基礎研が真正面から取り組んでいくことを表明し、その輪をひろげていくために『通信』の拡大、所員、所友の拡大を提起されました。経

済学が解明すべき課題が山積みされていることを参加者一同が胸に刻み、90年代の幕開けにふさわしい春季交流集会は成功裡に終わりました。

（研究科委員長 井内尚樹）

●モニター書評――

基礎経済科学研究所編

## 『ゆとり社会の創造』

昭和堂 2100円

### 「生活者」の視点から 社会教育実践の再構築を

現代の私たちの生活はさまざま面において便利になったが、同時に多忙化している。先進資本主義国の中での年間労働時間を比較したグラフが本文中に掲載されているが(13ページ)、日本のそれは2150時間で、西ドイツやフランスのそれと比較して500時間ほど長い。反対に、自由時間は両国と比較して850時間ほど短くなっている。この事実は本文中にも指摘されているように、「労働者の人間的発達と自由な活動のための時間」(14ページ)の著しい制限をもたらしていることを示している。また、これらの事実を裏付ける職場の実態として、有給休暇の消化率の悪さ、サービス残業の横行、産前産後休暇・育児休暇の期間の短さなどがさまざまな機会に報告されている。また、労働時間には直接含まれないが、大都市圏の地価高騰に伴って長時間通勤を余儀なくされている労働者も相当数存在している。このほかにも、過労死や出向の構成など、わが国の労働者のおかれた劣悪な状況をあげればきりがない。

基礎経済科学研究所編『ゆとり社会の創造』は、マルクス『資本論』をテキストにして、このような状況を変え「諸個人の人間的発達を第一義的にする豊かさ」を築くためには、労働日の短縮という最重要課題とともに、私たち一人ひとりが自分自身を「生活者」として位置づけることが必要であると述べている。生活者とは、①「労働し、消費し、統治する主体」、②「さまざまな人間的活動を通して

その潜在的諸能力を無限に發揮し発達させる主体」、③「資本や権力から独立した一個の人格」、④「自立的であるとともに互いの協同になかにおいて発達をとげていく人間」である、とイメージされる(274~275ページ)。そして、その生活者が、①生活過程をつくりかえる、②生活者の所有の拡大をはかる、③他人支配の力を弱める、といった三つの課題に取り組むことによって、生活者民主主義と「ゆとり社会」の実現がなされると述べている(287ページ)。以上のこととは、高度に発達した資本主義社会のもとでさまざまな人間疎外が進んでいるわが国において、この状況を変え人間性が回復された人間の全面発達を保障した社会を築くための重要な示唆である。

「生活者」形成のためには、今までの教育実践、社会福祉実践、労働運動、生活協同組合の運動に代表される消費者運動、政治を変革する運動をつなぐネットワーカーが地域コミュニティに多く出現することが望まれる。それを可能にするためには、これらの運動が個人の人格のなかにおいても、地域コミュニティのなかにおいても、有機的に組み合わされることが必要であろう。このことは、すでに二宮厚美・今崎暁巳両氏が『暮ら人と女と街づくり』(労働旬報社)のなかで述べている「複属・複眼的人間のネットワーク」と重なるものであるが、実践的には重要な視点である。とりわけこのなかでも教育に関する取り組みの方向性について明らかにすることは、生

涯学習政策との関連で重要であるようと思える。

地域コミュニティ内の教育実践、とくに社会教育の分野では生活者民主主義の主体形成の契機となるさまざまな活動が展開されている。母親たちが自ら学ぶ場を求めて婦人学級を開設したり、余暇活動の方法のわからない障害をもった青年たちが仲間の支えを得て障害者青年学級を開設した例などは、学ぶ要求を実現し自らの発達と集団における連帯を創出した点において意義のある活動である。社会教育とは、憲法26条において保障されている教育権を基礎として教育基本法・社会教育法において規定された学校教育以外の教育のことを指す。地域コミュニティレベルでの旧来からの人間連帯の崩壊や、地域の教育力の喪失、人々の生活技術能力の低下などが深刻な状況を呈しているなかで、本書で触れられている「生活者」の概念をカギにして社会教育の実践体系を再構築する必要があるよう思う。その際、第12講において述べられている新しい方の生涯教育の諸原則、すなわち、「①学ぶ内容を民衆側が自己決定する原則、②教育者が教育される相互育ちあいの原則、③働く者の経済管理や社会等値能力をも培うという目的の総合性」(288ページ)がおおいに参考になる。

「生活者民主主義の最奥の基礎」(289ページ)となる生涯教育・社会教育実践を地域コミュニティにおいて展開していく必要性を強く感じるとともに、それらの基礎となる経済学の学習の必要性をあらためて強く感じた。

(布村伸一 団体職員)

---

## ●基礎研だより● 1990年度春季合宿研究交流集会のまとめ

---

1990年度基礎研春季合宿研究交流集会が、3月17日(土)午後1時30分～18日(日)午後3時30分、京都府八幡市にある石清水八幡宮の研修センターで開催されました。初めて使用する会場だったため、主催者側では財政収支上の問題を心配していましたが、うまくクリアできました。参加者は関西圏を中心としながら、遠く広島・高知からも来られ、のべ56名が参加されました。今年度の参加者の特徴は、初参加が非常に多かったことでした。それは、「資本論・帝国主義論講義」の受講者がかなり参加されたことによるものです。以下、プログラムに沿って内容を紹介していきます。

17日の午後2時から5時までは、共通シンポジウム「資本主義と社会主義——東欧の民主化運動と社会変革の諸問題——」が開かれ、佐藤卓利氏(広島支部)と高島嘉巳氏(大阪支部)を司会として、二つの報告がもたれ、討論が行なわれました。最初の報告は『豊かさ』論と社会変革」と題して、哲学者の中村行秀氏(千葉短期大学)をお招きしました。基礎研ではこの間、「豊かさ」論を系統的に探究してきたのですが、近年、哲学界で「豊かさ」論がさかんに展開されており、その成果を学ぼうということで、『哲学入門——生活のなかのフィロソフィー——』(青木書店)を出されてまもない中村氏をお招きすることになった次第です。中村氏の報告では、生活を「生活活動の総体」としてとらえ、真の豊かさとは「生活活動の自由」であるということが強調されていたように思います。もう一つの報告は「東欧社会主義の改革の諸問題」と題して、高知支部から田中宏氏をお招きしました。田中氏は予定報告者の都合が悪く

なってのピンチヒッターでしたが、その内容は充実したものでした(内容は本号に掲載されていますので、そちらを参照して下さい)。そして、中村報告に対しては、菅野昌英氏(大阪支部)が、生協の商品開発をめぐる議論を手がかりに、「安心と安全」という生協活動が直面している問題をふまえながら、豊かさをどのように考えるのかをコメントされました。また、田中報告には、塚田雅幸氏(大阪支部)が、ペレストロイカの最新動向の報告という形をとりつつ、コメントを行なわれました。フローラーを交じえた討論では、おもに資本主義と社会主義の「豊かさ」をどう捉えるかが議論されました。ただ、資本主義の「豊かさ」と社会主義諸国における民主化運動という、やや異質な内容を共通テーマとしてため、必ずしも議論がうまく噛み合わなかったように思われました。

17日の夜は、「研究科交流の集い——“How to 働きつつ学ぶ”——」と題して、藤岡惇氏(京都支部)から「アメリカでついに発見した基礎研的運動—Participatory Researchの教訓にも触れつつ——」、十名直喜氏(大阪支部)から『働きつつ学び研究する人生』に幸あれ!」を報告いただきました。藤岡氏は半年間のアメリカ留学から帰国されたばかりで、現地で得られた情報を披露され、その内容は基礎研活動の今後の方針性にも関わるものでした。また、基礎研初期から「働きつつ学ぶ」活動に参加されてこられた十名氏には、この間の生活を振り返ってもらい、その喜びや苦しみを語ってもらいました。藤岡報告も十名報告(形を変えてですが)も本誌に掲載されていますので、そちらをご参考ください。予定としては、

さらに参加者からの問題関心報告も準備していたのですが、時間都合でわずかの人しか報告できなくなり、続きは夜の懇親会で行なうことになりました。これは資本論・帝国主義論講座の受講生の方々に研究生になってもらうべく、基礎研の力持ち労働者研究者から「働きつつ学ぶ」経験を語ってもらおうというのが目的だったのですが、経験談が少し重すぎたようでした。

18日の午前中は3つの分科会に分かれ、計8本の自由論題報告が行なわれました。報告者とテーマは以下の通りです。

第1分科会——①仲野組子氏(大阪支部)「外国労働者流入の原因と背景」、②原田芳行氏『所有権』に関する覚え書』(第1学科・合同)、③中原隆幸氏(大阪支部)「レギュラシオン理論の方法論に関する一考察」。

第2分科会——①奥田則之氏(第2学科・京都)「青年の意識動向について——『世界の青年との比較から見た日本の青年』を中心に——」、②藤本智氏(香川支部)「国民本意の民主的税制改革の展望」、③小森治夫(京都支部)「地価理論の検討」。

第3分科会——①間崎元子(高知支部)「今次診療報酬改定の問題点」、②藤田信弘(京都支部)「1950年代アメリカ生活様式の展開と消費者の自立化」。

午後からは、淀川勤労者厚生協会社会医学研究所所長である田尻俊一郎氏を講師に、「医師からみた今日の労働現場と過労死」と題した記念講演を開きました。医師である田尻氏は、過労死の問題を日本経済の成長に重ね合わせ、その時々に自らが直面した労働現場の取組みを多数紹介し、過労死問題の深刻さを私たちに突きつけてくれました。(69ページへつづく)

# 全所員の叡智で第13回研究大会の成功を

いよいよ基礎研最大の行事、夏の研究大会が近づいてきました。激動の情勢にふさわしく、大きく成功させるために、実行委員会では次のような大会の枠組みを決定しました。

その中身に何を描き、何を盛り込むかは、所員・所友の皆さんのがどれだけ積極的に参加・報告していただけるかにかかっています。

開催日と会場はすでに決定しました。いまから日程をあけておいて下さい。また、大会への要望や提案などを実行委員会あてにどしどしお寄せ下さい。

日時 1990年7月13日(金)午後2時～15日(日)午後4時

場所 岩清水八幡宮研修センター(京都府八幡市)

大会テーマ案 大変動のなかの経済学——21世紀にむけてどう前進するか

## プログラム

	午 前	午 後	夜
13日		分科会(A)	分科会(B)
14日	外国事情を聞く会、その他	メイン・シンポジウム	基礎研総会
15日	自由論題分科会(C)	記念講演	

### ◆ メイン・シンポジウム企画案

テーマ 大変動のなかの経済学——21世紀にマルクス経済学はどう生きるか

昨年の研究大会では、現在の技術変化と資本主義の世界的再編運動との関連を取り上げました。昨年秋以来、この再編運動は、「スターリン型社会主義」の自壊運動と絡まりながら進行するという大変動の時代を迎えています。この大変動の本質をどうとらえ、今後の基礎研運動の課題につなげていけばよいのか。このホットなテーマを朝日テレビ系「朝まで生テレビ」的なスタイルで、6人程度の討論者(交渉中)にフランクに縦横に、フロアを交じえて論じていただきます。論じていただくテーマは、①社会主義の民主的再生は可能か、②ポスト冷戦体制と日米関係のゆくえ、③経済学理論は今後どのように変化していくか、とします。

### ◆ 記念講演

「現代日本の労働者生活と人権状況」(講師は交渉中)

(大会実行委員長 藤岡 慎)

\*大会参加を希望される読者の方は、事務所までご連絡下さい (075-255-2450)

## 編集後記

▼今年の桜の開花はたいへん早く、また、木々の新芽がふき出すのも早かった。その分だけ長く、新緑の鮮やかさを楽しむことができたようを感じる。その新緑の爽やかさを今号の表紙の色に写してみた。

▼昨年来のソ連・東欧の激動は、我々にも大きな衝撃を与えた。多くの雑誌がこの問題にかんする特集をくみ、様々な出版物が刊行されている。『通信』誌も今号では社会主義を特集し、4人の専門家に登場していただいた。しかし、この問題は、とても1回の特集でかたのつくようなものではない。これから、いろいろな角度からとりあげ、大いなる論議・探究をす

すめていきたい。

▼今回は連載物を休まずにする。さらに、新連載「入門講座・近代経済学とマルクス経済学」を開始した。比較的若い気鋭の基礎メンバーが担当して、魅力ある入門講座になると期待している。読者からの要望等があれば、ぜひお寄せいただきたい。

▼この5月から7月まで、基礎研では、『通信』の普及と所員・所友の拡大運動にとりくんんでいる。今年のとりくみの特徴は、『通信』の普及はもちろんのこと、所員・所友への勧誘を積極的に呼びかけていることである。『通信』読者の方は、さらに進んで所員・所友

になっていただき、この激動の時代に、経済科学の創造的発展のための運動に加わってほしい。

▼このような時代において大切なことは、どのような権威や権力にも従属することなく、自立した自由な創造的活動を続けていくことである。また、異なった見解や立場を尊重しつつ、率直な討論・論争を保障することである。『通信』はそのような自由で自立的な経済科学の探究の場として、今後ともその役割を果たしていきたいと思う。読者のみなさんの率直な批判、要望、提案をおよせいただければ幸いです。

(重森)

## 経済科学通信 (季刊) 第63号 1990年6月1日発行

### 編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)  
振替京都 8-1972 TELおよびFAX(075)255-2450

### 編集責任者

### 編集局

重森 晓  
芦田 亘 梅原 英治 江尻 彰  
角田 修一 小倉 信次 重森 晓  
高橋 信一 高山 新 竹味 能成  
中谷 武雄 西田 達昭 松野 周治  
横山 寿一

### 印刷所

新日本プロセス株式会社  
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)  
TEL(075)661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

野村秀和○編著

¥2800

# 企業分析

## 考え方と実例

会計制度にもとづいて作成・公表される決算数値を、科学的かつシンプルに解析して、個別企業の経済的実態に迫る手法と考え方、実例豊富に解説――分析会計学の手ほどき。

### 【主要目次】

- 現代の企業・経営 / 2 ● 決算数値の意味と限界 / 3 ● 資本の性格と業界事情 / 4 ● 成長性指標の吟味 / 5 ● 収益性指標の吟味 / 6 ● 安定性指標の吟味 / 7 ● 内部留保指標の吟味 / 8 ● 國際比較の事例紹介 / 9 ● 中小企業と経営危機の兆候 / 10 ● 総合的視野に立つ分析を

¥6000

# 経済学と歴史変革

尾崎芳治○著

諸価値が動搖するいま、人間の生の総体に目を凝らして、経済学を人間の物質的・精神的生活の仕方・様式の過去と現在と未来とを認識し見通す理論として、新構築する。

### 【本書の構成】

- 第一部 ● 資本の創成
- 第二部 ● 資本主義の生産 II 生活過程と未来社会
- 第三部 ● 近代的土地所有の歴史理論

屋嘉宗彦○著

〔青木教養選書〕 ¥1700

# 現代資本主義の経済理論

資本蓄積と生産力発展の性格、資本と賃労働の敵対的性格の変化など基礎的問題を考察するとともに、大内力、池上惇らすぐれた諸理論の検討をとおして現代資本主義の特徴と矛盾を解明する。

松石勝彦○著

〔青木教養選書〕 ¥2500

# マルクス経済学

商品経済・市場経済とは何か――マルクス『資本論』の経済学を、第1巻だけでなく、第2巻・第3巻の核心部分を解説しつつ体系的かつコンパクトに叙述。マルクス経済学のトータルな入門書。

エム・ヴエ・スチャーゲナ○著

恩田久雄訳 ¥1900

# 住友――発展の史的研究

ソ連の女性研究者の見た巨大企業グループの素顔とその急成長の「秘密」。住友の経営史を、江戸時代における家業経営期・明治から昭和の敗戦にいたる住友財閥期・戦後の住友グループ期の三期に分けて、それぞれの時期を、特徴あるユニークな視点と旺盛な探求心とで多角的かつズバリと論及!

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL03-292-0481 FAX03-292-0475 [価格税別]